

奨学金返還支援に係る市町村の取組状況（令和3年6月1日時点）

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	赤平市	高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学中、赤平市人材育成・定住促進奨学金の貸与を受け、同奨学金の返還が開始になった者	奨学金の返還期間内	特になし	高校・大学等を卒業後、赤平市内に居住し、市内または市外の企業等に就労した場合	特になし	卒業後1年を経過した後、返還開始となるが、返還中の年度における基準日の居住・就労状況により、全額または半額免除（毎年度、住民票・就労証明書提出）	（卒業後1年を経過した後）返還開始となる時期から支援（返還免除等）開始 ※該当要件の届出状況による）	2016	未定
北海道	深川市	特になし	大学等を卒業し、正規社員等として市内事業所等に就職した日または自営業者等となった日において、年齢が満30歳に満たない新卒者及び既卒者	特になし	大学等を卒業後、市内事業所等に正規社員等として就業、または自営業者等となり、本市に住民登録があり、現に居住しているもの。	特になし	返還した奨学金の相当額（月額1万円を上限とし、最大36万円）	補助対象者として登録が決定した年度から3年間	2019	未定
北海道	上砂川町	上砂川町の住民の子弟であること。	卒業後1年。	なし。	上砂川町内に居住し、常勤雇用であること。	公務員、出向者、転勤者を除く。	町内企業常勤雇用者は貸付額1/10免除。 町外企業常勤雇用者は貸付額1/20免除。	返還開始時	2017	未定
北海道	栗山町	特になし	大学等卒業後、年齢27歳以下	特になし	町内で就業若しくは起業した者で栗山町に住民登録のある方、且つ資格申請日から5年間、栗山町に居住する意思がある方	特になし	前年1年間に返還した額の1/2以内（上限額15万円）を翌年に助成。3か年度。	登録した年度の次年度4月以降	2019	未定
北海道	北竜町	なし	満35歳未満の者	保育士養成	就業の日から6ヶ月以内に北竜町内に居住し、その後5年間居住する見込みのある者 町内の保育施設に職員として勤務する保育士	保育士	奨学金の返還総額（上限額：240万円）	就業時	2020	未定
北海道	沼田町	沼田町の住民	学校教育法に定める高等学校及び大学（高等専門学校を含む。）に在学し、学業成績が優秀で経済的な理由により就学困難なる者	無し	・沼田町内に移住 ・農業後継者又は商工事業後継者として就労又は沼田町内に事業所を有する企業（但し公務員を除く）に勤務する場合	公務員を除く以外無し	5年以内 高等学校に在学の奨学生は月額15,000円以内 大学等に在学する奨学生は月額30,000円以内の額	就労時	2016	－
北海道	札幌市	・募集年度に大学、大学院、短大、高専、専修大学を卒業予定の方、または上記学校を3年度以内に卒業し、北海道外に住所を有している方	年齢要件なし	特になし	・就職後、さっぽろ圏内に居住する方 ・札幌市が認定する企業等に正社員、その他正規採用者として就職予定の方	・さっぽろ圏内に本社を置く中小企業（中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社） ・圏外本社場合は、圏内に事業所があり、そこで働く者を採用する中小企業	奨学金返済額を交付（年間最大18万円）	さっぽろ圏奨学金返還支援補助金要綱第9条の交付要件を満たす者	2020	2026
北海道	北広島市	なし	大学・大学院・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学中で申請年度に卒業予定	なし	・卒業した年度の翌年度に正規雇用による就職（公務員を除く。）か起業をしている。 ・北広島市内に定住	正規雇用による就職（公務員を除く。）	返還した奨学金の額（1カ月分の上限額は1万円）を3年間補助	大学を卒業した年度の翌々年度	2017	2024
北海道	島牧村【1】	村内に在住する者の子	高等学校・高等専門学校・盲学校・聾学校の在学者	特になし	卒業後2年以上村内の主要産業にに従事する場合、全部または一部の返還を免除	村内であれば特になし	全部または一部免除	規定なし	1976	－
北海道	島牧村【2】	村内に在住する者の子であり、社会福祉士、介護福祉士、保育士の養成施設に在学する者。 村の職員として村内の福祉施設にて従事する者。	なし	特になし	養成施設を卒業した者は、就学資金を貸付た期間の従事を条件とする。（最低3年） 村の職員として従事した者の返還支援については、5年以上。	医療福祉職として、村内の施設又は村内の施設と提携している施設に従事	全部または一部免除	規定なし	2020	－
北海道	寿都町	町内に在住している者の子	特になし	特になし	特になし	町内医療機関や福祉施設	貸付分全額	貸付後5年以内に町内の医療機関や福祉施設で従事	2007	未定

※未記入箇所については、「－」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	黒松内町	黒松内町、長万部町（隣接する高校のある自治体）及び後志管内の18町村	年齢要件なし	医療・保健・福祉分野	黒松内町内の関係事業所へ貸付期間（主に2～6年）相当の就業が要件	医療・保健・福祉 （資格：薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭、臨床心理士）	資格により月額5万円から8万円（主に120万円～576万円）を全額免除	各分野養成機関への入学後	2015	未定
北海道	喜茂別町	なし	高校・大学等新卒者	なし	町内に住民登録をし、町内事業所等に正規に雇用され、5年以上継続して就業する見込みであること	なし	年度内に返還する奨学金の額とし、年間最大18万円を5年間（最大90万円）支援する。	町内に住民登録をし、かつ町内事業所等に正規雇用された年度より	2021	未定
北海道	倶知安町	なし	なし	保育士養成・幼稚園教諭免許	・住民基本台帳に記録され、町内保育施設に正規に雇用 ・他制度による返還支援を受けていない ・町税を滞納していない ・暴力団員ではない	町内認可保育所及び認定こども園	・年度内に返還する奨学金の額（上限24万円） ・最初に交付申請した月から起算して60月を限度 ・繰上償還等による返還額は対象外	・助成対象要件を満たした時期 ・毎年度末に実績報告書提出後に助成金交付	2021	未定
北海道	共和町	なし	大学等を卒業した30歳未満の者	なし	・新たに町内事業所等に正規社員等として就業し、今後3年以上就業する見込み ・町内に現在居住しており、かつ、過去に1年以上町内に居住していた者で、今後3年以上居住する見込み	なし	奨学金の返還額 （上限額：月1万5千円）	返還支援要件を満たした日	2021	未定
北海道	神恵内村	無し	18歳以上（高校卒業後に奨学金の返還を開始した場合の最低年齢）	特になし	神恵内村に居住していること	特になし	奨学金返還額の2分の1以内で最大24万円／年	本人から申請を村が許可した時点で開始	2019	未定
北海道	室蘭市	なし	なし	なし	室蘭市内に居住し、室蘭市内の中小企業等に就業している正職員	特になし	企業が社員に対して支払う奨学金返還支援年額と同額（上限6万円）	交付決定通知後速やかに	2020	未定
北海道	苫小牧市	市内高等学校を卒業又は市内大学に在籍	4年生大学に在籍している子（30歳以下）を持つ保護者	特になし	大学卒業後、市内に居住し、市内の事業所で移働すること	特になし	①奨学ローンについては、元金の半額（最大72万円） ②教育ローンについては、利子相当額（最大年間5万円）	i及びiiの要件を満たしたものが交付申請をし、市長が交付決定した時期	2019	未定
北海道	平取町	町民であること	特になし	特になし（制限を設けていない）	修学する学校を卒業後直ちに本町民として町内で5年以上就労	特になし	奨学金総額の2分の1を免除	ii-iの要件を満たした後	1993	未定
北海道	新冠町	本町に住所を有する者又は本町に住所を有する者の子弟。	高等学校在学以上。	特になし	（1）修学する学校を卒業後直ちに本町に就職し、又は家業に従事するなど町民として貸し付け期間を超えて在住する （2）本町に就職し、又は家業に従事するなど町民として次に掲げる期間を超えて在住すること。 ・貸付期間5年以下の者 3年 ・貸付期間5年1ヶ月以上の者 5年	特になし	（1）奨学金返還額の2分の1を免除。 （2）奨学金返還額の未返還額を免除。	（1）貸付期間を超えて在住した場合。 （2）次に掲げる期間を超えて在住した場合。 ・貸付期間5年以下 3年 ・貸付期間5年1ヶ月以上 5年	2001	—
北海道	浦河町	なし	なし	看護学・介護福祉・保育士養成	介護士・保育士養成学校等を卒業後、直ちに町内で就業すること。	医療・福祉・保育士	貸付期間と同期間を町内施設等で働けば償還免除	6月25日より毎月振込（6月に4・5月分を振込）	2020	未定
北海道	えりも町	・えりも町民であること ・親族等に本奨学金返還を怠っているものがない方。	・高校、大学と同程度の学校に在学 ・学業の成績優秀者 ・経済的理由で修学が困難な方	特になし	・学校卒業後えりも町内で就職または家業に従事する意思のある方	特になし	・修学する学校卒業後ただちにえりも町内に就職または家業に従事し、継続して一定の勤務年数を超えて勤務したとき。	・貸与期間終了の日の属する月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後。	1995	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	新ひだか町	町内に住所を有する者又は町内に住所を有する者の子弟である者	医療技術者等養成施設在学中、又は入学が決定しているもの	医学、歯学、薬学、診療放射線技師養成、臨床検査技師養成、臨床工学技士養成、理学療法士養成、作業療法士養成、保健師養成、助産師養成、看護師養成、准看護師養成、社会福祉士養成、介護福祉士養成、幼稚園教諭養成、保育士養成	新ひだか町内の医療機関等において医療従事者等として勤務すること	医療、教育・学習支援業、福祉	貸付けた就学資金の12月分（12月に満たない場合はその月数分）	町内の医療機関等において医療技術者等として勤務した期間が1年を経過した後	2012	未定
北海道	北斗市	特になし	40歳未満で大学等を卒業または退学している方に限る	特になし	・市内又は近隣市町の事業所等に正規雇用として勤務し、令和3年4月1日以降に北斗市に転入した方 ・すでに北斗市に居住しており、令和2年度以降に大学等を卒業又は退学しその翌年度内に市内又は近隣市町の事業所等に正規雇用として勤務する方	業種指定はないが、福祉職だと補助額を増額している。	・就業先が市内事業所（福祉職に限る）：月額2万円または年間24万円、補助期間5会計年度 ・就業先が市内事業所（福祉職を除く）：月額1万円または年間12万円、補助期間5会計年度 ・就業先が近隣市町事業所：月額1万円または年間12万円、補助期間3会計年度	奨学金の償還開始後	2021	—
北海道	松前町	奨学資金の貸付けを受けた者が、学校を卒業又は修了後、奨学金の償還期間内に松前町に居住していること	学校を卒業又は修了後	特になし	1 北海道松前高等学校に入学した奨学生が、貸付けを受けた期間と同等期間を居住した場合 2 1以外の高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程)に入学した奨学生が、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を居住した場合	特になし	奨学金の未償還分の債務についてその全部を免除することができる。ただし、償還金を滞納している場合は対象としない。	2016年度	2016	—
北海道	八雲町【1】	なし	なし	分野制限なし 高等教育機関の卒業が必須	八雲町内	なし	2万円を上限 3年間は返還額の100分の100、以降2年間は返還額の100分の50	八雲町内事業所に正規雇用された日と八雲町内に居住された日のどちらか遅い日の属する月から	2020	2027
北海道	八雲町【2】	八雲町民であること	年齢による制限は設けていない。	農・漁業の自営に従事しようとする者は、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科 また、商工業の後継者は、大学・短大であれば学部は問わない。	八雲町民であって、将来、八雲町内で農・漁業の自営に従事しようとする者で、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学している者。 また、商工業の後継者で大学・短大に在学している者。	農・漁業の自営に従事しようとする者は、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学している者。 また、商工業の後継者であれば大学・短大に在学している者	奨学費の返還免除	補助期間の2倍の月数、農・漁業や商工業の後継者として従事した場合に返還免除	2005	未定
北海道	厚沢部町	当町に在住する者の子弟	特になし	大学校、専修学校、国立高等工業専門学校及び高等学校に在学する者。ただし、大学院及び定時制高校を除く。 また、経済的理由により修学困難な者。	農業高等学校卒業後当町で5年間農業に従事	農業	全部または一部免除	農業高等学校卒業後当町で5年間農業に従事したとき。	1993	—
北海道	旭川市	出身地の要件なし	高等教育機関の新卒者又は既卒3年度以内で市外に住所を有する方	分野要件なし	高等教育機関卒業後、本店又は主たる事務所が旭川市内に住所を有する法人又は個人事業主に就業（開業含む）、市内で3年以上の居住する見込み	特になし	3年間で限度とし、奨学金の返済額の1/2を年度ごとに補助（高等教育機関別の上限設定あり）	登録年度の翌年度から3カ年	2016	未定
北海道	富良野市	富良野市	大学などを卒業後1年以内に富良野市に戻り、居住し就職した時の年齢。	なし	大学などを卒業後1年以内に富良野市に戻り、居住し就職する。	なし	償還を免除する。 ただし、就職してから5年以内に離職し、または本市に住所を有しなくなった場合には、その在職期間または当該学校を卒業後に本市に住所を有した期間について育英基金の返済を免除することができる。	当該学校を卒業した翌月から	2015	—
北海道	鷹栖町	なし	なし	なし	雇用契約日または雇用契約日以後1年以内に鷹栖町内に居住	町内福祉系事業所	奨学金の返還総額の1/2（上限額：36万円）	奨学金を返還した翌年から	2018	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	上川町	・保護者等が町内に住所を有する者 ・北海道上川高等学校在学中又は卒業後1年以内のもの	なし	なし	目的の学校等を卒業後2年以内に上川町に住居登録し、町内で就職し、地元就労期間が5年を超えるとき	⑦農業、林業 ⑧建設業 ⑨製造業 ⑩情報通信業 ⑪運輸業、郵便業 ⑫卸売業、小売業 ⑬学術研究、専門、技術サービス業のうち、学術・開発研究機関、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの） ⑭宿泊業、飲食サービス業 ⑮生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業・その他の生活関連サービス業 ⑯医療、福祉のうち、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、及び同事業以外で看護師資格を有する者が従事する事業 ⑰サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業	奨学金の全額、又は一部の免除	町内で就職し、町内で5年間就労した時期	2018	未定
北海道	上富良野町	特になし	就職した日における年齢が35歳未満であること。	特になし	町内に住所を有する者であって、当該住所が住民基本台帳に記録されているものであり、かつ、当該住所に居住しているものであること。	特になし	(ア) 月額 2万円以内 (イ) 期間 継続した36月間	年度末一括	2021	—
北海道	和寒町	親権者又はこれに代わるべき者（親権者）が本町内に住所を有するもの。	制限なし	制限なし	本町に住所を有し居住する者。	制限なし	返還額1/2免除（医師については全額免除）	本町に住所を有した日	2016	未定
北海道	美深町	なし	なし	農業	高等学校又は大学卒業後、引き続き3年間自家の農業に従事	農業	奨学金の全部を免除	高等学校又は大学卒業後、返還開始を延期し、要件を満たした後に免除	1972	未定
北海道	中川町	中川町民	卒後又は研修終了後5年以内に就職し、3年間自家の農業に従事したとき	農業高校、農業に関連する短期大学又は大学	中川町の自家の農業に従事したとき	自家の農業に従事したとき	全額返還免除 ただし、400万円限度	3年間自家の農業に従事したとき減免	2012	—
北海道	幌加内町	幌加内町に在住する者の子弟又は在住する学徒	なし	なし	(1) 農業自営者及び農業後継者 (2) 医師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、保健師及び看護師 (3) 管理栄養士、作業療法士、理学療法士及び介護福祉士 (4) 商工会会員の経営者及び従業員 (5) 特定非営利活動法人認証の法人の経営者及び従業員 町内で上記職種で就職した者	左記のとおり	免除	就業し免除願が認められた後の直近月から	1978	—
北海道	留萌市	なし	なし	看護師、准看護師、助産師、理学療法士又は作業療法士（看護師等という）を養成する学校又は養成所（養成施設という）	市内の医療機関等に従事	看護師等の業務	返還の免除	養成施設を卒業した日の属する学年の末日から1年を経過する日の翌日までに医療機関において看護師等の業務に従事をし、引き続き就学資金の貸付期間に相当する機関、当該業務に従事したとき	2013	—
北海道	苫前町	社会福祉士又は介護福祉士の養成施設等を卒業	養成施設等に在学していること。 学業優秀であること。 養成施設等卒業後、町内において介護職員等として引き続き5年以上介護業務等に従事しようとする意思を有すること	介護福祉	町内の社会福祉施設等に勤務	福祉	就学資金等貸与額の全額	町内の社会福祉施設等に5年（町内出身者の場合は3年）勤務した場合	2017	—

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	初山別村	なし	なし	保育師養成施設において入学を許可された者又は既に在学している者	村内で保育士等として5年以上十時しようとする者 居住要件：なし	保育	・従事した期間が3年を超える場合は償還の一部を免除 ・従事した期間が5年に達した場合は償還免除0	・町の奨学金貸与を受け、卒業後、1年以内に村内で保育士等として従事する者	2020	—
北海道	猿払村	なし	申請時に35歳未満であること。	なし	・猿払村に住民登録されていること ・村内の事業所等に正規雇用された者	・建設業 ・水産加工業 ・団体職員 ・製造業 ・サービス業 但し、例外あり。	一年間の奨学金返還額のうち、最大36万円まで	助成対象年度内に1年間継続して就業又は就職していること	2019	未定
北海道	中頓別町	(1) 町内に住所があり、町内事業所等に就業中で奨学金等の貸与を受け償還中である者 (2) 町内に定住する見込みがあり、町内事業所等に就業を希望し奨学金等の償還を予定している者	(1) 町内事業所等に就業していること。ただし、季節雇用者及び求職者においては、就業していない期間があっても町内事業所等で雇用契約が見込まれる者については、就業しているものとみなす。(2) 認定者となった日から継続して町内に住所を有していること。	特になし	助成金：1の年度において、貸与を受けている奨学金等の1年間の償還相当額で年間24万円を限度とする。	特になし	助成金：1の年度において、貸与を受けている奨学金等の1年間の償還相当額で年間24万円を限度とする。	交付要件を全て満たした日の属する月	2018	—
北海道	枝幸町	要件なし	町内事業所等に就業中、若しくは1年以内に就業を希望又は就業が見込まれる30歳以下（認定申請する年度の属する4月1日現在）の者で、奨学金の貸与を受け償還中又は償還予定である者	特になし	町内事業所等に就業後5年以上継続して勤務する見込み、かつ町内に定住する見込みである者。	特になし	一の年度において、貸与を受けている奨学金の1年間の償還金相当額で18万円を限度	認定者となった月から5年間（60月間）までとし、その期間中において助成金の交付を受けることができる。認定期間の経過後、引き続き5年間（60月間）までを限度に認定期間を更新することができる。	2017	未定
北海道	豊富町【1】	北海道豊富高等学校在学期間中、豊富町民であった者、北海道豊富高等学校を卒業した者、経済的理由により修学困難と町長が認めた者、北海道豊富高等学校を町長が認める優秀な成績で卒業した者	18歳以上	特になし	卒業後に速やかに町内において各種の業に従事	特になし	月額50,000円以内×在学月数	町内で各種の業に従事を開始した日	2015	未定
北海道	豊富町【2】	特になし	18歳以上	保育士養成	卒業後速やかに町の施設において保育士として従事した場合	教育・学習支援業	月額50,000円以内×在学月数	町の施設において保育士として従事を開始した日	2020	未定
北海道	幌延町	町内の中学校卒業生	高等学校、専修学校の専門課程、大学及び大学院に在学する者	特になし	所定の学校又は教育機関を卒業後、3年以内に町内へ居住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種業務に従事している期間が貸付期間の2倍（10年を限度とする。）を超えること	特になし	貸付金の2分の1を免除	町内に貸付期間の2倍の期間定住した時期	2014	—
北海道	紋別市	要件なし	学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校、専門課程及び高等専門学校の既卒者	要件なし	紋別市に定住し、紋別市Uターン情報センターに登録している市内企業に常用雇用されている者	要件なし	1月から12月までに返済した奨学金返済額の1/2とし、年20万円を上限に最大5年間助成	返済した年の翌年に一括して交付	2019	未定
北海道	津別町	なし	新卒者または既卒者	なし	町内の事業所に就職し、町内に居住している者	特になし	年度内に返還すべき奨学金の額（年額12万円を限度）を助成。支払いは、毎月20日に口座振り込み。	奨学金返還開始月に支給	2017	未定
北海道	斜里町	町内に住所を有し、定住していること	斜里町奨学金の貸与者と対象としている	特になし	平成27年4月から令和7年3月までの間に斜里町奨学金の貸し付けを受けた者で、町内に住所を有し、定住していること	特になし	免除申請者が貸し付けを受けた斜里町奨学金の返還計画に基づく各年度の返還金の2分の1に相当する額の範囲内	返還開始時と同時	2017	未定
北海道	小清水町	本町出身	既卒者	特になし	卒業後、本町に居住	医療、福祉、介護、保育並びに幼児教育施設	償還金額を半額とする	従事期間に相当	2018	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	訓子府町	本町の奨学資金を借りた方	特になし	特になし	町内の産業（自営業を含む）に就職した場合	特になし	奨学金の返還額の50%を減額	償還期間中	1966	未定
北海道	置戸町	無し	高校新卒者（18歳）	北海道立置戸高等学校	高校卒業後、置戸町内で3年以上就業する見込み	医療、福祉	在学中に受けた奨学金の全額（最大128万円）	高校卒業した日の属する月の翌月から	2016	未定
北海道	湧別町	出身地要件なし	年齢要件なし	出身学校の分野要件なし	・町内事業所で就業 ・湧別町に住民登録 ・5年以上就業する見込み ・公務員は対象外	・公務員は対象外	交付申請する年度内に返還する奨学金の額（上限額：年額18万円）	町内で5年以上を見込んだ就業・定住を開始した時期	2020	—
北海道	大空町	なし	40歳未満	なし	・基準日において、1年以上町に居住していて、今後も1年以上居住する見込みであること。 ・基準日の属する年度の前年度（大学等を卒業し新たに奨学金の返済を開始した場合は前年度または前々年度）町内事業所に就業した者又は補助を受けた時点から従業等を継続する者で、基準日以降も1年以上従業する見込みであること。	特になし	前年度に返済した返済額の3分の2以内の額で20万円を限度。ただし町の奨学金貸付条例による奨学金を含めて複数の返済がある場合は25万円を限度。一対象者5回までとし1回目の交付日から5年間。	申請年度	2020	未定
北海道	士幌町【1】	北海道士幌高等学校を卒業	士幌町修学資金貸付を受け、大学卒業後就職または就農して10年経過後	特になし	・士幌町内に住所を有し、町内産業担い手として従事 ・教員免許を取得し、教員として国公立等の学校に10年以上勤務	・町内企業 ・就農 ・教員	士幌町修学資金貸付額の全額（上限額：218万円）	・町内に就職又は就農後10年、または教員として勤務後10年	2010	未定
北海道	士幌町【2】	出身地、保護者の居住の要件はない。 介護福祉士の養成学校については、管内の大学または専門学校を対象としている。	年齢制限はない。 在学している学校長の推薦が必要。	看護学、介護福祉	卒業後1年以内に資格を取得し、町内の医療機関または介護施設でかし付け期間の1.5倍勤務する。	看護師、介護福祉士	全額	町内の医療機関または介護施設で貸付け期間の1.5倍勤務した時期	2018	未定
北海道	鹿追町	北海道鹿追高等学校を卒業年度内（医師・歯科医師または獣医師を養成する課程を履修する場合にあっては、卒業の翌々年度まで）に学校教育法に規定する大学（修業年限は4年以上）、短期大学・専修学校等（修業年限は1年以上）に入学が確定した者・在学する者で、町の修学資金貸付制度により修学資金の貸付けを受けた者。	①借受者が修学終了後に、町の要請に基づき、町の機関に医師として就職し、6年以上在職したとき。②平成30年度から平成32年度までの借受者に限り、国等が定める介護福祉士養成校（大学・短大・専門学校の養成課程）を平成33年度までに卒業し、町長の指定する事業所（町内の介護老人福祉施設又は介護老人保健施設）に介護福祉士として従事した場合。	医学・介護福祉	なし	特になし	①については全額免除 ②については免除の割合 1年勤務15%、2年勤務30%、3年勤務45%、4年勤務60%、5年勤務75%、6年勤務100%（町内の指定事業所が負担）	①については、町の機関に就職し、6年経過したとき ②については、事業所に就職し、1年が経過したとき	1997	2021
北海道	清水町【1】	特になし	新卒者 令和2年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し、令和3年4月1日以降に就職し、就労を継続しているもの。 既卒者 平成30年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し令和3年4月1日以降に初めて就職し、就労を継続している者	特になし	町内に住所を有する者	特になし	返還している奨学金等の2分の1を交付する。 1人につき年24万円が上限。通算で36か月を限度とする。	交付決定後、申請者から請求があったとき。	2019	2024
北海道	清水町【2】	保護者が清水町内に居住している。	特になし	特になし	奨学生が卒業又は修業後、10年間のうち引き続き5年間、本町の町民税が課税されていること。	特になし	貸与額の一部又は全部の償還を免除	卒業又は修業後、5年間、本町の町民税が確認されたあと、償還金を免除	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
北海道	芽室町	特になし	新卒者・既卒者	特になし	①卒業後、町内への居住2年以上 ②町民税課税対象者 ③町税及び国保税の完納 ④奨学金の償還に遅延がない ⑤償還免除決定時に芽室町内に居住している	特になし	貸付金額を10年で償還する場合の年間償還額の1/2を免除（一人最大3年間）	卒業後、町内に2年以上居住してから	2021	—
北海道	豊頃町	豊頃町出身	30歳以下	特になし	・助成を受けようとする期間、町内事業所に就業しており、町内に居住している。 ・豊頃町へ定住する意がある。	特になし	・月の返済額（元金分）の9割以内（上限：月1万円） ・通算36か月（3年）	年2回（10月、4月）	2021	2025
北海道	足寄町	介護福祉士養成施設に入学する日の属する年の3月に足寄高等学校を卒業した者	介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格を取得を目指す者	介護福祉	就学資金の貸付を受けた期間の2倍に相当する期間、足寄町内の介護保険施設等に在職すること	介護保険施設等	貸付金の償還を全額免除	就学資金の貸付を受けた期間の2倍に相当する期間、足寄町内の介護保険施設等に在職したとき	2017	—
北海道	陸別町	なし	最終学校卒業後返還猶予期間を経過するまでの間に申請すること	特になし	陸別町に住所を定め、陸別町内又は近隣市町村において一定期間就業又は起業すること。	特になし	貸付期間以上定住したときは全額免除 12月以上貸付期間未定住したときは定住期間に応じて一部免除	一定期間の定住が確認されたとき	2018	未定
北海道	標茶町	標茶町民であること。	大学等へ進学、又は在学している者。	医学、歯学、獣医学及び薬学課程の大学院及び大学を卒業。	専門資格を取得し、卒業後10年以内に標茶町に居住、就業したとき。	特になし	全額減免	償還期間に達したとき。	2018	未定
北海道	鶴居村	本村住民登録者又はその者の被扶養者	特定の金融機関等（日本政策金融公庫、釧路丹頂農業協同組合、独立行政法人日本学生支援機構）から教育資金を借り受けた者	特になし	なし	なし	教育資金のうち600万円を限度とし、毎年、借入利率の3.0%以内を利子補給する。	第1回の返済開始時から7年間	2009	未定
北海道	根室市【1】	市内に住所を有し、又は有したことがある方	養成機関等に在学又は入学見込者	保育士養成	養成機関修了後、1ヵ月以内に市内幼稚園等に勤務し、従事期間が貸付期間に達すること	・教育、学習支援業 ・福祉	貸付金額の返還免除（全額）	市内の幼稚園等に勤務し、その従事期間が修学資金の貸付期間に達したとき	2018	2024
北海道	根室市【2】	なし	養成機関等に在学又は入学見込者	医学、保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、医療技師、介護福祉士の養成	取得資格の職業につき、市内勤務期間が貸付期間に達すること	市内医療機関及び介護事業所等	貸付金の返還免除	市内の医療機関及び介護事業所に勤務し、その従事期間が修学資金の貸付期間に達したとき	1963	2024
北海道	標津町	なし	30歳未満	保育教諭	町内認定こども園に就職し、町内に3年以上居住する見込み	町立認定こども園	年間返還額（上限20万円）※町独自事業の支援を受けている場合は1/2	採用年度	2021	—
青森県	今別町	今別町奨学金貸与基金を使用している者	高校生以上	今別町への定住・生計を営むこと	—	—	—	—	2020	未定
青森県	風間浦村	風間浦村に住所を有する	返還期間年齢	—	公務員は除く	—	風間浦村に住所を有した日からの返還額	返還期間	—	—
青森県	佐井村	医学部及び歯学部を除く大学短期大学 高等専門学校 高等学校及び各種技術・技能養成機関	定めなし	特になし	正規の修学期間終了後、村内に居住したとき	官公庁以外であれば業種は問わない	返還金の全部又は一部免除	村内に居住した時点	2017	—
青森県	三戸町	三戸町奨学金返還者	平成28年4月1日以降から奨学金の返還を開始した者	無し	申請年度の10月1日時点において、町内に住所を有し、現に居住する者。また、申請年度の3月31日まで継続して町内に住所を有し、居住する者。	無し	申請年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金の額	奨学金を返還した次年度	2016	未定
青森県	田子町	—	中学校卒業（予定）者以上	国公立大学卒業者もしくは田子高校卒業者	申請時に田子町に住所を有する者	—	町の奨学金の借入額の2割を返還免除	返還開始時	2018	未定
青森県	南部町	保護者が南部町に6か月以上居住していること。	4月1日現在、高等学校以上に在籍していること。	特になし	奨学金の貸与終了後、5年以内に南部町に居住し、引き続き10年間町内に居住すること。	特になし	iiの要件を満たすまでの間、貸付額（入学金を除く）の半額の返還を猶予し、iiの要件を満たした後、半額を免除する。	貸付額（入学金を除く）の半額の返還猶予を認めた時点	2005	未定
青森県	階上町	—	—	—	補助申請する年度の前年度に階上町に住民登録があり、実際に居住している者	—	前年度中に償還された奨学金の2分の1の額（貸与総額の10分の1の2分の1を限度額とする。）	償還した年度の翌年度	2019	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
岩手県	盛岡市【1】	なし	なし	なし	市内の介護保険サービス提供事業所において、常勤職員として当該年度の3月31日まで継続して勤務する者で、現に返還していること。原則として、職種及び資格の有無を問わない。	介護保険サービス事業	1人当たり返還額の2分の1以内で、月額 6,500円を上限とし、補助金として、年度分を一括交付する。補助期間は、就職後3年目の離職が多いことを踏まえ、最長5年間(60月)	返還を行っている年度に補助金の交付申請を受理し、申請年度中の返還実績を確認した時期	2019	2021
岩手県	盛岡市【2】	なし	なし	なし	市内の保育施設に勤務していること。	保育士	返還月額の1/2以内の額。ただし一月当たり7,000円を上限。	年度毎に奨学金の返済実績を確認し年度末に支援	2017	未定
岩手県	宮古市【1】	・宮古市奨学金資金の貸付を受けていること（奨学金資金の申請時点で保護者が宮古市に住民票があることが要件）	－	－	・宮古市に住所を有すること ・宮古公共職業安定所の管轄内で就労していること ・滞納がないこと	－	毎年度、申請により当該年度の返還額を免除（奨学金の総額を規則で定める返還年数で割った額が上限）	対象要件を満たし、申請があった時期	2017	2026
岩手県	宮古市【2】	－	－	－	・奨学金等を利用して保育士等の資格を取得した者 ・市内の民間保育施設に保育士（常勤）として就職した者 ・市内に住所を有すること ・自ら奨学金等を返済していること ・他の制度による奨学金等を対象とした補助を受けていないこと ・市税の滞納がないこと	保育士、幼稚園教諭	1年度につき上限20万円（最大5か年）	返還を行っている年度に補助金の交付申請を受理し、申請年度中の返還実績を確認した時	2018	2022
岩手県	花巻市【1】	奨学金申請時点で保護者が花巻市内に居住している者	新卒者	医学 看護学 介護福祉	・市内で対象となる介護サービス事業所などに週30時間以上勤務する職員として採用された者 ・次に掲げる資格に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の者 ＜対象資格＞介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	＜介護施設等＞ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所事業所、特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム	奨学金の返還月額の1/2勤務を開始した月から60月分を限度とする	貸与終了後	2018	未定
岩手県	花巻市【2】	なし	なし	保育士養成	市内居住者で、市内の私立認可保育施設に勤務し、1日当たり6時間以上、かつ、1月当たり20日以上保育業務に従事している	市内の私立認可保育施設	奨学金の返還総額の1/2（月額1万円を上限とする）	年度毎に奨学金の返済実績を確認し年度末に支援	2018	2023
岩手県	花巻市【3】	－	花巻市奨学金の返還者であること（＝既卒者）	－	花巻市内の認可保育園（公立以外）に保育士として勤務していること	福祉	返還月額の半額を補助	貸与終了後	2016	未定
岩手県	花巻市【4】	－	花巻市奨学金の返還者であること（＝既卒者）	－	花巻市内の大学を卒業し市内に居住していること	－	返還月額の半額を補助	貸与終了後	2016	未定
岩手県	花巻市【5】	保護者の住所が花巻市にあることまたは花巻市内の児童養護施設に入所していたこと	前年度に高等学校または特別支援学校高等部を卒業し、当年度に大学・短期大学・専修学校専門課程・高等専門学校（実際の貸与は第4学年から第5学年のとき）等へ入学	不問	返還期間中に花巻市に住所を有していること	－	返還期間中に花巻市に住所を有している期間は返還を免除	貸与終了後	2017	未定
岩手県	北上市【1】	無し	無し	無し	市内居住	無し	年度返還額の2分の1	貸与期間満了後、要件を満たした時期から	2016	未定
岩手県	北上市【2】	無し	無し	無し	無し	市内の民間保育所等	年度返還額の3分の2を最大5年間減免	貸与期間満了後、要件を満たした時期から	2021	未定
岩手県	北上市【3】	なし	なし	なし	保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭のいずれかの資格を有し、市内民間保育所等に勤務。	・教育、学習支援業 ・福祉	奨学金の返還額の1/2（1月あたり上限額12,000円）	保育士等として就労する時から（令和3年4月から令和6年3月までの間）	2021	2028
岩手県	遠野市	なし	40歳未満	なし	市内事業所に正規雇用され、市内に住所があること	なし	144,000/年（1か月あたり12,000円）	就業した時期と返還開始時期のいずれか早い時期	2019	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期	開始年度	終了年度
岩手県	一関市【1】	なし	申請年度末時点の年齢が20歳から29歳まで	なし	・市内に住所を有し、補助金の交付を申請する日の属する年度の末日まで継続して居住する者 ・市内の事業所に勤務するもの	・対象職種は保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士、農林業従事者、起業家、事業承継者	・申請年度内に返還する奨学金の1/2（上限120千円） ・補助対象期間は5年	・市内に居住し、対象業種に就業した時期	2019	未定
岩手県	一関市【2】	特になし。	学校等を卒業した日以後の最初の4月1日から起算して6年以内にある者	医療、介護福祉	市内に所在する介護サービス事業所等に週30時間以上勤務する職員として採用され、対象となる資格に基づく業務又は介護業務に従事する者で、事業所に勤務を開始した日から起算して5年以上継続して勤務する予定の者	医療、福祉	補助金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の返還金の額とし、1月当たり12,000円を限度とする。また、補助金を交付する期間は、連続して返還する60月以内の期間とし、交付の金額は720,000円を上限とする。	申請年度の勤務状況及び返還実績を確認した後	2016	未定
岩手県	陸前高田市	特になし （奨学生の決定にあたっては保護者市内在住の条件有）	高等学校・大学等の卒業後10年間	特になし	市内に住所を有し、かつ就業していること	特になし	当該年度の返還額（上限：貸与総額の10分の1）を免除	申請のあった年度の4月から3月まで（毎年度申請）	2019	未定
岩手県	釜石市	無し	－	無し	・令和2年3月1日以降に転入した人 ・5年以上市内企業に就労する意思のある人	無し	年間上限12万円 月の返還総額のうち上限額1万円	奨学金返還額等を確認した時期	2020	2024
岩手県	二戸市	・保護者が市内に住所を有していること（市奨学金を貸与するときの条件）	平成29年度以降の新規返済者	特になし	・市内に住所を有している。 ・企業で就業し、正規雇用又は同等の雇用形態の者。ただし、短期雇用及び地方公務員を除く。	－	返還額の4分の1の範囲内	・返済時に毎年度申請し、一部免除	2017	未定
岩手県	奥州市	なし	なし	特になし（奨学金を利用して保育士又は幼稚園教諭の資格を取得した場合に限る）	令和3年4月1日まで（令和2年度の中途採用は除く）に市内の対象施設に就職し、翌年度も同一施設に継続して勤務する見込みの者	認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所、事業所内保育所又は家庭的保育所	奨学金の返還額の1/2（上限額：1年度につき12万円）を最長3年間補助	市内の認可保育所等に雇用された時期	2017	2023
岩手県	雫石町	町内高等学校を卒業	特になし	特になし	町内に居住し、町内外問わず正規雇用となった者	特になし	奨学金の返還総額の1/2	正規雇用と認められた時期	2019	未定
岩手県	葛巻町	なし	・年齢要件なし ・指定する資格を取得する学校等に在学する者	保健師、助産師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学・作業療法士、栄養士、社会福祉士、介護福祉士	資格を取得した日から2年以内に町が指定する医療機関等に就職	医療、福祉	資格を取得した日から2年以内に町が指定する医療機関等に就職し、貸し付けを受けた期間に相当する期間就業した場合に償還が免除される。	左記の期間を満たした直後	2015	未定
岩手県	金ケ崎町【1】	要件なし	奨学金を利用して保育士の資格を取得したこと。 当該奨学金を自ら返還していること。	特になし	町内の保育施設等に保育士として雇用され、年度をまたいで同じ施設に勤務する意思を有すること。	保育施設等（保育所（0～5歳）・小規模保育事業所（0～2歳））	当該年度に返還すべき金額の半額 上限120,000円	補助金の交付申請日が属する月	2018	2024
岩手県	金ケ崎町【2】	要件なし	当該奨学金を自ら返還していること。 平成30年4月1日から令和6年3月31日までに事業所に新たに雇用され、補助金の交付申請時に正職員である者 介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は栄養士のいずれかの資格を取得している者若しくは介護職員初任者研修を修了している者又は補助金の交付決定日から起算して1年以内に介護職員初任者研修を修了する予定の者	特になし	平成30年4月1日から令和6年3月31日までに事業所に新たに雇用され、補助金の交付申請時に正職員である者 補助金の交付申請日において勤務する事業所に、同日の属する年度の3月末日まで継続して勤務する者で、同年度の翌年度以降も当該事業所に継続して勤務する意思を有する者 町内の介護サービス事業所または老人福祉施設等に雇用され、年度をまたいで勤務する意思を有すること。	・福祉（介護サービス事業所または老人福祉施設等）	当該年度に返還すべき金額 上限144,000円	補助金の交付申請日が属する月	2018	2024
岩手県	住田町	保護者が当町に居住していること（奨学金貸与期間中）	特になし	特になし	奨学金返還開始から償還期限までの期間に、当町に継続して5年間居住し、就業していること（就業先は町内外を問わず）	特になし	奨学金の返還総額の最大1/2を免除	奨学金返還開始後から町内で5年間定住した時期	2016	未定

※未記入箇所については、「－」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
岩手県	大槌町	無し	35歳未満（平成30年4月1日時点）	無し	・就業し、町内に居住している者であること（平成30年4月1日以降に転入した者に限る）	・事業所等に就業していること ・町内で新たに就業し、事業主又は役員として開業していること ・農林漁業に就業していること	返還額の2分の1以内（上限240千円）	初回交付日から3年間	2018	未定
岩手県	岩泉町	岩泉町に住所を有し居住していること。	特になし。	特になし。	①岩泉町内で就業している、もしくは町外で就業していても町民税を納めていること。 ②岩泉町に住所を有し居住していること。	就業先の業種の要件はなし。	岩泉町に在住の間は、奨学金返還の免除。	居住と就業の要件に該当し申請があり免除決定された月から。	2020	—
岩手県	田野畑村	無し	無し（奨学金等を返還中、返還予定人であることとの要件あり）	出身学校の用件は設けていないが、資格要件を設定しているため下記の分野が想定される ・看護学 ・介護福祉 ・保育士養成	村内に住民登録し、有資格者を求人した村内の事業所等に正規雇用されること	・医療 ・福祉 ・保育	返還した奨学金等に対する助成金の交付（上限25万円/年。総額上限は申請時点の借受額残高の5割以内（上限120万円））	村内に住民登録し、有資格者を求人した村内の事業所等に正規雇用され、交付決定を受けたとき	2016	—
岩手県	普代村	村に居住する者	看護・介護・保育職養成施設に入学することを認められた者	看護学、介護福祉、保育士養成	養成施設等卒業後、3年以内に村内に住民登録し村内又は村外の看護・介護・保育職の業務に従事する者	医療、福祉、サービス業	奨学金の返還総額の全部	資格取得後3年以内に村に住民登録し、村に居住する者で、村内の看護・介護・保育職の業務に5年間又は村外の看護・介護・保育職の業務に10年間従事した場合に返還の債務を免除するもの	2018	未定
岩手県	野田村	村民	育英会が認める教育施設を卒業し、就業又は起業している者	なし	村内に住所を有し居住している者	なし （ただし、村内において保育士、看護師（准看護師）、介護職員として勤務している者は返還支援内容が異なる：右記のとおり）	返還免除割合1/2 ただし、村内において保育士、看護師（准看護師）、介護職員として勤務している者は10/10	要件等により免除決定を受けた場合は、毎月の返還金から相殺する。	2017	未定
岩手県	一戸町	なし	なし	なし	町内に住所を置き、特定の職種で町内で勤務する者	医療、保健福祉	返還の免除 免除事由の継続する期間に償還すべき金額の全額	免除事由の発生時期	2017	未定
宮城県	仙台市	なし	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の学生（既卒3年以内含む）	なし	・仙台市内の事業所に6か月以上勤務すること。 ・原則仙台市内に居住すること。（仙台市内本社企業の場合、この限りではない。）	なし	最大54万円 （年間上限18万円×3年間）	1年間就業後の翌年5月頃	2019	2025
宮城県	石巻市	特になし	特になし	特になし （助成対象者の要件として、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者と定めているが、出身学校の分野については定めていない。）	平成28年4月1日以降に市内に事業所を有する事業主に資格に基づいた職種において正規雇用され、年度の末日まで市内に居住し、かつ市内事業所に勤務していること。市税に滞納がないこと。	特になし	最大60万円 20万円/年 限度額 支援期間を最長3年間とし、毎年の居住・就業継続を確認後、当該年度の支援額を交付。	市内に居住かつ市内事業所に就労し、奨学金を返還したとき	2016	未定
宮城県	気仙沼市	無	無	指定保育士養成施設等	・新規の常勤職員 ・公務員でないこと ・補助申請時に雇用されている保育施設等に3年以上勤務すること	市内私立保育所幼稚園、地域型保育事業を行う施設、認可外保育施設	・返還支援要件を満たした日以降の奨学金返済額の2分の1相当額（1年度につき10万円を上限）を年度末に一括で交付。 ・補助対象期間は、返還支援要件を満たした日から3か年度目の末日または奨学金返済が終了した日のいずれか早い日まで。	年度末に一括	2017	—
宮城県	東松島市	なし	なし	福祉、医療	なし	なし	最大100万円（返還助成額60万円＋定住加算金40万円） 単年度あたり市内に在住者上限20万円、市外在住者10万円	申請初年度から5年度	2016	未定

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
宮城県	加美町	特になし	基準日（※）において、満30歳未満の者 ※基準日は、申請年度の属する年の1月1日	特になし	基準日から申請日までの間、町内に住民登録があり、引き続き5年以上、居住する意思のある者	特になし	前年度支払総額の2/3（上限20万円）	特になし	2021	未定
秋田県	秋田市【1】	なし	平成30年4月1日以降、新たに市内の対象施設に就職していること。	なし	①秋田市に住民登録されていること。 ②平成30年4月1日以降、新たに市内の対象施設に就職し、1年以上雇用されること。（見込を含む） ③国家公務員又は地方公務員以外であること。 ④1週間当たりの平均労働時間が30時間を超えること。	・保育士等 ・教育・保育業 ・看護師等 ・医療（看護師）	助成候補者が認定期間内に返還した額を対象とする。12箇月返還することに交付申請を交付、返還額の全部または一部を支給する。 （年額上限20万円×最長5年）	助成候補者が認定期間内に12箇月分返還した月の翌月	2018	2027
秋田県	秋田市【2】	なし	令和2年4月1日以降、新たに市内の対象施設に就職していること。	なし	①秋田市に住民登録されていること。 ②令和2年4月1日以降、新たに市内の対象施設に就職し、1年以上雇用されること。（見込を含む） ③国家公務員又は地方公務員以外であること。 ④1週間当たりの平均労働時間が30時間を超えること。	・歯科衛生士 ・医療（歯科衛生士）	助成候補者が認定期間内に返還した額を対象とする。12箇月返還することに交付申請を交付、返還額の全部または一部を支給する。 （年額上限20万円×最長5年）	助成候補者が認定期間内に12箇月分返還した月の翌月	2020	2029
秋田県	能代市	なし。	なし。	なし。	・平成28年度以降に高校・大学を卒業又は中途退学し、平成29年4月1日以降に就職し、現在も就労を継続しているもの。 ・平成27年度中に高校・大学を卒業又は中途退学し、平成29年4月1日以降に就職し、現在も就労を継続しているもの。 ・高校・大学を卒業又は中途退学後、本市の区域外に1年以上居住していた者で、平成28年4月1日以降に本市の区域内に転入して就職し、現在も就労を継続しているもの。	下記以外の職業であること ・国家公務員、地方公務員 ・独立行政法人 ・勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本市に定住できないと認められる者。	返還額の10/10（上限108,000円）	左記就業・住居等要件を満たしているときから	2017	未定
秋田県	大館市	なし	以下のいずれかを満たすこと ①平成28年度以降に大学等（高等学校含む）を卒業または中退した者 ②（平成27年度以前に大学等を卒業した者で）市外に1年間以上居住したのち、平成29年4月1日以降に市内に転入した者	なし	・働きながら（自営業も可）奨学金を返還中であること ・当市の住民であり、定住誓約書を提出すること	業種要件なし。 （ただし公務員は不可）	対象奨学金の貸与期間と等しい期間、1年間の返還額の2/3の金額（ただし上限20万円）を助成。 賛同企業就職者には企業の負担による助成額の上乗せあり。	随時	2017	未定
秋田県	湯沢市	－	－	－	交付申請時において湯沢市内に5年以上定住する意思をもって住所を有し、就労していること（就労地、業種問わず）	－	秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定対象額から、秋田県からの助成金を控除した額で、最大6万7千円	秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定後	2018	未定
秋田県	大仙市【1】	なし	①令和元年度以降、大学等を卒業又は退学 ②平成30年度に県内の大学等を卒業又は退学 ③平成30年度以前、卒業又は退学（要件によって異なる。）	なし	要件①、②の場合は、令和2年4月1日以降に大仙市内に転入し、就職した方 要件③の場合は、平成31年4月1日以降に大仙市内に転入し、就職した方	以下に該当する方は対象外（国家公務員、地方公務員、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に正職員で雇用されている方）	1年間の返還実績額×1/3（限度額6万4,000円/4）	認定された返還期間1年間の奨学金返還後	2020	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
秋田県	大仙市【2】	なし	なし	なし	・平成30年4月1日以降に大仙市内の保育施設に就職した方で、申請時点で5年を経過しておらず、また、交付の決定から5年以上、市内の保育士として勤務する意思がある者。	常勤保育士	上限20万円×最長5年間 (最大100万円)	平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、助成金の交付決定を受けた当該年度より	2018	2028
秋田県	北秋田市	特になし	新卒者、又は45歳未満の既卒者	特になし	就業していて市内に居住していること。市内に5年以上居住する見込。	業種の指定なし。 ただし、公務員、独立行政法人、国立大学法人等に正規に雇用されている者を除く。	奨学金返還額の1/2又は1/3 (上限額200千円又は133千円)	市内に居住した日及び就業した日のどちらも満たした日	2015	未定
秋田県	にかほ市	大学（大学院）、短大、専門学校、高専、高校等を卒業又は中途退学した者	平成28年度以前卒業者（中途退学者）は1年以上市外で居住、就職 平成29年度以降卒業者（中途退学者）	－	平成28年度以前卒業者（中途退学者）平成30年4月以降、転入し、通勤圏内の企業等に就職した者 平成29年度以降卒業者（中途退学者）市の住民登録し、通勤圏内の企業等に就職した者	－	田団体の助成金額を除く、年編金額の10/10（上限20万4千円/年） 期間 貸与年数3年超え→5年間 2年以上3年以下 3年間	－	2018	未定
秋田県	仙北市	特になし	特になし	特になし	・市内外問わず就業、起業、就農している。 ・免除申請時に市内に住所があり居住している。	特になし	申請年度毎に、仙北市育英奨学金資金の貸与総額の1/10を免除。	返還開始と同時。	2016	未定
秋田県	小坂町	小坂町の奨学金（貸費対象を町民の子弟に限定）利用者	なし	なし	定住する意思をもって町内に住所を有する者	なし	町内に居住しながら返還した年度間の金額を対象経費とし、その3分の1の金額を補助する。	町内に居住しながら返還した年度の翌年度に一括補助する。	2016	未定
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村民の子弟で、上小阿仁村奨学金資金を返還していること。	上小阿仁村奨学金資金を返還している正規の期間 例）22歳大学卒業後、最大12年で返還する場合は35歳まで	特になし	上小阿仁村に住民登録し、現に居住し就労していること。 ただし、国及び地方公共団体の正規職員は除く。	特になし	奨学金の返還金額×助成率（区分1号 2/3、区分2号 1/2、区分3号 10/10）	奨学金返還が始まった翌年3月に申請を開始（毎年度3月中）	2015	未定
秋田県	藤里町	町奨学金の貸与を受けた者	奨学金を返還予定又は返還中の者	なし	県内就職者で、町内に定住する意思をもって住所を有する者	なし	年返還額の1/3 (上限66,000円)	なし	2018	未定
秋田県	三種町	なし	なし	なし	平成29年4月以降の県内就職者を対象に、定住の意思を持って三種町に住所を有する者。	業種の指定なし。 ただし、公務員、独立行政法人、国立大学法人等に正規に雇用されている者を除く。	年返還額に対し1/3の助成を5年間（上限：年間10万円）	県内就職先に1年間就労した時期	2018	未定
秋田県	八峰町【1】	無し	貸与期間が2年以上3年以下の場合は卒業後2年間。 貸与期間が3年を超える場合は卒業後3年間。	特になし	大学等卒業後、町内に居住し県内の対象産業分野に就職している。	特になし ※但し、地方公務員、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に生気に雇用されている者を除く	奨学金の返還年額の1/3 上限6万6千円	償還開始の翌年度から	2017	未定
秋田県	八峰町【2】	無し	貸与期間が2年以上3年以下の場合は卒業後2年間。 貸与期間が3年を超える場合は卒業後3年間。	特になし	大学等卒業後、町内に居住している。	－	奨学金の返還年額の1/5 上限4万円	償還開始の翌年度から	2017	未定
秋田県	八峰町【3】	無し	償還期間を対象とする ※償還開始から最長で12年間	特になし	大学等卒業後、町内に居住し県内の対象産業分野に就職している。	特になし ※但し、地方公務員、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に生気に雇用されている者を除く	奨学金の返還年額の10/10 上限 貸与総額を12で除した額	償還開始の翌年度から	2021	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
秋田県	美郷町	・特になし	・特になし	・特になし	(1) 美郷町に住民登録をしている方で次の①～③いずれかに該当する方 ①令和2年4月1日以降に高校・大学等を卒業または退学した方で、令和3年4月1日以降に就職した方 ②平成31年4月1日以降に高校・大学等を卒業または退学した方で、令和3年4月1日以降に初めて就職した方 ③令和元年度以前に高校・大学等を卒業または退学した方で、令和2年4月1日以降に美郷町内に転入し、就職した方。ただし、転入時点で通算1年以上美郷町外に居住実績を有する者または秋田県のAターン希望登録者である方に限る。 (2) 県内に本社機能を有する企業等に雇用されていること。	—	奨学金年間返還金額の1/3助成 (上限64,000円)を5年間	令和4年4月から	2021	未定
秋田県	東成瀬村	村出身者	なし	—	支援金を受給する年度の前年度より引き続き1年以上村に在住し、申請時に現に居住している者	—	前年度返還すべき奨学金の1/3の奨励金を交付	—	2015	未定
山形県	山形市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生(卒業生)	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数(最大124万8千円) 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間(上限60万円)	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	米沢市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生(卒業生)	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数(最大124万8千円) 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間(上限60万円)	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	鶴岡市【1】	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生(卒業生)	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数(最大124万8千円) 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間(上限60万円)	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	鶴岡市【2】	・市内出身者 ・市外出身者で庄内地域の高等教育機関に在学する(していた)者	【学生応募枠】 大学等在学中 【社会人応募枠】 35歳に達する日の属する年度まで	問わない	【学生応募枠】 大学等卒業後、13か月以内に市内に居住・就業し、3年間居住する見込み 【社会人応募枠】 申請日以後、翌年度10月31日までに市内に居住・就業し、3年間居住する見込み	公務員を除く	【学生応募枠】 上限 4.2万円×12か月×正規の修学年数(4年制最大201万6千円) 【社会人応募枠】 上限 4.2万円×12か月×正規の修学年数から、申請時点で既に返済した額を控除した額 ※山形県「やまがた就職促進奨学金返還支援事業」の交付を受ける場合、合算して上記上限まで	市内に居住・就業し3年経過した時期	2021	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山形県	酒田市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	新庄市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳未満の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	寒河江市【1】	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	寒河江市【2】	夫婦（双方又は一方）の親が山村山地域に居住していること（Uターン要件）	年齢要件はなし（ただし奨学金の返還が終了していない年齢であること）	—	・転入後、8年以上本市に居住すること ・夫婦の双方又は一方が転入後に就業すること	なし	2万6千円×対象月数（4年制大学卒業の場合は最大124万8千円）	認定を受けた翌年度から3年間かけて支援	2017	未定
山形県	上山市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	村山市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	長井市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	天童市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山形県	東根市【1】	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	東根市【2】	保護者が市内居住	大学等卒業から3年経過後2ヶ月以内	—	大学等を卒業後6か月以内に市内に居住・県内に就業し、3年間居住・就業する見込み	—	2.4万円×助成対象月数を上限として、市が一括で奨学金の貸与機関に返済	市内に居住・就業し3年経過した時期	2017	未定
山形県	尾花沢市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	南陽市	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	山辺町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	中山町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	河北町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	西川町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山形県	朝日町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	大江町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	大石田町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	金山町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	最上町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	舟形町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	真室川町【1】	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山形県	真室川町【2】	高等学校卒業時まで町内に住所を有していた者	・申請時点での年齢が35歳以下である者 ・大学等既卒者	—	【真室川町若者Uターン定住推進奨学金】 定住の意思があり、大学等を卒業後の平成30年3月1日以降、令和4年2月28日まで町内に転入し、住民登録した者で、居住実態のある者。 法人、団体、個人事業者に雇用されている者又は個人で農業その他の事業を営む者またはその事業専従者。法人を設立し経営している者で、所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じ者。雇用期間が1年以上の労働契約を締結していること。	—	【真室川町若者Uターン定住推進奨学金】 令和3年3月1日～令和4年2月28日までに返還した奨学金額または156000円のいずれか低い額。	交付決定後	2021	未定
山形県	大蔵村	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	鮭川村	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	戸沢村	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	高畠町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	川西町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	—	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	—	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	小国町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	特になし	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	特になし	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山形県	白鷹町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	－	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	－	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	飯豊町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	－	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	－	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	三川町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	－	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	－	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	庄内町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	－	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	－	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
山形県	遊佐町	県内高校等の出身者又は県内大学等の在学生（卒業生）	大学等の在学生又は35歳以下の既卒者	－	【やまがた若者定着枠】 大学等卒業後、13か月以内に県内に就業し、5年間居住する見込み 【Uターン促進枠】 募集要項に定める日までに県内に就業し、5年間居住する見込み	－	【やまがた若者定着枠】 2万6千円×対象月数（最大124万8千円） 【Uターン促進枠】 奨学金の年間返還額×3年間（上限60万円）	県内に居住・就業し3年経過した時期	2015	2024
福島県	いわき市	要件なし	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、修業年限2年以上の専修学校専門課程（以下「専修学校」という。）、いわきコンピュータ・カレッジのいずれかに在学中で、令和2年度に修業年限以内で卒業又は修了することを予定している者	要件なし	大学等を卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等を有する事業者（正規職員等として就職することを予定している者（公務員及び独立行政法人職員等は非該当）） 大学等を卒業又は修了後、市内に定住することを予定している者	要件なし	就業後1～4年経過時に、総額1,536千円の1/10ずつを毎年度、本人へ支給。5年達成後に残額（6/10）を貸与に支払う。	市内で1年間定住した後	2017	2021
福島県	白河市	大学・専修学校の入学時までに、市内に継続して1年以上住所を有していたこと（進学を目的として市外に住所を移転している場合は、住所を移転するまでに継続して1年以上市内に住所を有していたこと）。	本市の奨学金の貸与を受けた者のうち、大学または専修学校で修学する際に貸与を受けた者。	－	大学又は専修学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学金の返還が完了する日までの間に、5年以上継続して市内に住所を有し、その間就業していること。	－	貸与総額の5分の1の額又は、返還免除申請のあった日の属する月の翌月初日の返還未済額の5分の1の額（貸与年度により異なる）の返還を免除。	本人から申請があり、免除が決定した時点（大学又は専修学校を卒業後市内に住所を有し、かつ、就業をしてから5年目以降）。	2018	未定
福島県	須賀川市	特になし	4月1日時点で、大学等卒業後3年以内の者	特になし	大学等卒業後、市内の企業に正社員として就職し、市内に居住している	・公務員を除く ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業」を除く	・前年度に返済した奨学金の1/2（上限額：年18万円） ・8年間（96月分）支援：修学年数の2倍	返済が始まった翌年度に申請受付（R3は9/30期限、R4以降は6月末日）。支援金を年内目途に口座振り込み。	2021	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
福島県	喜多方市	特になし	市内事業所に就業を希望する在学生又は既卒者で、助成金の交付対象者認定の申請時において満30歳未満の者	特になし	①市内事業所に正規雇用により就業し、かつ1年以上市内に住所を有している者。 ②市内事業所に就業後8年以上継続して就業し、かつ8年以上市内に住所を有する見込みの者。 ①、②のいずれの要件も満たす者	公務員を除く	【助成金額】 一の年度において、奨学金の1年間の償還金相当額（元金のみ）で最大18万円 【期間】 正規の就業年数の2倍に相当する期間で最長8年間	市内事業所に就業し、かつ市内に住所を有してから1年以上経過した時期	2016	未定
福島県	二本松市	なし	大学等を卒業後1年以内の方	専修学校（専門課程）の場合、教育・社会福祉分野に限る	市内企業に新規で正社員または正職員として雇用され、市内に永住の意志を持って居住している方	なし	奨学金の返済残高と同額（ただし、1万円未満を切り捨てた額で30万円を上限）	請求書を受領した時	2017	2021
福島県	南相馬市【1】	大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者	大学・短大・高等専門学校・専修学校・高等学校に在学中の者	特になし	①卒業した日の属する月の翌月の初日から返還が完了する日までの間に、貸付を受けた期間と同期間継続して市内に住所を有していること。 ②①に規定する市内に住所を有している間、就業していること。 ③返還を滞納していないこと。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤修学資金の給付を受けていないこと。	特になし	返還免除願の提出の翌月時点の返還未済額の1/2の額を免除	卒業後、貸付を受けた期間と同期間市内に住所を有した後、返還免除願の提出の翌月から。	2019	未定
福島県	南相馬市【2】	特になし	保育士等の養成施設に在学していること。（通信制を除く）	保育士・幼稚園教諭養成	市内私立保育園等において、業務に従事している期間が修学資金の貸付期間に相当する期間に達すること。	保育士・幼稚園教諭	全額免除	卒業後、市内私立保育園等において、業務に従事している期間が修学資金の貸付期間に相当する期間に達したとき。	2019	未定
福島県	南相馬市【3】	特になし	在学生についてのみ令和4年度までに卒業される方その他特になし	特になし	・2019年1月1日以降に市内事業所等に就職した者であって継続して勤務する見込み、かつ市内に定住する見込みであるもの ・市内事業所等の正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員として働くこと（公務員は除く）	医療・福祉、農業・林業、漁業、製造業及び情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業	交付対象者が前年度に返還した奨学金相当額（上限18万円）	既卒：交付決定のあった翌年度から 在学生：就職した翌年度から	2018	2022
福島県	鏡石町	特になし	・大学等の既卒者 ・申請初年度が30歳未満の者 ・奨学金を滞滞なく返済しており、他からの助成を受けていない者 ・町税等の課税がされており、それに伴滞納がない者	特になし	・町内に居住しており、補助金申請後も10年間町内居住する見込みがある者 ・町内の企業等に正規職員として勤務していること。	特になし	最大10万円	申請年度より5年間	2021	未定
福島県	只見町	要件無し	35歳未満	要件無し	町内に住所を有し、通勤圏内の事業所等に就業、又は自ら事業を営むもの	要件無し	返還金額の半額補助、年間18万円が上限	令和2年度	2020	－
福島県	西会津町	西会津高等学校生徒支援修学資金の貸与者	大学等在学生	特になし	貸与期間終了後に西会津町に住所を有し居住すること	特になし	期間内における返還債務の半額を免除	学校などを卒業したとき	2013	－
福島県	猪苗代町	猪苗代町に住所を有し、中学校を卒業する生徒	義務教育終了時(15歳)	特になし	金銭的支援なし	－	金銭的支援なし	金銭的支援なし	1970	未定
福島県	昭和村	昭和村出身	－	－	－	－	猶予（5年間）、免除（一部又は全額）	－	1976	－
福島県	会津美里町	なし	なし	なし	会津美里町内に居住し、就業していること。	なし	返還月額の半額を免除	返還開始時より	2018	未定
福島県	西郷村	－	高校、大学を卒業してから、申請年度末時点において満30歳まで申請可能。	－	村内の事業所等に正規職員等として継続して定住及び就業する（予定を含む）者	特になし	申請年度内に返還を行った奨学金の額。奨学金ごとに上限額あり。	申請年度の翌年度から開始。	2018	未定
福島県	矢吹町	・特になし	・申請年度末時点で35歳未満であること ・大学等を卒業すること	・特になし	・町内に住んでいる。 ・正規雇用で就業している。	・特になし	・年額最大12万円	申請年度の翌年4～5月	2021	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
福島県	鮫川村	鮫川村奨学基金の奨学生	新卒者	—	①卒業後、鮫川村に居住し、かつ、鮫川村内において農林業に就業した者 ②卒業後、鮫川村に居住し、医師、保健師、看護師、管理栄養士又は社会福祉士として就業した者	①農林業 ②医療、福祉	奨学金返還総額	通常の償還開始月（卒業後6ヶ月後）から返還を猶予し、返還猶予期間が10年経過した場合は返還免除	2006	未定
福島県	三春町	制限なし	制限なし	制限なし	町内に定住していること。 正規雇用（公務員を除く）により就業し、継続して勤務していること。	制限なし	返還した奨学金の額（上限18万円）を最長96月分支給。	申請を受けた年度の返還実績額をみて年度内支給。	2018	未定
福島県	川内村	なし	なし	なし	村内に住所を有する	なし	返還額に応じて	返還が生じた時期で要件に該当した	—	—
福島県	新地町	—	—	—	町の住民基本台帳に記載され、助成金の交付申請日において居住し、定住の意思があり、かつ、就労の実態がある者。	—	助成金の交付を受けようとする年度の前年度中の返還金の総額をもつて年度ごとの助成対象額とする。ただし、助成対象額は、18万円を上限とする。	—	2021	—
茨城県	日立市【1】	—	奨学金貸与開始時の年齢が40歳未満	—	基準日（補助金を交付する年度の1月1日）まで継続して市内に住所を有している	—	毎年奨学金返還金の最大50%（最大10年間の補助）	基準日に要件を満たすことを確認した年度	2017	未定
茨城県	日立市【2】	—	奨学金貸与開始時の年齢が40歳未満	—	基準日（補助金を交付する年度の1月1日）まで継続して市内に住所を有し、医療・介護・福祉職の国家資格を活かして市内事業所に就業	—	毎年奨学金返還金の最大50%（最大10年間の補助）	基準日に要件を満たすことを確認した年度	2019	未定
茨城県	結城市	保護者が市内に居住	大学、短期大学、専門学校その他これら同程度の学校に進学（在学）すること ※年齢制限なし	なし	最終学校を卒業した月の翌月から6カ月以内に市内に居住を開始し、5年間継続して居住し、かつ、市内の企業、事業所などに正規就職した場合に全額免除（5年間継続して居住した場合は一部免除）	なし	奨学金の返還総額（一部免除の場合は、返還総額の1/2）	5年間継続して市内に居住し、かつ、市内の企業、事業所などに正規就職した時期（一部免除の場合は、5年間継続して市内に居住した時期）	2021	未定
茨城県	常陸太田市	本市奨学資金貸与を受け大学等を卒業、本市に住所を有し現に居住、奨学金・市税等を滞納していない	本市奨学資金貸与を受け大学等を卒業した返還対象者	特になし	本市に住所を有し現に居住	—	年間の奨学金を返済後、返還額の全部（年間20万円を限度）、または一部（年間10万円を限度）を助成する	1月	2016	—
茨城県	高萩市	なし	高校等程度以上の学校を卒業した新規学卒者	なし	・市内外を問わず、常時雇用される者（雇用保険被保険者）、又は個人で農業その他事業を営む者、その事業専従者 ・申請年度の末日まで継続して本市に住民登録していること	なし	年額20万円を限度（最長5年間 上限100万円）	年度内に返還すべき奨学金をすべて返還した時	2017	未定
茨城県	ひたちなか市	特になし	新卒者・既卒者	特になし	市内に就業・居住していること。（期間の定めなし）	・中小企業 ・対象職種（医療、福祉） ※医師、薬剤師を除く ・第一次産業（農業、林業、漁業） ・起業	前年度返還した額の1/2（上限10万円、最大8年間）	交付決定後すぐ	2018	未定
茨城県	稲敷市	本市奨学金の貸与を受け大学等を卒業している方	大学等を卒業している方	特になし	大学等卒業後、稲敷市に5年以上住民登録がある方	特になし	奨学金の返還総額の1割	原則10年以内の返還のうち返還終了の1年前	2017	未定
茨城県	かすみがうら市	特になし	特になし	特になし	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所に常勤の保育士として新規に採用された方	福祉	年度内に返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額（月額15,000円を上限）	交付要件を満たした月から（上限36か月）	2017	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
茨城県	神栖市	神栖市に1年以上住所を有する者の子であること。	大学卒業後から10年以内	特になし	(1) 茨城県内の公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長、教頭、養護教諭又は講師（臨時講師を除く）の職 (2) 神栖市、鹿嶋市、潮来市、行方市、銚田市内の私立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師（臨時講師を除く）の職	教育・学習支援業	貸与を受けた奨学支援の額に、継続してその職にあった期間の2分の1を奨学資金の貸与を受けた期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、その額が貸与を受けた奨学資金の額を超えるときは、その奨学資金の額とする。8年間で全額免除となる。（その8年間も納付猶予される。）	修業要件を満たす者が、返還猶予願いを提出し、猶予の決定がされてから。	1988	未定
茨城県	大洗町	基準日（毎年1月1日）から継続して大洗町に定住している者	平成18年度以降に採用となり、大洗町奨学資金の貸付を受け、大学を卒業後、平成28年度以降に奨学金の返還を開始する者、または現在、奨学金の返還期間中である者	特になし	基準日（毎年1月1日）から継続して大洗町に定住している者 町内又は近隣市町村において就業している者または起業している者 大洗町奨学金の返還金及び町税に滞納がない者	特になし	当該年度の返還額の2分の1以内の額を免除するが、当該年度の返還免除額は、貸付総額の10分の1の額を上限とする	貸付最終年の翌年から返還開始。当該年度の返還額を2分割し、納付書を送送。納入期限は12月。	2016	未定
茨城県	阿見町	特になし	申請する初年度の末日時点において満30歳未満の者	・介護福祉・医療関係・保育士養成等（ただし、それに限るものではない）	・1年前から継続して町の住民基本台帳に記載されている ・町内事業所等を有する中小企業又は社会福祉法人に正規雇用されている者、又は個人で農業その他の事業を営む者又はその事業専従者	保育、福祉、栄養士、教育、医療（医師、看護師、保健師、薬剤師など） その他、中小企業・第一次産業	・前年度における奨学金の返還額の1/2を支給（上限50,000円/年） ・申請した初年度から10年を限度とする	交付決定後すぐ	2020	未定
栃木県	佐野市	－	－	－	申請日から佐野市に5年間居住	－	貸与されていた奨学金の月額額の2分の1を助成	－	2020	2024
栃木県	鹿沼市	本市の奨学金を貸与した者（出身地及び保護者の居住地は鹿沼市となる）	令和2年3月に高等学校等又は大学等を卒業した奨学生に係る奨学金から適用	特になし	高校又は大学等を卒業した翌月から1年以内に鹿沼市に定住し、奨学金返還開始から5年間継続して市内に居住していること 県内の事業所等に勤務していること	特になし	減免要件確認後、残期間分の奨学金を減免（上限72万円）	返還開始後、市内に5年間定住した時期	2020	未定
栃木県	日光市	特になし	特になし	特になし	奨学金の貸付を2年以上受けて、学校等を卒業した翌月から、奨学金の償還が完了する日までの間に、日光市に住所を定め、引き続き5年間定住して就労していると認められること。	特になし	奨学金の償還期間において、各年度で均等償還する場合に免除要件を満たした時点の償還残額を免除する。ただし、貸付総額の1/3を上限とする。（最大80万円）	要件到達直後	2016	未定
栃木県	真岡市	なし	平成27年度以降奨学金の返還を開始した方	なし	・交付申請日において、申請日まで引き続き1年を超えて事業所に常勤職として勤務している者又は事業を営む者 ・交付申請日において、申請日まで引き続き3年を超えて真岡市に住民登録があり、かつ、申請日まで引き続き1年を超えて居住実態のある者	なし	前年度期間中に返還すべき奨学金返還額	申請のあった時	2016	未定
栃木県	芳賀町	特になし。	特になし。	特になし。	減免申請年の1月1日時点で芳賀町に住所があること	特になし。	返還額の1/2	各年度ごとに申請月から	2015	未定
群馬県	太田市	出身地は問わない。	年齢も問わない。	保育士養成施設	市内在住の保育士で市内の保育園等に勤務し（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）、自ら奨学金を返済していること。	福祉	4月から3月までの返済の実績報告後、5月に一括で支給	開始時期は問わない。1人につき1回限り、連続する3年度において3回	2017	2022
群馬県	甘楽町	なし	当該年度の4月1日現在で30歳未満であること。	なし	町内に住所を有し、又は町内企業で就業する者。	なし	年度内に返還した奨学金の額の2分の1以内で補助を行う。	年度末の支払完了後、当該年度に支払った額を一括して支払いを行う。	2020	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
群馬県	下仁田町	当町の行う奨学金制度は、保護者が借り入れたローンに対するものであり、ローン契約者が町内に住所を有し、実際に居住していることが前提。また、町税等の滞納がないことも条件とする。	奨学生が高校・大学等に在学していること。既卒者については、下仁田町に住所を有し、実際に居住している場合に最大10年間。	特になし	在学中は、奨学生の住所要件なし。既卒者については、町内に居住しており、卒業後1年以内に就職すること。	特になし	奨学生在学中は、ローンの利息相当額を補助。既卒者で要件を満たす者は、元金全額を補助。毎年度、その年に金融機関に支払った実額を請求してもらう。	毎年、補助対象年度の翌4月～5月末までに申請を受け付ける。	2016	未定
群馬県	富岡市	なし	最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方	なし	毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方 市内に5年以上定住する予定の方	－	1年間の上限10万円、最大5年間（50万円）まで	11月	2020	2029
群馬県	上野村	本村住民で本村に5年以上居住する者及び5年以上居住した者で出身学校長又は在学学校長が推薦した者	－	－	奨学金を受けた学校等を修業した後に本村住民として在村	－	奨学金を受けた学校等を修業した後に本村住民として在村し1年以上就業した者については、その就業した期間に限り返済を免除する。	奨学金を受けた学校等を修業した後に本村住民として在村し1年以上就業した時点。	2001	－
埼玉県	さいたま市	－	（2019年度以降に）本市の奨学金等貸付制度を利用して大学等に進学し、正規の修業期間内に優秀な成績を修めて卒業した者	特になし	大学等卒業後、本市に居住し、住民税が課税され、これを完納すること	特になし	奨学金等の返還総額の1/4以内（1年あたりの免除額は返還すべき額の1/2）	返還が開始されるときから	2019	－
埼玉県	熊谷市	－	・初回申請年度の翌年度の4月1日現在の年齢が40歳未満であること ・初回申請時に、奨学金の返還期間が10年以上残っていること ・大学等の課程を修了していること	－	・申請時に市内に住民登録がある ・就労している ・市税及び国民健康保険税を滞納していない	－	申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの間に返還した奨学金の利子額（上限3万円）	申請年度（最大10年間、毎年申請が必要）	2016	未定
埼玉県	ふじみ野市	特に無し	特に無し	特に無し	住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの	特に無し	奨学金返済に係る利子の一部または全部（交付決定から5年間、年1万円を限度）	1月から12月までに返済した分を翌2月頃に支給	2018	未定
埼玉県	川島町	当町の住民基本台帳に登録されている者	平成29年4月1日以降に大学等に入学した者	－	当町の住民基本台帳に登録されている者	－	貸与機関に支払った返還金のうち、利子に相当する額の助成 借入限度額：174万円 対象金利：2%	返還した翌年度	2016	未定
埼玉県	美里町	1年以上、美里町に居住していること	高等学校、高等専門学校、大学（短大）または専修学校（高等課程・専門課程）に在学している生徒・学生であること	特になし	1年以上、美里町に居住していること	特になし	前年1年間に返済した教育ローンの利子分相当額（上限30,000円）	年度末	2010	未定
埼玉県	神川町	・奨学生が卒業及び就職後に返済期間中において、連続して5年以上当町に居住している者	・奨学資金の貸付期間が4年以上ある者	特になし	・返済月額に滞納がなく、資金の返済が完納している者 ・町民税等に滞納がない世帯及び者	－	奨学資金の返済が完了するまでの間、神川町から賦課徴収された町民税の額のうち最大で5年間分又は72万円のいずれか低い額を限度額とした人材定住報奨金を交付している。	返済が終了した月の6月経過するまでの間に申請	2012	未定
千葉県	千葉市	ポリテクカレッジ千葉を卒業	ポリテクカレッジ千葉1学年	ポリテクカレッジ千葉の学生	ポリテクカレッジ千葉卒業後、1年以内に市内企業に就職し、1年以上就業すること ※要件を満たした翌年度から、3年に渡って返還支援金の1/3ずつを支給	－	上限475千円/人 ※奨学金借入総額の1/2又は、学費の1/2のいずれか低い額	市内企業に就職し1年就業した時期	2020	未定
千葉県	館山市	なし	なし	なし	①借受人が以下に該当する場合 （1）死亡 （2）重度障害 （3）災害、病気等 ②館山市に住所を有する ③身体障害者	－	①履行期が到来しない分の全部又は一部免除 ②返還額の3分の1免除 ③返還額の2分の1免除	－	1990	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
千葉県	松戸市	出身地等要件なし	年齢要件なし	保育士養成	市内民間保育施設で正規保育士として勤務	福祉	1人当たり月額上限15,000円（上限額：初回の返済から補助上限額900,000円に達するまで）	市内民間保育施設で正規保育士として勤務する時期	2020	未定
千葉県	白井市	市内に住所を有し、現に居住していること	認定申請：大学等在学中であること及び28歳以下で大学等を卒業する見込みであること 交付申請：30歳以下であること	なし	事前認定申請時から引き続き市内に定住する見込みであること	なし	交付申請の前年度に返済した教育資金の1/2（上限8万円）を最大5年間	就職後、2年目以降	2021	2025
千葉県	多古町	なし	なし	なし	多古町内に住所を有すること 就業していること	なし	要件を満たしている期間の奨学資金の返還を免除する	貸付終了の半年後	2017	未定
千葉県	東庄町	親権者が1年以上本町に住居を有する者であり、子は必ずしも本町に住居を有しなくてもよい。	学校教育法に基づく高等学校・短期大学・大学等への入学又は就学	なし	なし	—	融資額50万円以上300万円以内で借入金残高に対し年3%上限に利子を補給する。金融機関からの請求により直接金融機関に支払う。	子が就学している学校の正規の就学期間。	1991	未定
千葉県	長生村	奨学生又は連帯保証人が村内に住所を有すること	大学、専修学校に入学が決定し、又は在学していること	特になし	貸付が終了した月の6か月後から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間まで村内居住を継続	特になし	修学資金の全部又は一部の返還免除	卒業から6か月後	2017	未定
東京都	千代田区	保育士養成校を卒業し、保育士資格を取得した者	特になし	保育士養成	千代田区内の私立保育施設で常勤として勤務している、保育士資格を有する保育士（常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上、1年以上の雇用契約をいう）	保育士	年間24万円 最大10年間	初年度補助対象者は対象者となった月から、翌年度以降補助対象者は前年度の1月から	2018	未定
東京都	港区	なし	なし	なし	大学等卒業後、5年間に上記区内で業務に従事	次のいずれかの要件を満たした場合（どちらも区内事業所に限る） ①福祉系：社会福祉士、介護福祉士、保育士、医療系：保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士 ②中小事業者の事業所に勤務	返還支援適用時点での返還残額	5年以上区内の事業所で当該業務に従事した後	2021	未定
東京都	大田区	出身地に要件なし	区奨学金を返還中であること	要件なし	大田区内に在住し、区が定める資格・免許を取得して福祉事業等にて3年間勤務	介護、障害、保育、幼稚園	最大で半額（上限1,056,000円） 半額以上返還が済んでいる方は、残額に対し半額減免	3年間継続勤務したのち、減免	2021	未定
東京都	荒川区	無し	無し	保育士または幼稚園教諭	区内に存する保育施設等を運営する事業者（それぞれの保育施設等の中で人事の異動を行う等相互に密接な関連を有する事業者は、同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤の保育士又は幼稚園教諭として採用され、区内に存する保育施設等に就職した日から起算して5年を経過していないこと	区内保育施設等または幼稚園	年20万円（ひとり親家庭は30万円）を上限に補助	年2回、半期分まとめて支払い（10月頃と4月頃）	2017	未定
東京都	足立区	申請時に足立区に6ヵ月以上居住	中学校3年生～大学在学（学校教育法に規定する大学・高等学校等に翌年度4月に入学予定または在学）	特になし	・進学校または在学を正規の修業年限で卒業 ・卒業後10年以内に、2年度分以上足立区に住民税を納付	特になし	奨学金の返還総額の1/2（上限額：100万円）	卒業後、2年度分以上足立区に住民税納付確認	2018	未定
東京都	葛飾区	制限なし	制限なし	制限なし	区内の保育施設・幼稚園	常勤の保育士・幼稚園教諭	月額20,000円上限	保育施設等の勤務開始	2019	未定
東京都	大島町	町内高等学校等を卒業	補助金の交付を申請する初年度の末日時点において30歳未満である者	特になし	町内に転入してから6ヶ月以内もしくは就業を開始してから6ヶ月以内の者で町内で3年間定住。	特になし	奨学金の返還金額の1/2（上限20万円）	交付決定を受けた月	2021	2025

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期	開始年度	終了年度
東京都	小笠原村	貸付の日の3年前から引き続き小笠原村に住所を有する者の子弟であること	修学終了後償還期間である10年間	特になし	村の振興発展の目的をもって就業、就職、及び結婚等により小笠原村に居住した場合	特になし	その期間について、学資金の償還を免除	ただちに	1999	未定
神奈川県	厚木市	なし	初回申請時において学等卒業後5年以内 初年度3月31日現在において満30歳以下	なし	市内在住かつ在勤	なし	奨学金の返還総額の1/2 （上限額：12万円）	奨学金返済を始めた時期	2021	未定
神奈川県	愛川町	無	無	無	・平成31年4月1日以降、奨学金の返済を行った日に、町内の介護施設等に介護職等として、または町内医療機関に看護職として採用されていること。 ・採用日から起算して、満3年を経過しない者 ・採用日から起算して、1年以上町内に居住する予定の者 ・採用日から起算して、常勤として1年以上継続して、介護施設等又は医療機関等に就労する予定の者	福祉、医療	奨学金返済額の2分の1 （1年度につき上限20万円）	対象者による交付申請後、審査・交付決定を経て、対象者からの請求により返還支援開始	2019	未定
新潟県	新潟市	専門学校、短期大学、大学、大学院で新潟市奨学金の貸付を受けている。	貸付終了後7年を超えない範囲で、通算免除額に達するまで。	なし	奨学生が卒業後、新潟市に住み市民税が課税され、市奨学金の返還と市税に滞納がないこと。	なし	各年度2回ある返還期（7月、12月）のうち12月期分の返還を免除する。	毎年9月に対象者（返還2年目から7年目で新潟市に住所を有する者）に案内を送り、申請を受け付ける。申請は年度限りのため、毎年度申請が必要。	2010	未定
新潟県	三条市	奨学金の申請時は、市内に住民登録し、居住していること。	大学等卒業後又は返還中の者	－	(1) 市内に住民登録し、居住していること。 (2) 事業所の常勤労働者として、1年以上継続して従業していること。	－	返還期間10年のうち、毎年免除申請を求め、承認されれば、奨学金貸付総額の1/10を最長10年間免除する	市内に住民登録の上、居住し、事業所の常勤労働者として、1年以上継続して勤務した時期	2005	未定
新潟県	柏崎市【1】	特になし	平成27年3月以降に大学等を卒業した者	特になし	・当該年度において柏崎市民税の所得割または均等割が課税されている者 ・前年度から申請を行う日まで引き続き柏崎市に住所を有する者 ・転動等による一時的な転入で無い者 ・奨学金を滞納なく償還している者 ・交付申請年度の前年度における奨学金の償還期間が「償還を開始した月から起算して60月」以内に属する。	特になし	・返還支援の上限額を、一括で、認定者あてに支給 ・補助金額 交付年度の前年度における奨学金償還額（繰越償還分を除く。）の1/2の額（上限10万円）	毎年度7月1日	2016	2026
新潟県	柏崎市【2】	なし	平成26年3月末までに大学等を卒業した奨学生（ただし、国家公務員、地方公務員についてはこれを適用しない）	なし	補助金の交付を受けようとする年度の4月1日に柏崎市に住所を有し、柏崎市民税の所得割又は均等割が課税されている者。	なし	市内大学の卒業者は前年度償還額（上限20万円）、その他の者は前年度償還額の2分の1の額（上限10万円）。公務員についてはこれに限らず前年度償還額の2分の1の額（上限10万円）	返還が開始された年度の翌年度	2006	2026
新潟県	十日町市【1】	特になし	初回の申請年度の4月1日に30歳以下の者	特になし	申請年度に市内に住所を有し、市内外で就業していること	特になし	申請年度における奨学金の返還額を補助 交付対象期間の上限を5年とし、年間20万円を上限とする	年度ごとに申請し、その年度末に市内に住所を有することを確認後、補助金を交付する	2021	2029

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
新潟県	十日町市【2】	市外の大学、短期大学又は専修学校専門課程を卒業。	補助金の交付を申請する年度の4月1日現在で30歳以下の者。ただし前年度に交付決定を受けている者はこの限りでない。	－	十日町市に住民登録し、現に居住している者。 平成27年4月1日以後に市内企業等に就職した者で、補助金の交付を申請する年度1年間において当該市内企業等に正規雇用（雇用する者と雇用される者との継続的な雇用関係において、雇用される者が雇用する者の元で、常勤で従業し、定年まで等雇用期間を定めない雇用形態をいう。）されるもの又は前年度以前に交付決定を受けた者で、引き続き同一の事業所に勤務するもの。	市内に本社を有する事業者。 市内に事業所を有する製造業を営む事業者。 市内に事業所を有する学校法人、医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人。 その他特に市長が認めるもの。	補助金の交付を申請する年度における奨学金の返還金の額（繰上返還の額を除く。）の2分の1以内。 （上限：年間12万円）	申請年度	2015	2021
新潟県	十日町市【3】	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	見附市	特になし	貸与が終了した日の属する月の翌月から起算し、8月を経過したのち7年を超えない範囲にある者	特になし	前年度に本市の市民税を納付している者	特になし	前年度に当該者が納付した本市の市民税の額の2分の1に相当する額を減免する。 （上限36,000円、減免は5回まで）	毎年12月返還時	2012	未定
新潟県	村上市	－	－	－	①前年度に、村上市奨学金の返還をした人。②申請期間の末日時点で村上市内に住所を有すること。③申請年度、村上市で市民税が課税されていること。④市税、奨学金返還金を滞納していないこと。	－	申請日の属する年度の前年度納期分の返還金額を補助対象とし、その3分の1（年額10万円を上限）	申請期間は例年7月中とし、10月中旬に支給予定。 交付期間は、初回申請した年度から5年間（毎年申請が必要）。	2017	未定
新潟県	糸魚川市	市出身者及び市外出身者で、大学等を卒業後、市内に住民登録をされている者	初回の交付申請日において、満40歳に満たない者	特になし	市内事業所に就業 糸魚川市に住民登録されているもの	公務員の一般職以外	UIターン者とその親の申請初年度の前年度末の返済残高合計額の1割と修業年限に80,000円を乗じた額のいずれか低い額を補助年額とする。	UIターンし、就職してから60日以内に申請をして、交付決定がされた年度	2016	未定
新潟県	妙高市	特になし （貸付の際の申請要件にあり）	特になし	特になし	・市の住民基本台帳に登録していること ・転入の場合は、卒業の日以降、卒業の日の属する年度から5年以内に妙高市の住民基本台帳に登録し、引き続き居住していること	特になし	申請により当該年度の償還金の50%を返還免除	卒業後翌年 （返還開始時期と同時期）	2003	未定
新潟県	五泉市	五泉市奨学金の貸付けを受けている者（五泉市内に1年以上居住している人と奨学金貸付の要件有り）	特になし（在学中の者を除く）	特になし	五泉市内に住民登録があり、償還開始後1年以上継続して居住している人	特になし	申請年度の償還予定額の1／2を減免（上限7万2千円）最長5回まで申請可	償還開始後、五泉市内に居住して1年経過したとき	2021	未定
新潟県	上越市	上越市内に居住	・30歳未満 ・市外の大学、大学院、高等専門学校または専修学校に在学 ・公共交通機関の通学定期券を利用	－	上越市内に居住して就業	－	返還額の3分の2相当額を免除	貸与終了の翌月から数えて6か月を経過した後の月から返還終了月まで	2016	未定
新潟県	阿賀野市	阿賀野市奨学金の貸付を受け、県外大学等を卒業	返還中の既卒者	－	申請の前年度4/1から市内に住民登録があり、現に居住し、就業している。 申請時から市内に5年以上在住する見込み。	－	申請の前年度中に返還した金額の1/2 （上限額：20万円） 同一人につき5回を限度	毎年4月から5月までの間	2016	未定
新潟県	佐渡市【1】	本市に住所を有する者（進学のため転出した者にあつては、転出直前まで本市に住所を有した者。ただし、転出直前まで属した世帯が引き続き市内に存する場合に限る。）	学校教育法に規定する学校に在学する者であること。	特になし	【2017年度以前貸与開始分】継続して1年間、市内に住所を有し、かつ、就労していること。 【2018年度以降貸与開始分】貸与満了期から10年の期間内において継続して5年間市内に住所を有し、かつ、就労していること。	特になし	【2017年度以前貸与開始分】奨学金の返還総額の最大1/2 【2018年度以降貸与開始分】奨学金の返還総額の全額	【2017年度以前貸与開始分】継続して1年間、市内に住所を有し、かつ、就労した時期 【2018年度以降貸与開始分】貸与満了期から10年の期間内において継続して5年間市内に住所を有し、かつ、就労した時期	2012	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
新潟県	佐渡市【2】	Uターン者およびIターン者が対象であり、Iターン者の出身地要件はない。	Uターン者：45歳未満 Iターン者：40歳未満	特になし	市内での就業および居住	特になし	Uターン者：年額30万円上限 Iターン者：返済金額の1/2で年額15万円上限	申請年の前年に返還した奨学金が対象で1月より開始	2021	未定
新潟県	魚沼市【1】	大学等を卒業(修了を含む。)した者	申請日における年齢30歳未満	なし	・令和3年4月1日以降に魚沼市内の事業所等へ常用労働者として新たに雇用された者 ・申請日において市内に住所を有する者、かつ申請日から5年以上市内に定住する意思がある者	なし	前年度に償還した奨学金の2分の1 (上限12万円/年、1,000円未満の端数切捨て)	5年分	2021	未定
新潟県	魚沼市【2】	—	—	—	卒業後3年以内に魚沼市に居住し、その期間が貸与期間の1.25倍に相当する期間であること。	—	貸与金額の全額免除	貸与期間の1.25倍に相当する期間に達した時	2021	未定
新潟県	弥彦村	なし	なし	なし	県央医療圏において看護職員の業務に従事	県央医療圏において看護職員の業務に従事	県央医療圏において5年間継続して従事した場合に返還を免除	卒業後1年6か月以内に免許取得。取得後ただちに県央医療圏において免許を活かした業務に5年継続した場合	2021	2026
新潟県	出雲崎町	無し	無し	無し	有り	出雲崎町に住所を有し、新規学卒者として町内又は通勤可能な就労先に就職した者	申請年度の奨学金の返還額(年額20万円を限度)	就職した年の翌年度から5年間	2017	2021
新潟県	関川村	関川村奨学金貸与者	特になし	特になし	村内に住所を有し、現に居住していること 返還期間に相当する10年間又は返還期間の満了する年度まで、この状態が続くと認められること	特になし	貸与額(月額最高5万円)の月額3万円を超えて貸与した額の返還を免除する	卒業後最初の奨学金返還から	2016	未定
富山県	富山市【1】	両親等が市内に住所を有し、かつその者と同一世帯であること	高等学校等を卒業した翌年度の4月に県内大学等に入学した者であって、当該大学等を卒業後1年以内に奨学金の返還を猶予する要件を満たした者。	—	市内に事業所を有する企業等に正規雇用されていること。 市内に引き続き住所を有していること。	—	入学奨学金資金1回10万円、生活奨学金資金年額16万円(正規の修業年限)を貸し付け、要件を満たした場合その返還を猶予する。また、5年間返還の免除を受けた場合、返還を免除する。	県内大学等卒業後	2021	未定
富山県	富山市【2】	保護者及び児童が市内に住所を有すること	県内大学等に進学する前年度において児童扶養手当の全部支給世帯の児童であって、当該大学等を卒業後1年以内に奨学金資金の返還を猶予する要件を満たした者	—	市内に事業所を有する企業等に正規雇用されていること。 市内に引き続き住所を有していること。	—	入学奨学金資金1回10万円、学費奨学金資金年額17万円(正規の修業年限)を貸し付け、要件を満たした場合その返還を猶予する。また、5年間返還の免除を受けた場合、返還を免除する。	県内大学等卒業後	2020	未定
富山県	高岡市【1】	無し	無し	無し	・返還免除申請時において1年以上高岡市に居住していること ・就業していること	—	奨学金の返還総額の最大で1/2を免除	1月分の返還時(返還月は7月・1月の年2回)	2016	未定
富山県	高岡市【2】	無し	無し	無し	・返還免除申請時において1年以上高岡市に居住していること ・就業していること	—	奨学金の返還総額の最大で1/2を免除	1月分の返還時(返還月は7月・1月の年2回)	—	—
富山県	魚津市	同校を卒業後1年以内に就業又は起業し、かつ魚津市内に住所を有する意思がある者	・北陸職業能力開発大学校に在学し、専門課程または応用課程を履修している者 ・学長の推薦を受けた者	—	卒業から1年以内に就業又は起業し、魚津市内に住所を有すること	—	iiを満たした場合1年間猶予のうち、居住実態の維持2年半につき1年分の貸与額が免除される。	卒業後	2017	未定
富山県	氷見市	・氷見市出身(居住していた)の学生であること	支援を受けるためには事前に登録が必要(大学等に進学前または大学等に在学中)	—	大学等卒業後、10年以内に公務員以外に就職し、氷見市に居住していること	公務員(常勤)を除く	・在学中に借入した奨学金、学資ローンの元金及び利子について、10年に分けて助成する(上限216万円+利息) ・在学中に発生する学資ローンの利子に対する助成(上限あり)	・卒業後返済する奨学金、学資ローンの元金及び利子に対する助成：氷見市に居住を開始した翌年度 ・在学中に発生する学資ローンの利子に対する助成：利子返済の翌年度	2017	2022

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
富山県	黒部市	黒部市出身	大学等の新卒者	特になし	(1) 定住促進補助金 本市奨学資金の貸付を受けた者のうち、 ア 大学等を卒業後、1年以内に市内に住所を有した者（在学中から市内に住所を有している者を含む。） イ 前年度から引き続き市内に住所を有する者 ウ 前年度に基準額以上の実返還額がある者 エ 前年度の市税の滞納がない者 オ 過去に奨学資金の返還について滞納がない者 (2) 医療介護事業所就業促進補助金 本市奨学資金の貸付を受けた者のうち、 ア 大学等を卒業後、1年以内に市内に所在する医療機関又は介護事業書に看護師又は介護職員として在籍した者 イ 前年度から引き続き市内に所在する医療機関又は介護事業書に看護師又は介護職員として在籍している者 ウ 前年度に基準額以上の実返還額がある者 エ 前年度の市税の滞納がない者 オ 過去に奨学資金の返還について滞納がない者	(2) 看護師、介護職員	奨学金の返還額の1/4	7～8月頃	2019	未定
富山県	砺波市	砺波市が実施する大学生等を対象とした奨学資金の貸与を受けていた者（貸与要件：申請時に砺波市内に住所を有する世帯に属していることなど）で、年賦払による償還を行う者。	大学を卒業してから13年間（3年間の据置期間を含む）返還期間内。	特になし	毎年基準日（償還時10月1日）までに継続して砺波市内に居住し、住所を有していること。	—	償還免除の申請があった場合に、当該年度に償還すべき額の2分の1を減免するもの。	償還免除の決定を受けた月から。	2016	未定
富山県	小矢部市	なし	転入：市外に1年以上居住し、転入時点で40歳未満の者 在住者：市内に居住し、平成28年4月1日以降に奨学金の返還を開始した者	なし	・市内に住所を置き、6か月以上就労が見込まれる、又は起業者であること。 ・助成金決定から5年間は本市に居住する意があること。	なし	助成期間：最大36ヶ月。 助成額： 転入者 返還月額の1/2（上限2万円） 在住者 返還月額の1/4（上限1万円） ※富山県内の大学等を卒業し、かつ、市内の事業所等に雇用、または市内で起業した者には、助成割合に返還月額の1/4を加算する。	申請月の翌月又は、申請時に返還を開始していなかった者は返還開始の翌月	2016	2021
富山県	南砺市	・市内出身で南砺市奨学資金の貸与を受けており現在返還している者 ・現在市内に居住している者	・市内に定住し、左記申請要件を満たしている	特になし	・市内に定住し、5年間以上継続して勤務する者 ・正規雇用、または臨時雇用（1年以上の雇用契約で労働時間が正規雇用にあたる）の者※公務員は対象外 ・世帯の全員が市税等を滞納していない者	特になし	・市内に就職 前年度返済額（上限336千円）5年経たとき、未返済額 ・市外に就職 前年度返済額（上限168千円）5年経たとき、未返済額の1/2	奨学資金返還開始 次年度	2016	2023

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
富山県	射水市	<Uターン型> 市の奨学金を利用して県外の大学等に進学した自宅外生で、卒業後就職し、市内に定住すること。 <Iターン型> 日本学生支援機構の奨学金を利用して射水市内の大学等へ進学した県外出身の学生で、卒業後就職し、市内に定住すること。	①既に射水市内に居住しており、平成27年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方 ②既に奨学金の返還を始めており、平成27年4月1日以降に新たに射水市に住民登録した方	—	①現に就業している方 ②奨学金返還を怠ったことがないこと ③市税等の滞納が無いこと ④助成を受けようとする年度の1月1日を基準として、1年以上射水市内に居住していること	—	前年1月1日～12月31日までに返還した奨学金の1/2の金額を助成。 最大96万円（年9万6千円×10年間）	前年1月1日～12月31日までに返還した奨学金の領収書等を添付し、請求を行った後速やかに支払う。（毎年度支払い）	2016	—
富山県	立山町	・出身地の要件 在学中に認定申請をする時→本人または保護者が町内在住であること 就職後に交付申請をする時→本人が就職後町内に住所を有し、1年以上経過していること ・在籍している学校の要件 令和元年度以降に高等学校（中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、大学（短期大学を含む・大学院を除く）、専門学校（修業年限2年以上に限る）に在学する方	認定申請をする時→令和元年度以降に町が指定する学校に在学中であること。（正規の就学期間中であれば何歳でも申請可能） 交付申請をする時→就学者が対象学校を卒業後、11年以内であること	特になし	就学者が対象学校を卒業後、就職し、本町に住所を有し、1年経過後から交付申請が可能。	特になし	（補助金の交付申請は毎年行い、最長10年間とする。） 補助額は、高等学校や県内の大学等の卒業者は前年度返済額の5割又は18万円のいずれか低い額とする。 ※「立山町米百俵基金」へ寄附を行った企業等に就職した場合は、補助金額がそれぞれ6割又は12万円、6割又は21万円に拡充となる。	（補助金の交付申請は毎年行い、最長10年間とする。） 前年度奨学金返済額が分かるものを、毎年5月頃に提出していただき、提出があり次第補助金の支払いを行う。	2017	未定
富山県	入善町	大学卒業後、入善町に継続して居住する意思があること（住民登録があり、現に住んでいること）。	大学卒業後に申請すること（新卒者）。	—	・大学を卒業後、入善町に継続して5年以上居住すること。 ・県内企業等の事業所に就職していること。 ・奨学金の返済は、10年以上の期間で返済すること。	—	返済すべき奨学金額の2分の1以内の額を減免する。	第1回目の返済期日	2016	未定
石川県	穴水町	穴水町に3年以前から引き続き居住している者の子弟	40歳以下	—	本町の住民基本台帳に登録されたもので、かつ町内事業所に正規雇用となってから起算して6月以内に申請した者	—	償還年額実績額の1/2で、年額10万円を限度とし、5年間支給	補助金交付申請後	2016	—
石川県	七尾市	保育士養成施設等の在学中で、七尾市に住所がある人、または住所があった人	貸付の申込の日から卒業する見込の日まで2年以内である人	保育士養成	保育士養成施設等を卒業後、市内の私立保育園・認定こども園に、引き続き5年間以上保育士として働いた場合	福祉	貸付金全額免除（上限120万円）	市内の私立保育園・認定こども園に、引き続き5年間以上保育士として勤務した時期	2017	2022
石川県	中能登町	なし	35歳未満	なし	町内就業または町内居住した日が令和3年4月1日以降	—	奨学金の返還総額の2/3（上限額：100万円）	町内に居住、就職した時期	2021	未定
石川県	志賀町	町民	なし	なし	学校卒業後1年以内に本町の区域内の企業等に就業	なし	最大で半額免除	学校卒業後1年以内に志賀町内の企業等に就業し、貸付期間と同期間継続して就労した時期	2018	未定
福井県	敦賀市	・保護者が市内に在住する者 ・短大、大学、高校、高専に在学中の者 ・品行方正、学業優秀、身体健康 ・学資の支弁が困難 ・他の奨学金をうけない者	—	—	・就労のため、敦賀市に継続して5年以上居住したとき	—	貸与額全額	市内で5年間定住した時期	2020	未定
福井県	勝山市	保護者の住居地が勝山市であること	大学等を卒業した日の翌日から翌年度以降4年以内（医師は6年以内）	なし	勝山市内に定住している（市内または近隣市町において就業した人）	特になし	毎年の返還額の4分の1減額。 市内医療機関の看護師・准看護師、介護サービス従事者又は障害福祉サービス等従事者は2分の1減額。市内医療機関の医師は免除	大学等を卒業した日の翌日から翌年度以降4年以内（医師は6年以内）に勝山市内に定住している	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期	開始年度	終了年度
福井県	鯖江市【1】	市内に住所を有する者または市内に住所を有していた者で修学のために一時的に市外に住所を有する者	特になし	指定保育士養成施設を卒業	指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に市内の保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、市外へ転居することなく保育所等が就業規則等で定めた常勤の保育士等として継続して5年間（休暇期間はいかなる場合もカウントしない。）勤務したとき	保育士	貸付金の償還を全額免除 上限額 72万円（＝貸付上限）	指定保育士養成施設にて在園中	2019	未定
福井県	鯖江市【2】	特になし ただし、鯖江市奨学資金の貸与者の要件は、鯖江市に在住する者の子弟であること	特になし	特になし	基準日（毎年5月1日）から継続して鯖江市の住民基本台帳に登録され、当市もしくは近隣市町で就業（起業）しており、かつ、鯖江市奨学資金の償還金および市税に滞納がない人（同一世帯内の者も含む） ※当該年度の償還をしていないこと	特になし	基準日に属する年度において償還計画に基づく予定額の1/2の額、かつ、年度の免除額は貸与総額の1/20を上限とし、市内に定住してから通算5年を上限とする	償還開始後10年以内で、就業・居住等の要件を満たす年度から	2020	未定
福井県	越前市	なし	なし	なし	大学等を卒業後、越前市の住民票に登録された人で、基準日（毎年5月1日）から継続して市内に定住していること	なし	償還計画に基づくその年度の償還額の2分の1以内 （限度額：貸付総額の20分の1の額）	償還開始と同時期	2015	未定
福井県	坂井市	無し	30歳未満	無し	申請後市へ定住 正規雇用により就業すること	無し	20万円/年を限度とし、6年分（上限100万円） ただし、市内の事業所に就業する看護師等・保育士の場合は、9年分（上限160万円） ※1年目と最終年度は10万円を上限とする	認定年度の翌年度3月	2019	2023
福井県	高浜町	特になし	大学等卒業者：33歳未満 高等学校等卒業者：30歳未満	特になし	町内に定住する意思があること	特になし	大学等卒業者：奨学金返済総額の2分の1（上限200万円） 高等学校等卒業者：奨学金返済総額の全額（上限100万円） 上記金額を5年間でサポート 未就学のお子様一人につき10万円加算	奨学金の返済期間中の8月・2月	2019	2028
福井県	若狭町	大学等の就学以前に1年以上若狭町に住所を有していたこと	補助候補者登録年度の翌年度4月1日時点で30歳未満	特になし	若狭町に定住する意思があり、正社員として勤務すること	特になし	奨学金返還残高の1/2（上限50万円） ※ただし、町内に所在する事業所等に勤務する場合は上限100万円、医療職・介護職として町内に所在する医療機関又は介護事業所に勤務する場合は上限130万円とする ※上記金額を5年間にわけて交付	補助候補者登録年度の翌年度7月または1月	2021	未定
山梨県	都留市	特になし	大学等を卒業した方で、申請年度の4月1日時点において30歳未満の者	特になし	次のいずれかに該当する者 ・地元企業に正規雇用で勤務されている者で、市内定着の意思がある者 ・市外の医療事業者及び介護事業者に医療食又は介護職として正規採用され、主な勤務地を市内と定めている者 ・地域再生法に定める市の地域再生計画に位置づける事業を実施する事業者に正規採用され、主な勤務地を市内と定めている者であつて市内に住所を有している者	特になし	年度内に返還した奨学金の額（最大100万円） ※1年度につき20万円上限	返還終了後（年度ごと）	2020	未定

※未記入箇所については、「－」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
山梨県	韭崎市	市民	なし	特になし	特になし	－	返還すべき額に0.25を乗じた額	市内に住所を有しているとき	2013	未定
山梨県	丹波山村	村内在住か村内在住者の子弟であること	高等学校、短期大学、大学在学者であること	なし	大学等卒業後、村内で3年間以上居住した場合	なし	奨学金の全額免除（すでに返還した分は除く）	村内で3年間居住した時期	1994	未定
長野県	上田市	なし	年度末時点で39歳以下	特になし	従業員への返還支援を実施している市内中小企業等に就業し、市内に居住していること	－	中小企業等が実施した返還支援年額の1/2（上限10万円/年）	令和2年4月1日以降に新規に対象の従業員を雇用し、事業所が返還支援を行ったとき	2020	未定
長野県	岡谷市	岡谷市育英資金奨学生であること	高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学卒業業者	特になし	卒業後、返還期間中、岡谷市内に居住すること	－	貸付金額の25%を免除する。（上限：674,000円）	償還終了時に貸付金額の25%を免除。	2002	未定
長野県	飯田市	（飯田市奨学金貸与条件）飯田市に引き続き1年以上居住し、現に飯田市に生活の本拠を有する者の子弟	なし	なし	居住	なし	申請から1年間の償還予定額の1/3（最大6万円）を免除	償還時	2007	未定
長野県	小諸市	当市大津秀子奨学金の奨学生	既卒者	特になし	就業しているもの。 大津秀子奨学金の貸与を受けた期間と同期間当市に居住していること 市税等の滞納が無いもの	特になし	貸与総額の2分の1の償還を免除する	償還減免を決定したとき	2018	未定
長野県	伊那市	－	大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、専門職大学等を卒業した30歳未満の者	－	伊那市に定住し、かつ上伊那郡内の指定する業種の事業所に就職している者（5年以上）	農業、林業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関、広告業及び技術サービス業）、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業及び他の生活関連サービス業）、医療、福祉（児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業及び同事業以外で看護師資格を有する者が従事する事業）	年度中に返還した奨学金の額の2／3以内の額を翌年度に交付（最大12万円×5年間）	補助金の交付対象期間は、補助対象者の最初の奨学金返還期日に属する月から	2019	2028
長野県	駒ヶ根市	無し	30歳以下（30歳を迎える年度まで）	無し	5年以上市内に定住する事を目的として市内に住所を有する者上伊那圏域の事業所に就職し、5年以上継続して勤務する見込みのある者	農業、林業 建設業 製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 学術研究、専門・技術サービス業のうち、学術・開発研究機関、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの） 宿泊業、飲食サービス業（飲食店に分類されるバー、キャバレー、ナイトクラブを除く） 生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・入浴業、その他の生活関連サービス業 教育、学習支援業のうち、幼稚園教諭免許を有する者 医療、福祉のうち、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業及び同事業以外で看護師資格を有する者 サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業	申請年度の前年10月1日から申請年度の9月30日までに奨学金返還額の1/2 年額上限5万円 1人につき5年間（1年度につき1回、5回を限度）	申請年度の前年10月1日から申請年度の9月30日まで奨学金を返還した後の11月中	2019	2028

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
長野県	飯山市	特になし	既卒者かつ就労者	特になし	・市内に住所を有する ・市内外の企業に通年就業している方 ・市内において起業した方 ・申請日から5年間市内に居住	特になし	・対象経費の2分の1以内で、上限5万円/年 ・1年度に1回とし、5回を限度	1年間の返還実績後	2017	未定
長野県	塩尻市	－	－	－	卒業又は修了後、1年以内に就労すること。 卒業又は修了後、1年以内に塩尻市内に住所を有し、卒業後5年（短期大学の場合は4年）を経過するときまで継続して市内に住所を有していること。	－	貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年度あたりの償還額の25%以内を償還免除	卒業後、据置期間の1年において償還を開始し、大学は5年目、短大は4年目の償還から免除開始	2012	未定
長野県	佐久市	市内に居住する者の子弟	大学等を卒業後、償還開始（平成29年以降）となる者	特になし	償還期間（貸与期間の2倍） ・市内に居住 ・就職（業）	特になし	奨学金貸与額の1/3以内を免除	貸与期間が終了した翌月から6か月を経過後、貸与期間の2倍の期間	2017	未定
長野県	千曲市	なし	なし	なし	市内に居住し、就労していること	なし	年間償還額の1/4（上限57,000円）を年度末に助成	市内に居住し始めた年度	2018	未定
長野県	小海町	なし	なし	なし	町内に住民登録され、現に居住し、佐久広域館内に就業している者	なし	1年間返還金額の佐久管内就業者1/2 町内就業者2/3 医療介護就業者3/4	就職後1年経過後に返済開始し、その1年返済後	2019	未定
長野県	南相木村	村内在住	奨学金の返済を行っている者	大学・短大・専門学校・高等学校（予備校は除く）	村に住民登録があり、現に居住している方で、引き続き居住する意思のある方	－	奨学金返済額の2/3（最高1,920,000円）	村に定住した翌年から	2018	未定
長野県	北相木村	－	－	－	卒業後7年以内に継続して居住の事実があった者	－	返還金額 2/3	－	2016	未定
長野県	佐久穂町	無し	申請初年度において、40歳以下	－	補助金算定期間に佐久穂町内に住民登録があり、かつ、現に居住している者で、引き続き町内に居住している者。 申請時において、佐久広域管内の事業所に就業している者。（自ら事業を営む者を含む。）	公務員は対象外	当該年度奨学金の返済総額の1/2（上限15万円） 町内就業者（自ら事業を営むもの含む。）の場合は、2/3（上限20万円） 佐久広域管内の医療施設及び福祉施設等に看護師、介護福祉士として就業している者の場合は3/4（上限22.5万円）	要件無し	2021	未定
長野県	下諏訪町	－	－	－	卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に町に居住し、貸与期間と同期間居住し続けること	－	免除承認時点での未償還額のうち、貸与総額の2分の1以内を免除する	貸与期間と同期間居住した時期	2015	未定
長野県	富士見町	町出身者	平成29年4月1日以降に大学等に入学、卒業した者で、卒業から5年以内にUターンし、住民登録する者	特になし	町に生活の本拠を置き、定住する意思をもって住民登録する者	－	交付申請時点で返済額を100万円以上有しており、返済残高が100万以上300万未満の場合は、返済残高の1/10以内の額。（1万円未満の端数は切り捨てる。） 300万以上の場合は30万円。	申請、交付決定後（一括払い）	2021	未定
長野県	箕輪町	町出身者またはIターン	就労開始時点で満40歳未満	なし	・上伊那郡外から居住実態を町内に移していること ・居住実態を移してから1年以内に就労 ・上伊那郡内で就職又は起業 ・週30時間以上、社会保険及び雇用保険の被保険者	なし	年返還総額の1/2（年上限153,600円） 基本交付期間：5年間 女性、Uターンの加算により、各1年間延長（最長7年間）	申請年度の奨学金返還完了後	2019	未定
長野県	南箕輪村	上伊那郡外からの転入者	申請する年度末時点で満40歳未満	特になし	正規雇用	公務員以外	年度内に返還した額の1/2（限度額150,000円）を5年間	年度末	2020	未定
長野県	中川村	特になし	特になし	特になし	地域への居住を要件とする。	特になし	当該年度に償還した奨学金の総額の3分の1以内で補助	－	2016	－

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
長野県	松川町	特段指定なし。	松川町に居住し、前年度中に奨学金を返還している者であれば年齢指定なし。	—	国及び地方公共団体の正規職員以外。 平成27年4月以降に新たに松川町に住民登録したもの。 交付期間後も引き続き町内に住民登録があり、居住する意思がある者。	—	前年度中に返還した奨学金（補助対象金額）の1/4（年間最大5万円）	毎年4月中に申請	2016	—
長野県	阿南町	町内在住の保護者または町内出身の大学生等	高等学校、短期大学、大学等在学者	特になし	保護者が町内在住であること（学生本人には要件なし）	—	教育ローンや奨学金の利子相当分の補給 100万円、利子3%上限	償還開始後	2015	未定
長野県	下條村	村内に引き続き1年以上居住している者の子弟であること。	下條村に居住している高等学校又は大学（これらと同等と認める学校を含む。）を卒業された方、又は保護者	特になし	—	—	保証料の全額	卒業後	2012	—
長野県	天龍村	出身地及び保護者の居住地であること	卒業後、満24歳になる年度の4月1日	指定なし	償還期間内に居住していること	指定なし	償還すべき債務の額の2分の1の額を免除する。申請から1年間。再申請により継続的に免除可能。	村内に居住して1年以上経過した時	2012	—
長野県	泰阜村	なし	なし	なし	村内在住	—	利子分全額	随時	2009	—
長野県	豊丘村	出身地、保護者の居住地	初年度申請時に30歳未満	なし	卒業後に豊丘村に定住している	なし	助成申請の前年度中に返還した奨学金返還金額×1/3（上限10万円） 支援期間10年間	豊丘村に定住した翌年から	2017	—
長野県	大鹿村	大鹿村に居住する者の子弟	高等学校以上の上級の学校に在籍する者又は既卒者	特になし	高等学校等卒業後1年以内に村内の事業所に就職し、5年間勤務した時。	—	奨学金の返還総額の1/2	村内事業所で5年間勤務した時	2006	—
長野県	王滝村	—	—	—	王滝村に住所を有する者の子	医師、保健師、看護師、保育士、栄養士及び介護福祉士資格を取得し卒業後村内の主要施設に3年間継続従事し、その期間返還を良好に実施した場合	4年目以降の全額を返済免除	返済開始4年目以降	2014	未定
長野県	木曽町	なし	満35歳未満	特になし	木曽町内に住所を有し、木曽郡内の事業所に雇用されている、又は起業、第1次産業に従事する者	前年返済額（最大20万円） 最長5年間	前年返済額（最大20万円） 最長5年間	返済開始の翌年度から	2017	未定
長野県	生坂村	生坂中学校の卒業生	卒業後1年以内	なし	卒業後、就職し、村内で5年間居住する見込み	なし	卒業後、5年間生坂村に在住で、年間の償還額の3割を免除。卒業後、8年在住で残りの償還額を全額免除する。	償還開始時	2014	未定
長野県	白馬村	白馬高校を卒業	登録申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。	—	・村内に事業所を有する観光に関連する企業等と正規雇用の契約を結び、勤務している者であること。 ・補助対象者の登録（以下「登録」という。）申請年度において村内に住所を有し、村内に定住する意思を有する者であること。	村内に事業所を有する観光に関連する企業等と正規雇用の契約を結び、勤務している者であること。	20万円を限度とする。（最長5年）	申請のあった年	2018	—
長野県	小谷村	小谷村内に住民登録している者	小谷村奨学金貸与規則の規定により奨学金の貸与を受け、償還期間の者。ただし、償還金の全部又は一部を一基に償還しようとする者を除く。	—	小谷村内の住民登録し、住民税の納税義務者である者	—	減免の決定の翌月以降の償還金額の1/2 （上限額 120万円）	小谷村内に住民登録し就職した時期から	2016	未定
長野県	高山村	高等学校、大学等を卒業	就農に係る研修期間中から奨学金返還完了まで	—	大学等卒業後、村内に居住し、農業に従事する者	農業	奨学金の返還金	—	2010	未定
長野県	山ノ内町	（貸与の要件） 本人又は本人と生計を一にする者が町内に引き続き1年以上居住していること	なし	なし	卒業後町内に居住し、返済開始から10年経過し、引き続き町内に居住	—	返済開始から10年経過以降の返済免除 （上限960,000円）	返済開始から10年	2012	未定

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
長野県	信濃町	なし	学校教育法にの規定に基づく大学（夜間、通信による学部を除く。以下短期大学において同じ）、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）に在学する者。	学業、性行ともに優秀で健康であること。	信濃町に居住しながらの奨学資金返還期間が通算で10年を超えていると認められること「信濃町奨学資金の貸付けに関する規則」の第15条及び第16条に該当したことがないこと。同規則第27条に規定する督促による納入が5回未満で、奨学金の返還が良好であると認められること。奨学資金返還完済後も引き続き信濃町に居住する意思があること。	なし	同規則第35条を満たした場合、60万を限度に免除	免除願の提出による	2019	－
岐阜県	大垣市	無し	無し	無し	大垣市内	無し	企業負担額の2分の1の額で、月1万円（支援対象者1人につき、1回限り）を上限。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	2021	未定
岐阜県	高山市	特になし	市内の事業所へUIJターン就職した日の年齢が35歳未満	特になし	高山市外から高山市内に住民登録地を移し、高山市内の事業所にUIJターン就職した日の年齢が35歳未満。申請期限は、転入日と就職日の早い日から1年以内。	特になし	返済金額に対して、年間で最大24万円を補助（令和3年度は最大4年間補助）	申請のあった月、もしくは返済の開始する月から	2016	2025
岐阜県	恵那市	要件なし	要件なし	要件なし	・H25～H27年度に恵那市奨学資金を利用し、卒業後恵那市に住所を有する者。	－	・恵那市奨学資金の貸付を受けている者	・返済日が属する年度の3月（毎年度）	2013	未定
岐阜県	飛騨市	－	貸付金の貸付対象となった高等学校、大学（専修学校）等を卒業していること	・特になし	・償還時（償還期間中）に免除対象者（貸付生）が就労し、かつ市内に住所を有し居住していること	・特になし	・【全額免除】就労し、市内に住所を有し、居住要件、市税等の滞納が無い場合（毎年度毎に申請が必要） ・【半額免除】就労し、市外に住所を有し居住している場合	・貸付終了後1年間の据置期間後、毎年度毎に免除申請内容を審査し、償還に係る計画の月から年度末まで	2017	－
岐阜県	郡上市	貸付時点で「市内に1年以上居住し引き続き市内に居住する者の子弟」としており、要件を満たした学生への市独自制度による貸付金に対する返還金のみを支援対象としている。	年齢制限はないが、返還開始から15年以内に返還することとしているため、貸付満了後15年以内の者を対象としている。	なし。ただし、卒業を支援要件としている。	市内に住所を有し、市税等の滞納がない者	指定なし	年間返還額の1/2（上限額：年間20万円）	卒業から半年後の前後期いずれかを返還開始時期としており、その時点から支援対象としている。	2016	未定
岐阜県	下呂市	なし	なし	なし	－	－	当該年度に返還すべき金額の1/2以内の減免	要件を満たした年度の3月	2005	未定
岐阜県	輪之内町	町内に住所を有する者の子弟でなければならない。	各学校に在籍（高等学校等、高等専門学校、大学）	－	なし	－	高等学校等月1万5千円、大学の学生4万円	卒業後、6月を経過した日から返還金が発生する。	－	－
岐阜県	白川町	－	①H26年度以降に奨学金の返還又は居住し奨学金の返還を開始した場合は、完済まで ②H26年度より前から奨学金を返還している場合は、30歳まで	－	町内居住	－	前年度の奨学金返還額（6万円上限）	奨学金を返還した翌年度から	2015	未定
岐阜県	東白川村	なし	35歳未満の者	なし	東白川村に住民登録があり、現に居住している者	なし	奨学金返済額全額（上限150,000円）	奨学金返済の翌年	2017	未定
静岡県	静岡市	静岡市育英奨学金の奨学生	特になし	出身学校の分野要件ではありませんが、高等学校は返還支援の対象外です。	静岡市に市民税の所得割を完納すること	－	最大で貸与額の2分の1の額を免除	前年度分の市民税の完納が条件のため、学校等を卒業後、2年間の返還猶予期間を設け、3年目から返還支援が開始となる。	2015	未定
静岡県	浜松市【1】	なし	新卒者、既卒3年未満の者	なし	市が認定した中小企業へ1年以上の就業が継続し、補助金申請時に市内居住者であること。	なし	補助金上額18万円/年（返還額が18万円未満の場合は、その返還額が上限）	就職2年目	2021	2027

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
静岡県	浜松市【2】	なし	なし	なし	・入職から3年を経過していないこと。浜松市内の同一介護サービス事業所に勤務し、1年以上継続して働く意思があること。	浜松市内の介護サービス事業所に勤務する常勤の介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語療法士	返済した額の2分の1とし、最大年額36万円（月額3万円を上限）、最長3年	なし	2020	—
静岡県	沼津市	なし	大学等新卒者かつ卒業前に奨学金返還支援制度事前エントリー申込をした者	分野の要件はなし	大学等卒業後、市内に本社又は本店のある中小企業に就職し、市内に居住	業種の指定なし	年間最大24万円	返還開始時期から起算して5年間	2018	未定
静岡県	三島市	高校等卒業時に、三島市に住民登録をしていた者、もしくは、当該者の親権者や未成年後見人、又はこれに準ずる者が三島市に住民登録をしていた者。	平成30年度以降に大学等を卒業又は修了した者であって、卒業又は修了した時に満25歳以下の者であること。 補助金の交付の申請をした日の属する年度において満31歳以下の者であること。	特になし	交付申請日において連続する1年以上の期間市内に住所を有していた者であること。 交付申請日において連続する1年以上の期間、当該事務所に就業している者であること。	・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業。 ・保育士、幼稚園教諭、医師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など。	最大60万円（1年あたり上限12万円×5年間）	・日本学生支援機構：卒業年の翌年10月～ ・三島市育英奨学金：卒業年の翌々年10月～	2019	未定
静岡県	富士宮市	・本市に住民登録のある者	・40歳以下	—	・市内の中小企業者の事業所等に就業していること	—	・奨学金返還残金の額の2分の1の額を補助する（最大12万円） ・2年間補助	・申請時から開始	2018	未定
静岡県	伊東市	伊東市育英奨学金の返還者であること（本人又は保護者が伊東市に住所を有していること）	伊東市育英奨学金の返還時（同奨学金の貸与決定時に就学していた学校卒業（退学）から1年後に返還開始）	特になし	伊東市育英奨学金返還時に伊東市に住所を有していること	—	返還期間において、同奨学金返還額を半額免除する（毎年度更新）	伊東市育英奨学金の返還時（同奨学金の貸与決定時に就学していた学校卒業（退学）から1年後）	2017	—
静岡県	富士市	＜中小企業等（申請者）の要件＞ 次の①～④の全てを満たすこと ①中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）、医療法人、特定非営利活動法人のいずれかに該当すること ②就業規則などに、奨学金の返還支援制度を定め、実施していること ③市内に事業所があること ④市税を完納していること	＜補助対象従業員の要件＞ 中小企業等に勤務し、次の①～⑤の全てを満たすこと ①富士市民であること ②正規雇用者のうち期間の定めがなく雇用されていること ③日本学生支援機構の奨学金を受給し、返還義務があること ④30歳未満であること ⑤中小企業等が実施する奨学金の返還支援制度の対象者であること	—	—	—	補助金の交付を受けようとする年度において、中小企業等が手当等として支給した額の9割を市が補助する。	—	2018	—
静岡県	磐田市	・高校卒業時に磐田市内に居住し、大学進学のため県外に転出したこと	・初回の申請年度末において満30歳以下	—	・就労のために磐田市内に転入し、住民登録があり、就労していること ・申請年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始したこと	—	申請年度の前年度の1年間で、就労期間中に返済した奨学金の額の1/2（最大12万円）を支援する	原則、申請月の翌月支給（各年度ごとに返還支援要件を満たせば、5年間支援を受けられる）	2018	未定
静岡県	湖西市	特になし	34歳以下 （協力事業者への採用日時点）	特になし	・市内協力事業者に就職 ・湖西市内に居住	特になし	3年間で最大72万円 （月額1万5千円、中小企業は5千円加算）	補助対象者登録後の毎年3月	2020	2023
静岡県	伊豆市	なし	補助申請をする年度末日において、奨学金の手当を支給している従業員が30歳未満であること	特になし	市内に住所を有すること	特になし	補助対象経費の額に10分の9を乗じて得た額 上限12万円（一人につき）	毎年3月 ※手当を支給している企業に対する補助	2020	未定
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市	32歳以下	静岡県外の大学等を卒業	大学等を卒業した日から交付申請日まで1年以上就業等をしていること	—	1年度につき、交付年度の前年度10月から交付年度の9月までの間に返還した奨学金の金額（元金に限る。）に相当する金額内で上限は3万6千円。（7年間で最大25万2千円）	—	2018	2020

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
静岡県	川根本町	【貸与時】 川根本町内に住所を有する者又は住所を有する者の子弟、川根高校生及び川根留学生であること。	－	特になし	①貸与期間及び猶予期間満了後1年以内に川根本町に住所を置き、その後5年間以上継続して居住すること。 ②奨学金返還中に、川根本町に転入し、その後5年間継続して居住すること。	－	①奨学金の全部又は一部 ②奨学金の償還残額免除	町内で5年間居住した時期	2018	未定
愛知県	名古屋市	なし	保育士養成施設を卒業してから1年以内に市内の認可の民間保育施設及び2歳児の一時預かり事業または預かり保育拡充事業を行う市内の私立幼稚園（各事業に専任従事する者が対象）に就労・継続勤務（※）をし、就職した日から起算して3年度経過していない人。（※同一法人内対象施設も対象）	－	保育士養成施設卒業後1年以内に市内の認可の民間保育施設及び2歳児の一時預かり事業または預かり保育拡充事業を実施する市内の私立幼稚園（各事業に専任従事する者が対象）に常勤の保育士・保育教諭として就職し、同一法人内の市内の対象施設で、常勤の保育士・保育教諭として継続して勤務していること。	保育士養成	就労開始から最大3年度間、返済実績に応じ、1年度につき最大12万円補助（補助率：10/10）	就労開始と同時	2018	未定
愛知県	豊橋市	特になし	就職時点で35歳未満	特になし	市内対象中小企業に正規雇用され、市内に居住すること	特になし	3年間で最大54万円の補助金を市1/2と市内中小企業1/2で補助 1月1.5万円で1年度1回払い	対象期間は就職後、奨学金返還開始から3年間。 1年度1回払い（3月～2月返還分を4月に支払）	2018	未定
愛知県	瀬戸市	なし	・認定申請時点において、大学等に在学中の者 ・市内企業に就職する日の年齢が、満30歳に満たない者	なし	・市内企業に正規雇用により就職する見込みの者 ・就職後、6年間継続して市内に居住する見込みの者	なし	奨学金返還額の3分の2を助成（初年度上限10万円、2年度目以降上限20万円、6年度間）	就職した年度	2017	2026
愛知県	春日井市	－	－	－	市内の中小企業に雇用される市内在住の労働者	－	支援対象者1人につき、支給した奨学金返済のための手当等に2分の1を乗じて得た額とし、1年につき80,000円が上限	令和3年4月	2021	－
愛知県	大口町	－	指定期間に貸与型奨学金を返還したもの 町税の未納がないもの	－	町内に1年以上住所を有しているもの	－	年1万円	奨学金の返還が始まってから、支援の受付	2016	未定
愛知県	設楽町	町在住	40歳以下	地元高校卒業の場合補助率がある	3月末日段階で町在住で働いている。	なし	返還金の2分の1 地元高校の場合3分の2（千円未満切り捨て）	2021年	2021	－
三重県	名張市	特になし	大学卒業の日から3年以内かつ就職してから1年未満の者 初回申請時に満36歳未満の者	ものづくりに関する高度な技術又は知識を習得したもの（工学部、理工学部等理工学系の学部）	名張市に居住し、助成金の交付期間において引き続き市内に居住する意思がある者	－	1ヶ月当たりの助成金額はその対象となる奨学金の返還月額又は15,000円のいずれか低い方とし、年毎に支給	申請のあった年度末	2016	未定
三重県	尾鷲市	本人又は生計を一にする家族が市内に生活の本拠を有し、高等学校等を卒業	－	－	高等学校等を卒業後、6か月以内に市内に居住し、市内において漁業、林業、農業等の地場産業、又は民間事業所等に就職し、市内で5年間以上就業	公務員・公務員に準じる団体に就職した場合を除く	奨学金の返還総額の全額	5年間就業した時期	2005	未定
三重県	熊野市	本人又は生計を一にする家族が熊野市に生活の本拠を有していること	大学在学学生	特になし	①熊野市内に居住していること ②10年以上継続し、原則として熊野市に本社を有する事業所に現に就労している者又は予定の者。（公務員等を除く）	特になし	240万円（熊野市奨学金貸与規則による上限額）	貸与の期間終了以降に、市長が認める市内の事業所に就労し、一定期間以上市内に居住したとき	2016	未定
三重県	志摩市	なし	・申請年度において30歳以下の者 ・奨学金の貸与を受けて学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）を卒業した者 ・奨学金（返済猶予期間に係る奨学金を除く。）を遅滞なく返済している者	なし	・申請日の属する年の前年の4月1日から申請日まで引き続き本市に住民登録があり、現に居住している者。ただし、前年の新規卒業者にあつては同年の5月1日までに住民登録をした者 ・市税の滞納がない者	－	前年度中に返済した奨学金の2分の1（上限20万円、千円未満切り捨て。繰上げ返済分は対象外）の額を補助する。 毎年度申請が可能（補助金通算60万円まで交付）	市内で1年間定住した時期（新卒者の場合は、11か月定住した時期）	2017	2024

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
滋賀県	彦根市	彦根市内の大学（滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学）を卒業している方	最初の申請時に30歳以下の方	特になし	彦根市内に居住し、市内の事業所に勤務している方（起業する場合も可）。	特になし	1万円/月額 補助期間2年間	翌年度4月下旬～5月中旬	2021	未定
滋賀県	長浜市	特に問わない	特に問わない	特に問わない	平成30年4月1日から令和4年4月1日の間に新たに本市内で保育士として就業 ※週30時間以上の常勤勤務体系 ※年度末まで継続勤務	保育施設	②支援内容：3年間にわたり、奨学金返済支援を行った一部を市から支援する。 ③上限額：在学中に日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていた月数×2万円を上限とする。 ④支援額：1年目 返済残額と上限額を比べて低いほうの1/6を上限とし、年度中に返済した奨学金の額を支援する。 2年目 返済残額と上限額から1年目支援額を差し引いた額の低いほうの1/5を上限とし、年度中に返済した奨学金の額を支援する。 3年目 返済残額と上限額から1・2年目支援額を差し引いた額の低いほうを上限とし、年度中に返済した奨学金の額を支援する。	申請があった年度の4月から3年間	2018	2024
滋賀県	甲賀市	高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校を卒業又は中途退学	特になし	特になし	市内の事業所に正規雇用で就職し、市内に5年以上居住すること	特になし	奨学金返還額の3/4または10/10（上限額100万円・年20万円×5年）	返還を開始した時期（2月舞に概算払いが可能）	2021	未定
滋賀県	高島市【1】	出身地に関する要件なし	新卒者	特になし	市内在住＋市内介護サービス事業所等に就業（3か月以上）	福祉（介護職）	毎月の返済額の2分の1（年間上限6万円・助成期間2年）	申請が承認された後	2019	未定
滋賀県	高島市【2】	なし	なし	なし	高島市に住民票があること。 高島市内の保育園等に保育士として常勤で就労していること。	福祉（保育所等）	返還している奨学金の1/2を補助する。（年間12万円上限）	就労したとき	2020	2022
京都府	綾部市	なし	なし	介護福祉養成施設等	養成施設等を卒業後、1年以内に市内の介護事業所等に正職員として雇用され、介護福祉士として介護等の業務に3年間従事	介護等を行う事業所	貸与額全額（100万円まで）	市内の介護等を行う事業所に就職し3年経過後	2015	未定
京都府	宇治市	—	支援金利用対象者登録申請年度の4月1日時点満30歳未満	—	○正社員等であること。 ○支援金利用対象者登録申請年度の10月1日時点で宇治市に住所を有し、引き続き5年以上宇治市に居住する見込みであること。	公務員（会計年度任用職員含む）は除く	次のいずれか低い方 （1）申請年度の前年10月から9月までの一年間に返還した奨学金合計額2分の1。ただし、ライフイベントがある人は4分の3。 （2）8万5千円。ただし、ライフイベントがある人は13万円。 ※ライフイベント…婚姻及び出産	支援金利用対象者登録申請年度	2020	2029
京都府	京丹後市【1】	文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等に入学予定又は在学中の方で、将来、市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有すること	市内の社会福祉施設において介護福祉士として業務に3年間従事した場合	—	月額5万円以内で奨学金を貸与する制度。（最大2年間）	介護福祉士	返還の免除	市内の社会福祉施設において介護福祉士として業務に3年間従事した場合	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
京都府	京丹後市【2】	なし	30歳未満	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般家庭に限る。） 特になし	大学等卒業後に就業（要件あり）し、市内で10年以上居住する意思のある者	業種は問わない	奨学金の返還相当額（月額3万円、年額36万円を上限） 最大10年間（上限額360万円）	申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金を翌年度に補助	2021	未定
京都府	城陽市	申請後に本市に住むことが要件となっており、申請前の出身地等は問わない。	大学等（短大・高専・専門学校・大学院）を卒業する年度に申請する必要がある。	なし	大学等を卒業する年度の翌年度の10月1日までに本市に居住し、かつ就業等をおこなう必要がある。 ※就業等…正規職員又は所定労働時間が週20時間以上の非正規職員として就業すること、若しくは自営業又は第一次産業等に従事することをいう。但し、正規職員である公務員は対象外とする。	なし	1年間に返還した奨学金額の2分の1を支援する。 ※1年間の上限額は86,000円で、最大5年間の支援。	申請年度の翌々年度の10月以降	2019	未定
京都府	宮津市【1】	・高校・高専卒業（高校卒業程度認定者を含む） ・保護者が市民	・高校在学学生、既卒者のうち高校を卒業して1年以内のもの ・卒業程度認定試験の合格者のうち、合格した当該年度と翌年度のもの	特になし	大学等を卒業後、本市に居住する者	特になし	奨学金の額	市内で定住した期間（相当する奨学金を免除）	2021	未定
京都府	宮津市【2】	—	—	—	貸与期間と同じ期間以上を指定医療機関で就労すると返還を免除	医療（医師 看護師等）	貸与期間と同じ期間以上を指定医療機関で就労すると返還を免除	—	2007	未定
京都府	宮津市【3】	なし	なし	なし	学校又は養成施設を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに介護福祉士の登録を受け、直ちに宮津市内の事業所で介護福祉士の業務に3年間従事すること	介護福祉士の業務に従事できる事業所	修学資金を最大で200万円免除	市内で介護福祉士の業務に3年間従事した時期	2015	未定
大阪府	茨木市	奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程その他市長が適当と認める教育課程を卒業していること	40歳未満（新規申請のみ）	特になし	市内に住民登録があり、かつ居住していること	特になし	前年度に返還した奨学金の利息額を支給（上限2万円）	平成27年度	2015	—
大阪府	大東市	出身地等の要件なし	年齢等の要件なし	出身学校の分野要件なし	補助金を受けようとする期間の初日（当該期間の途中において本市に転入した場合にあっては、当該転入の日）から補助金の申込みを行う日まで、大東市に住所があり、かつ現に居住している	次のいずれかに該当する ① 大東市内に事業所等がある中小企業に正規雇用（雇用期間の定めがなく、常勤するものをいう。）され、かつ大東市内の事業所等で働いている ② 保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、大東市内に事業所がある事業主に正規雇用され、かつ、大東市内の事業所等で資格に基づき働いている	・上期、下期の期間内に返還した奨学金の2分の1（千円未満切り捨て）の額を補助。（上限7,5千円）	要件を満たしたのち、申請があったときから。	2017	未定
大阪府	和泉市	—	高校、大学等在学学生又は30歳未満の既卒者	—	市内事業所で就業し、市内に居住	なし	返還した奨学金額（上限月額2万円、36か月）	奨学金を返還した翌年度	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
大阪府	東大阪市	特になし	高校、高等専門学校、短大、大学、大学院を卒業した新卒者であること。	特になし	・市内企業への就職。（公務員、独立行政法人の職員は対象外。業種は不問。） ・市内居住3年間。 ・同一企業で3年間就労。（市外転勤は不可。） ・補助の決定がされるまで東大阪市奨学金を遅延なく返還。 ・市税の滞納なし。	特になし	東大阪市奨学金にかかる4年目以降の返還分を一括で返還。	4年目以降の返還より。	2016	2020
兵庫県	神戸市【1】	なし	・大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業予定または、神戸市外に居住する既卒の方 ・30歳以下の方	なし	市内企業に就職後、3年以上勤務し、その間神戸市内に居住すること	・神戸市内に本社がある中小企業（神戸市が指定する業種に限る） ※神戸市が指定する業種 ①医療・健康・福祉、②航空・宇宙、③環境・エネルギー、④IT、⑤海洋・海事、⑥創造産業	就職日時点の奨学金返済残額の2分の1（150万円）	3年間の勤務・市内居住確認後	2017	2019
兵庫県	神戸市【2】	なし	・これから神戸市内で起業予定の方 ・35歳以下の方 ※起業の定義：開業（開業届の提出による）または法人登記	なし	市内で起業後、3年以上勤務し、その間神戸市内に居住すること	なし	起業日時点の奨学金返済残額の2分の1（150万円）	3年間の事業継続・市内居住確認後	2017	2019
兵庫県	神戸市【3】	なし	30 歳未満	なし	就業後5年以内の正社員であり、事業所及び居住地が神戸市内にあること	業種の制限なし ただし、会社以外の法人（社会福祉法人等）は対象外	「兵庫県奨学金返済支援制度」の支援額に加えて ① 従業員負担額の 4 分の 3（補助上限25万円） ② 企業負担額の 4 分の 1（補助上限3万円）	就職から5年間又は補助対象企業への就職後満5年となる日の属する月までのいずれか早い方まで	2020	2021
兵庫県	姫路市	なし	4月1日時点で35歳以下	なし	応募時に内定を得た企業等に3年以上勤務又は第一次産業に従事し、就業日以降、姫路市内に3年以上居住	・製造業 ・建設業 ・第一次産業（農業、林業又は水産業）	奨学金の返済残額（就職日時点）の1/2（上限150万円）	市内で3年間定住した時期	2020	未定
兵庫県	西宮市	なし	なし	特になし	市内の民間保育所等で保育士として勤務	左のとおり	年間返済額の1/2と10万円の低い額を補助	対象年度末	2019	未定
兵庫県	洲本市	なし	なし	なし	・市内に現に居住し、住民基本台帳に記録されている者 ・高校、大学等の在学中に奨学金等の貸与を受け、月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を行っている者 ・平成30年3月1日以後に正規従業員等となり、又はUターンをした方で、現に正規従業員等として就労している者 ・医療保険各法に規定する被保険者 ・地方税法に規定する扶養親族でない者 ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者 ・暴力団の関係者でない者	・会社法第2条第1項に規定する会社 ・農業協同組合法第2条第1項に規定する農業者 ・水産業協同組合法第10条第2項に規定する漁民 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第1項に規定する商業、工業、金融業その他の事業を行う者（国及び地方公共団体を除く） ※上記のいずれも経済的活動を行う者に限る	①正規従業員等の就労先が市内の事務所で、かつ市制度のみの利用の場合（補助率1/2、補助限度額9万円） ②正規従業員等の就労先が市内の事務所で、かつ県制度と市制度の併用の場合（補助率1/3、補助限度額6万円） ③正規従業員等の就労先が市外の事務所で、かつ市制度のみの利用の場合（補助率1/3、補助限度額6万円） ④正規従業員等の就労先が市外の事務所で、かつ県制度と市制度の併用の場合（補助率1/5、補助限度額4万円）	対象の月から最長60ヶ月	2019	未定
兵庫県	加古川市	なし	【令和2年度】 平成元年4月2日以降に生まれた及び前年度に当該補助金の交付を受けた者	特になし	【令和2年度】 ①平成30年4月1日から令和2年12月31日の間に、中小企業等に正規雇用された。②申請年度の3月1日まで継続して雇用される者。③申請年度の1月1日時点で、市内に住所を有し、かつ現に居住している者	特になし	【令和2年度】 市内勤務…奨学金返還額の10/10（上限：月2万円） 市外勤務…奨学金返還額の1/2（上限：月1万円）	実績確認後、出納閉鎖期間中（4月～5月）に補助金を交付する。	2018	未定

※未記入箇所については、「－」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
兵庫県	西脇市	なし	返還義務を有する日本学生支援機構の受給者で、申請時点で当該事業者へ就職してから5年以内の30歳未満の者	なし	市内在住 市内に事業所を有し、兵庫県の奨学金返還支援制度を利用する中小企業に勤務する正社員	—	県補助金を除く、企業負担額の2分の1	対象従業員が補助対象者に雇用された日の属する月	2020	未定
兵庫県	加西市	大学、短期大学、専修学校専門課程（地域の限定なし）	特になし	特になし	・補助申請する前年度より加西市に住民登録があること ・H24年4月以降から奨学金の返還を開始した者又はH24年4月以降に新たに加西市に住民登録した者 ・返還期間が9年以上で返還を行っている者 ・前年の所得金額が300万円未満である者 ・返還計画に基づき奨学金等を滞滞なく返還している者 ・市税等を滞納していない者	特になし	前年度中に返還した奨学金（補助対象金額）の1/3（上限10万円/年）	・H24年4月以降から奨学金の返還を開始した者又はH24年4月以降に新たに加西市に住民登録した者	2013	未定
兵庫県	養父市	①卒業後、養父市に居住する意志のある者 ②修学の意欲があり品行方正である者	大学等に進学予定あるいは在学中の者	特になし	大学等卒業後、1年以内に市内に居住し、8年以上居住した場合	特になし	貸付金全額を免除する	大学等卒業後1年以内に市内に居住し、8年以上居住した後	2016	未定
兵庫県	丹波市	・出身地要件なし	・年齢要件なし	・出身学校の分野要件なし（資格要件：保育士及び幼稚園教諭（両方の資格が必要）、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は精神保健福祉士）	・大学を卒業し、平成29年4月1日以降に市内の福祉事業所において資格に基づく業務に正職員として採用され、現に勤務している者 ・市内に住所を有する者	・市内の社会福祉法人等が運営する福祉事業所	・予算の範囲内において、補助金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の返還金の額（上限額：10万円）	・すべての要件を満たした上で、奨学金の返還を開始した月	2017	2026
兵庫県	朝来市	—	—	—	・従業員への奨学金返済負担軽減制度を有する市内企業等 ・支援対象者は、対象企業に勤務する者で、正社員であること、市内事業所に勤務する者	—	・本人返済額の1/3まで ・企業等支援額の1/2まで ・上限6万円 ・最長3年間/人	市内事業所に勤務する30歳未満の者で新規採用された年度が開始時期	2018	2023
兵庫県	宍粟市	なし	なし	—	①本社が市内に所在する対象企業に雇用された者で、兵庫県内の事業所に勤務する従業員 ②本社が市内に所在しない対象企業に雇用された者で、市内の事業所に勤務する従業員。	従業員一人につき、上限3万円とし、負担軽減制度に基づく企業負担額から、協会事業の補助金を控除した額の2分の1以内の額	対象従業員1人につき、上限3万円とし、負担軽減制度に基づく企業負担額から、協会事業の補助金を控除した額の2分の1以内の額で対象従業員1人につき5年を限度とする	県の中小企業奨学金返済支援制度事業の交付決定を受けた後	2018	2024
兵庫県	たつの市	県補助金の補助対象要件を全て満たし、かつ、市内に住所を有する者	30歳未満の者（申請年度時点で29歳以下）	特になし	協会補助金の補助対象要件を全て満たし、かつ、市内に住所を有する者	特になし	・「県補助金」の上乗せ支援。 ・従業員の奨学金返還を支援する中小企業者に同補助金を交付する。 ・補助金額は「県補助金」交付決定額の2分の1に相当する額。（1,000円未満の端数は切り捨て。	補助金交付決定企業からの実績報告提出後、補助金額を確定	2018	未定

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
奈良県	田原本町	要件なし	新卒者	保育士養成	町内の認可保育所、小規模保育所に就職し、町内で5年間就業する見込みの者	保育士	月上限15,000円まで	返済開始時から	2020	未定
奈良県	吉野町	なし	学生（大学、短大、専修学校、大学院等の在学生）	－	卒業後3年以内に吉野町に定住	－	居住の状況に応じて償還金の一部又は全部を免除	卒業して3年後から	2015	未定
奈良県	十津川村	なし	なし	なし	村内に居住している、または居住する意思がある者で、補助金申請時点から5年以上定住する意思のある者	なし	年度ごとに奨学金等の返還のために支払われた額を、上限20万円まで補助する。	奨学金返還を開始した年度または奨学金返還者が居住要件を満たした年度から	2017	2026
和歌山県	和歌山市	－	大学・短期大学・大学院修士課程・専門学校の卒業を予定している在学生	・医学・看護学・歯学・薬学・介護福祉	大学等を卒業又は修了の翌年度に参画企業に専門的職種で就職すること。 市内に住所を有し、3年継続して勤務すること。	・医療（看護師、保健師、薬剤師など）・福祉	25万円×奨学金借入月数／12（上限72月）	大学等を卒業又は修了後に、市内に住所を有し、かつ、対象企業に3年間継続して勤務した対象者に交付開始。	2017	未定
和歌山県	海南市	無し	大学生、短大生、大学院生、専門学校生、高等専門学校4・5年生等	特になし	卒業後、市内に居住し、市内の参画企業に3年間定着。	－	借入奨学金に相当する額（上限100万円）を助成。（市負担70%、企業負担30%）	卒業後、市内に居住し、市内の参画企業に3年間定着した時期	2020	未定
和歌山県	紀の川市	なし	・大学等に進学し、在学期間中に奨学金の貸与を受けたこと ・大学を卒業したもので、認定申請時の属する年度の末日に30歳未満の者 ・令和2年4月1日以降に奨学金の返還を始めた者	特になし	就業していること。（県内・県外は問わない） 定住の意思を持って紀の川市に居住していること	特になし	奨学金返還額の2分の1（年間上限12万円）を助成	奨学金の返還後（1月から12月までの返還を確認後、翌年の1月から3月の間に助成金を交付）	2020	2024
和歌山県	有田市	なし	認定申請時に29歳以下である	なし	有田市内在住者で、市内外へ就業・起業していること	なし	奨学金返還額の1／2（上限12万円） 市内事業所就業の場合、4年目から10／10（上限20万円）	令和3年4月から返還開始	2021	未定
鳥取県	鳥取市	特になし	申請日の属する会計年度（以下「会計年度」という。）の4月1日において、採用の日から起算して8年を経過していないこと。	特になし	市内に主たる事務所を置く中小企業者等において正職員として勤務していること。	特になし	市内に主たる事務所を置く中小企業者等が奨学金の返済支援制度として支給する手当総額の2分の1（上限8万円/年度）	市内に主たる事務所を置く中小企業者等の申請した年度から。ただし、会計年度の4月1日において、採用の日から起算して8年を経過していないこと。	2019	未定
鳥取県	若桜町	若桜町大学等奨学資金の貸与を受けたものが貸与の終了後、若桜町に住民登録をし、かつ、居住している者。	特になし。	特になし。	若桜町に住民登録をし、かつ、居住している者。 企業等で就労する者、又は自ら起業し、その事業を営んでいる者。	特になし。	助成額の上限：年間12万円（毎年3月に申請を受けて、申請年度の属する年度の返還実績の1/2を助成額とする。返還が終了するまで毎年度申請が可能。）	返還支援要件を満たした場合、その属する年度の3月以降。（毎年度申請）	2020	未定
鳥取県	智頭町	高等学校、大学等に就学前までに智頭町に居住していること	特になし（高等学校、大学等在学生であること）	特になし	特になし	－	奨学ローン返還利子（全員） 奨学ローン返還元金（10年以内にUターンする人）	ローン返還時（利子） Uターン時（元金）	2019	未定
鳥取県	湯梨浜町	なし	・大学等在学生…卒業予定日の属する年度の末日から2年遡った日 ・35歳未満の既卒者…卒業した日の属する年度の翌年度4月1日	なし	県内の対象業種に就職し、町内で8年間居住する見込み	製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業、農林水産業協同組合	無利子の場合、返還総額の1/6 有利子の場合、返還総額（利子除く）の1/8（上限60,000円）	年度ごとの報告を受けた後	2016	未定
鳥取県	琴浦町	なし	大学等在学生又は35歳未満の既卒者	なし	大学等卒業後、6か月以内に県内の対象産業分野に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込み	製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業及び農林水産業協同組合	奨学金の返還総額の1/2又は1/4	2020年	2020	未定
鳥取県	日吉津村	日吉津村出身 日吉津村奨学資金貸与額の返還金に対して補助	日吉津村奨学資金返還期間中	なし	日吉津村に住所を有し、すでに居住する者で、補助対象返還年度から5年以上定住する意思のある者（誓約書）	なし。勤務地は通勤圏内。	返還金額の10/10(18万円)	当該年度の返還金納付証明を添付し申請、承認された時	2016	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
鳥取県	大山町	なし	・鳥取県未来人材奨学金返還支援助成金の交付決定を受けた者。 ・補助対象期間は就職した日を起点として、当該日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日まで	なし	県内の対象業種に就業後8年間継続して勤務し、かつ町内に居住する見込み	製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教師の職域、農業、林業、漁業及び農林水産業協同組合	奨学金の返還総額の1/2（無利子）又は1/4（有利子） ※上限額あり	前年度返還の状況報告書の提出を確認した後	2021	未定
鳥取県	日南町【1】	「日南町人材育成奨学金」・日南町居住の者、又は日南町出身者であり学校教育法に規定する大学、高等専門学校、高等専修学校及び専門学校に在学する者。	—	—	卒業後、貸付年数の2倍の年数町内に居住し就職する。	—	全額または一部	—	2015	未定
鳥取県	日南町【2】	「日南町介護福祉人材育成奨学金」・日南町に居住して町内の介護福祉事業所において介護福祉士として業務に従事することを希望する者。	—	—	介護福祉士の資格取得後、町内に居住し、町内の介護福祉事業所に4年以上勤務する。	介護	返還の免除	—	2015	未定
鳥取県	日野町	出身地要件なし	年齢要件なし	医療・介護・福祉専門職養成校卒業し、所持している資格に基づいた業務に従事していること	町内の医療・介護等事業所に就労かつ町内に住民票があり居住していること	医療・介護事業所	上限120,000円	町内の医療・介護事業所に就業と居住を始めた時から申請可能となる	2018	未定
鳥取県	江府町	無	無	無	町内に住民登録をし、継続して町内に在住していること。 就業し、継続して勤務していること。（自営業を含む） 町税等の支払に対し、滞納がないこと。 奥大山Welcome奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。 令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学金が対象。	—	年間最大18万円が上限。 対象期間は継続した120ヶ月分が上限。	申請者が交付を受けたい年度の4月1日から9月30日までに申請書、年度内に実績報告書を提出し、町が要件に適合すると判断すれば返還を支援する。	2020	未定
島根県	松江市	・市内学校に進学(在学)する場合は、本人が市内に居住していること ・市外学校に進学(在学)する場合は、父母またはこれに代わる人が市内に居住していること	特になし	特になし	返還年度の前年度に松江市に居住し続けていた場合。（ただし、次の1～4に該当する場合は半額免除対象外） 1. 奨学金対象の学校へ進学する前に5年以上学校に通っておらず、かつ5年以上継続して市内に居住していた人 2. 繰り上げ返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふさと奨学金を返還していない（滞納がある）場合	就職先の要件なし	最大で奨学金の返還総額の1/2 ※2009～2011に貸与を受けた人は全額免除 ※返還年度ごとに判断	奨学金の返還が始まる時期（卒業から13カ月経過後）	2009	未定
島根県	益田市	—	奨学金貸付者の新卒者、既卒者（奨学金貸付終了後1年以内の者）	—	5年以上、市内居住で就労していること	—	貸付金額の1／2の免除	—	2016	2025
島根県	江津市	なし	なし	電子、工業、建築系	ポリテクカレッジ島根を卒業後1年以内に、1年分の奨学金貸与者は2年6か月間、2年分の者は5年間、引き続き市内就労した場合に適用	なし	要件を満たすまでは返還を猶予、要件を満たせば全額返還免除	卒業年度の翌年度4月1日	2016	未定
島根県	川本町	なし ※ただし、在学時に計画書を提出し町からの認定を受ける必要あり	なし	特になし	大学等を卒業後10年以内正規雇用者として就労し川本町に住民票があること	なし	24万円と前年度返済金額とを比較して、いずれか少ない額を交付（最長10年間）	大学等を卒業後10年以内で川本町内に正規雇用者として就労し奨学金返還を行った翌年度から	2017	未定

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		Ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
島根県	吉賀町	－	－	－	町長が定める相当期間、町内で業務に従事したとき。	医療、福祉業種	町内従事期間及び免除額の区分 (1) 3年未満 免除なし (2) 3年以上4年未満 5分の3の額 (3) 4年以上5年未満 5分の4の額 (4) 5年以上 全額	町内従事期間及び免除額の区分 (1) 3年未満 免除なし (2) 3年以上4年未満 5分の3の額 (3) 4年以上5年未満 5分の4の額 (4) 5年以上 全額	2005	未定
島根県	海士町	海士町に住所を要する者	海士町に定住の目的をもって進学する者	－	事業完了（大学等卒業）後5年以内に海士町に住所を移し、継続して3年間住んだ者	－	ⅱの要件を満たせば返還の免除	－	2010	未定
島根県	西ノ島町	本町出身者	①医師免許取得（取得から12年以内） ②歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等の免許取得（取得から3年以内） ③上記以外の職業に就職する新卒者（3年以内）	①医学 ②歯学、看護学、薬学、介護福祉、保育士養成 ③特になし	申請要件に同じ	－	償還の免除又は減免	償還開始から要件を満たすまでの間を猶予期間とし、要件を満たせば直ちに免除又は減免する。	2001	未定
島根県	隠岐の島町	隠岐の島町に居住	－	－	①進学校卒業後、5年以内に隠岐の島町に居住し、引き続き5年間居住。 ②返還開始後、隠岐の島町に居住しその期間が1年以上継続するときの期間。	－	①全額免除 ②期間免除	①進学校卒業後、5年以内に隠岐の島町に居住し、引き続き5年間居住。 ②返還開始後、隠岐の島町に居住しその期間が1年以上継続するときの期間。	2004	未定
岡山県	井原市	井原市奨学資金の貸付けを受けた人で大学等の卒業生	申請できる時期：大学等を卒業後、返還開始前	限定なし	大学等を卒業後、返還期間満了まで井原市に居住もしくは、井原市内の事業所等に勤務した場合	限定なし	貸付金額の1／2 返還期間中（貸付年数の3倍の期間）の年ごとの返還額の半額を納付	大学等を卒業後満1か年を経過した翌月から	2012	－
岡山県	備前市	特になし	30歳未満	－	備前市に住所を有し、市内もしくは近隣市町へ常用労働者として勤務している者	－	就職後、奨学金の返還を開始して3年間の返還実績額または54万円を上限に補助金として支給する。	就職した年度中に申請し候補者認定後3年間の償還及び定住要件を満たせば補助金交付申請により交付する。	2018	2027
岡山県	岡山市	特になし	特になし	特になし	平成31年4月1日以降に市内の私立保育所等に保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として採用された者	市内私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、市の定める要件を満たす認可外保育施設	採用され、奨学金の返還が始まった月から36か月の間、月額1万円を上限とし、奨学金返済に要する経費を補助	採用され、奨学金の返還が始まった月から開始	2019	2025
岡山県	高梁市	特になし	大学在学学生	特になし	正規雇用又は市長が認める形態により対象業種に就職し、市内において又は市内から市外へ通勤していること 市内に定住することを目的として本市に住所を有すること	公務員及び公序良俗に反するものその他社会的非難を受ける恐れのあるものを除く職域（市長が認める個人事業主を含む。）	助成金支給決定時の奨学金の元金返還総額に2分の1を乗じて得た額（大学等の在学時に貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度）	対象業種に就職した日を起点	2017	2024
岡山県	真庭市	無	無	無	真庭市内の認可（私立を含む）幼稚園・保育園・こども園	保育士・看護師等	補助金は、1年度につき12万円を限度とし、勤務した最初の返還月から起算して10年を限度とする。	真庭市内の認可（私立を含む）幼稚園・保育園・こども園において勤務された月から	2017	未定
岡山県	津山市	なし	申請時に満30歳未満	特になし	・津山圏域（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）の事業所において通算3年以上就業 ・大学等を卒業後した翌月から通算して3年以上本市に定住	特になし	無利子奨学金の場合は、月額返還額（上限2万円）×36月分 有利子奨学金の場合は、月額返還額（上限2万円）×24月分	申請の2～3か月後に一括	2016	2025

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
岡山県	吉備中央町	特になし。	高等学校を卒業して7年、大学・専門学校等を卒業して9年が町育英資金の償還期間となる（猶予期間を除く）。その償還期間中。	特になし。	吉備中央町育英資金償還期間中に「町税等の滞納がなく、吉備中央町に住所を有し、生活の拠点を有する者」が対象。	特になし。	吉備中央町育英資金で貸与した額（償還金）の免除をする。学校を卒業後の償還期間中の年度ごとに免除申請書を提出してもらい、その年度に償還する額を免除する。ただし、高等学校で貸与した通学費部分は免除対象外となる。	—	2016	未定
岡山県	瀬戸内市	特になし	H29年度以降に新たに瀬戸内市奨学金を借りられた方	特になし	前年度の1月1日から引き続き市内に住所を有しており、かつ、就労していること。	特になし	当該年度における返還額の1/2を免除（毎年度申請が必要）	学校卒業後満1箇年を経過した日の翌日	2017	未定
岡山県	倉敷市	倉敷市内に本人または本人と生計を一にする家族が1年以上住所を有する者	在学中か、新年度に進学する者	特になし	市内に居住し、市の指定する職種に就き、市内で就業している者	保育士、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学士、細胞検査士、栄養士または管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の19職種	要件を満たす場合は、返還年賦額の半額を免除する。	毎年8月1日時点の状況を確認後、要件を満たした場合は、年賦額（12月）の半額が免除となる。	2017	未定
岡山県	新庄村	本村に本籍、住所を有すること	大学及び短期大学、高等学校を卒業後、満10年を経過した翌月から貸与を受けた月数の2.5倍に相当する償還期間中にある者	—	返還期間中、基準日5月1日において本村に居住している者	—	当該年度において本来返還すべき額の2分の1に相当する額を返還免除	平成28年度	2016	—
広島県	呉市	呉市内在住であること。	特になし。	介護福祉、保育士等	市内に居住し、呉市内の社会福祉施設等に正規職員として勤務（奨学金の貸付期間の1.5倍以上、かつ、1年以上）	社会福祉施設等	社会福祉法人等が、1年間で奨学金の返済を免除した額に対して、 基準額：40万円 補助率：2分の1	法人が免除を行った期間の属する年度の翌年度から	2017	—
広島県	三原市	なし	なし	なし	入社後3年以内	—	返済額の1/2 限度額：5万円/人	申請書兼実績報告書を受理した日	2021	未定
広島県	福山市	・市外の大学等に在籍し、保護者が市内居住 （独立生計者は市内に居住したことがあり、市外の大学に在籍）	在学生のみ	・大学等 ・看護師養成所 ・指定保育士養成施設	特定業種へ就業し市内に居住	・市内に本社がある事業所等に正規雇用として就労 ・市内の病院等に看護師として従事 ・市内の保育施設等に保育士として従事	元金及び利子の補助 （元金は最大84万円）	ローン返済開始日の翌年度の4月頃	2021	未定
広島県	三次市	特になし	特になし	特になし	通算して5年以上三次市内に在住	特になし	申請日以降に納期の到来する返済未済額の全部	返還免除申請書を受理した日 （三次市教育奨学金貸付し審査会の審査決定後）	2004	未定
広島県	庄原市	庄原市奨学金利用者（当奨学金制度内での返還免除制度）	平成22年4月以降に、新たに庄原市奨学金の返還義務が生じた者で、継続して3年以上庄原市内に居住し、引き続き市内に居住しており、かつ免除されるまでの返還金と市税を完納している者	特になし	平成22年4月以降に、新たに庄原市奨学金の返還義務が生じた者で、継続して3年以上庄原市内に居住し、引き続き市内に居住しており、かつ免除されるまでの返還金と市税を完納している者	なし	返還免除申請日以降において、引き続き市内に居住する期間に納期が到来する返還未済額の全部	申請月分の返還金から免除開始	2010	未定
広島県	大竹市	なし	なし	なし	・返還免除を受けようとする年度の4月1日を基準日として、その2年以上前から市内に居住し引き続き市内に居住する者 ・返還免除されるまでの返還金及び市税等を完納している者	特になし	当該年度に係る年間返還額(返還総額の1/10)	毎年4/1を基準日として市内に2年以上定住した時期	2012	未定
広島県	安芸高田市	安芸高田市の奨学金を利用して いた者	なし	なし	市内に居住し、市税等の滞納がないこと。	—	借入金額によって定められた月額返還金の下限額	要件を満たしている時点	2017	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
広島県	安芸太田町	特になし	特になし	医学・看護学・薬学・介護福祉	町内の医療機関に貸付期間の同等年数（3年に満たない場合は、3年）勤務すること。住居については、指定なし	医療（医師、看護師、薬剤師など）	奨学金を貸付けを受けた期間に相当する期間に相当する期間、町内の医療機関等に勤務したとき、奨学金の返還の債務の全部を免除	医学生及び研修医：臨床研修を終了した日の翌日以降 看護学生及び医療従事者：必要な資格を取得し直ちに町内の医療機関等に勤務した時期	2011	未定
広島県	世羅町	－	－	－	－	－	・県が実施する「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」対象額の1/2以内（上限額：年額1人10万円） ・同補助金対象額の1/3以内（上限額：年額1人6万円）	交付決定日の年度から	2021	未定
広島県	神石高原町	なし	なし	なし	なし	－	1年間に返済した奨学金の2／3を補助（上限15万円）	定住6か月後	2021	2028
山口県	下関市	なし	2022年（令和4年）3月に大学等を卒業予定の方（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る）又は水産大学校）	なし	下関市が認定する登録企業に就職し、就職時に下関市内に居住すること。	市内中小企業（社会福祉法人等は除く。）	5年間で最大60万円補助（年額12万円上限）	登録企業に就職した日又は奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日に属する月から1年を経過したとき	2019	2028
山口県	防府市	保護者が市内に住所を有する者であること（返還支援対象奨学金である防府市奨学金の要件）	既卒者	特になし	大学等卒業後3年継続して市内に定住	特になし	平成28年度以降に防府市奨学生に決定した者が貸付を受けた定住促進奨学金の全額（上限額：72万円）	大学等卒業後3年継続して市内に居住していることが確認できた時点	2016	未定
山口県	柳井市	本人の扶養者が申請時点で過去2年以上にわたり柳井市に居住している。 申請時点の前年度の市町村民税を完納している連帯保証人2人を有する。	大学等在学生	医学、看護学、歯学、薬学、保育士養成	定住促進奨学金の貸付け要件は、卒業した日の属する月の翌月までに市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き5年以上定住し、市内の医療機関又は幼稚園もしくは保育所に5年以上勤務する。	医療（医師、看護師、保健師、薬剤師など）、幼稚園もしくは保育所	定住促進奨学金全額・人材確保奨学金全額を免除	市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き5年以上定住する。市内の医療機関又は幼稚園もしくは保育所に5年以上勤務する。	2019	未定
山口県	周南市	保護者の居住地（定住促進奨学金申請時及び貸付中）	在学生	特になし	卒業後、市内に定住した期間が3年を超えた時点	－	定住促進奨学金貸付額の全額を免除 ※48万円（大学4年間の場合：1万円/月×4年）	卒業後、市内に定住した期間が3年を超えた時点	2018	未定
山口県	田布施町	田布施町奨学金の貸付けを受けた者。（本町の住民基本台帳に登録されている者、もしくは、修学のため町外に単独で居住している者。）	・高等学校又は専修学校の高等課程 ・高等専門学校 ・大学又は専修学校の専門課程上記いずれかの在学生、新卒者、もしくは既卒者。	－	卒業後、町内に居住していること。	－	奨学生が卒業後、町内に居住して就業する期間の奨学金の償還について、申請により償還額の2分の1を減免。	要件を満たした時。	2015	未定
徳島県	阿南市	市の区域内に1年以上住所を有し、又は有していた者	奨学金償還期間中（滞納または一部の理由を除く延期の申請をした者を除く）	特になし	市の区域内に住所を有する者	特になし	前年度に市内に居住していた期間の月数に応じて、当該償還年度の償還月額に100分の50を乗じて得た金額を免除する。 繰上一括償還も同様。	償還開始以降	2012	未定
徳島県	阿波市	無し	無し	無し	・阿波市に住民登録し、現に居住しているもの。 ・被雇用者、起業者又は第1次産業に従事している者。（国及び地方公共団体に勤務する正規職員は除く。）	無し	助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の2に相当する額（上限10万円） 専業農家従事者においては交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の全額（上限20万円）	交付決定を受けた年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還し、実績報告を提出した後	2017	未定
徳島県	美馬市	なし	なし	大学・高校	UIJターン移住により美馬市に居住している	無し	返還額の3分の1を補助（上限10万円）	年度末（3月末）に実績報告を求め、次年度当初（4月中）に補助金を支払う。	2016	未定

都道府県	市町村名	ⅰ 主な申請要件			ⅱ 就業・居住等の要件		ⅲ 返還支援の内容		ⅳ 事業実施期間	
		ⅰ－ⅰ 出身地等の要件	ⅰ－ⅱ 申請可能年齢等の要件	ⅰ－ⅲ 出身学校の分野要件	ⅱ－ⅰ 就業・居住等の要件	ⅱ－ⅱ 就業先の業種	ⅲ－ⅰ 返還支援の内容	ⅲ－ⅱ 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
徳島県	神山町	①高等学校入学前まで1年以上引き続いて本庁に在住していた者 ②保護者が本町に在住する者 ③修学意欲のある者 ④就学の経済的負担が困難と認められる者 上記①～④のすべてに該当し認定を受け、当町から奨学金を受領した者	当該奨学金の貸付に係る学校を卒業後1年間据え置いた者	なし	10年間を償還期間として年賦償還する者で、その者及びその保護者に町税その他町の収入に係る滞納がないもの及び当該年度の前年度の1月1日現在における住所を当町に有し、居住の事実を確認することができたもの。	なし	該当する者の当該年度の償還額を全額免除 (経過措置対象者については半額免除)	当該奨学金の貸付に係る学校を卒業後1年間据え置いた者	2016	未定
徳島県	那賀町	①奨学金の貸与をうけた者が卒業後、町内に住所を有して、向こう15年以内ににつき、通算10年以上居住した者。 ②看護師については卒業後3年以内に町内医療機関に勤務した者。	①卒業後、町内に10年間居住したとき。 ②看護師は3年以内に町内医療機関に勤務したとき。	特になし／看護学	①卒業後、町内に10年間居住したとき。 ②看護師は3年以内に町内医療機関に勤務したとき。	①無し ②看護師	<最大> 上限50,000円/月×貸与月数	①卒業後、町内に10年間居住したとき。 ②看護師は3年以内に町内医療機関に勤務したとき。	2016	未定
徳島県	海陽町	町内の小学校又は中学校を卒業。 或いは、徳島県立海部高等学校を卒業。	新規学卒者として最初の返還月を含む年度から10年を越えない大学等卒業者。	特になし	交付申請時までに町内に住民登録をし、継続して居住をしている。 交付申請時までに地元で就職し、現在も働いている(主夫・主婦含む)。	特になし	申請年度に返還した利息を含む奨学金の額。 ただし、4年制大学等へ進学した場合は年間最大24万円(修業年限により決定)。最長10年間(新規学卒者として最初の返還月を含む年度から10年間)	申請の翌年4月に支給	2019	未定
徳島県	藍住町	全国	大学等を修業年限以内に卒業し、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内(3月以外の卒業者にあっては、12月以内)に県内に所在する事業所において正規職員として就業している者で、就業期間が36月以上経過し、県補助金の交付決定を受けた年度	特になし	大学等を卒業後、町に住所を有している者で、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に、県内に所在する事業所において正規職員として就業している者	特になし	日本学生支援機構無利子奨学金…借受総額の1/4(上限額：大学50万円、短大25万円、専門学校40万円) 日本学生支援機構有利子奨学金…借受総額の1/6(上限額：大学35万円)	就業期間が36月以上となり、県補助金の交付決定を受けた後	2021	未定
徳島県	板野町	本町に住民登録を有し、かつ居住していること。	大学等卒業後、返還の期間内(高校貸与分8年、大学貸与分10年)であること。	特になし	大学等卒業後、本町に住民登録を有し、かつ居住していること。	特になし	返還の期間内(高校貸与分8年、大学貸与分10年)のうちに、1年ごとに返還免除申請を行う。免除額は、1年間に返済すべき債務の額。	町内で定住した時期	2016	未定
香川県	丸亀市【1】	平成26年4月1日以降にポリテクに入学し、平成30年3月1日以降に卒業	平成26年4月1日以降にポリテクに入学し、平成30年3月1日以降に卒業	特になし	市内事業所等に就職し、本市に住民票があり、現に居住している	特になし	厚生労働省が運営する技能者育成資金融資制度を利用し、返済を遅延なく行っている者に対し、元金及び利子の返済金に相当する額で、3年間で100万円と融資総額の1/2相当額のいずれか低い方の額を限度に支給	返済1年目、2年目、3年目	2017	未定
香川県	丸亀市【2】	市内に住所(法人の場合は、所在地又は主たる事業所)がある中小企業者	特になし	特になし	就業後3年以内の従業員の奨学金返済を支援しており、奨学金返済支援制度について社内規定等で定めている	特になし	事業者が従業員に対して奨学金返還支援のために支給する手当等の最大12ヶ月分、10万円と補助対象上限額のいずれか低い方の額(対象従業員1人につき申請は1回限り)	従業員の奨学金返済を事業者が支援後	2018	未定
香川県	善通寺市	無し	申請を行う日において40歳未満	大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記載され、かつ、本市に居住していること	公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける者)又は独立行政法人の職員でないこと	特定年度に返還した奨学金の元金及び利息の合計額又は5万円のいずれか少ない額とする。	申請を行う日の属する年度の前年度(以下「特定年度」という。)に奨学金の返還を滞りなくおこなっていること。	2019	未定
香川県	小豆島町	小豆島町内の中学校もしくは高等学校を卒業	大学等の在学生(大学院は除く)	特になし	大学等を卒業後、小豆島町内に在住し、小豆郡内の事業所に5年間勤めること。	特になし	貸付金額を上限とする。	卒業後から	2012	未定

※未記入箇所については、「－」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
香川県	綾川町	綾川町出身の者。	綾川町育英資金の貸与を受け、変換期間中の者。	無	①町内に居住し、住民登録をしているもの ②県内に事業所を有する企業等又は個人事業者に雇用されているもの、もしくは個人事業を営み、確定申告を行っているもの。 ③町税等の滞納がないもの ④育英資金貸付金の滞納がないもの 以上の要件を満たすもの	無	返還金を半額減額する。	平成28年度	2016	未定
愛媛県	宇和島市	—	新規就業者等の奨学金返済金の一部を、30歳になる年度まで5年間補助。	—	・満30歳以下で、現に宇和島市に居住しており、引き続き5年を超える期間本市に居住の意思があるもの。 ・平成27年3月1日以降に本市に本社を有する事業者等に1年以上継続して就労している者。	※公務員は対象外	補助額は上限20万円とし、交付申請年度の前年度奨学金返済額の2/3を、年度末に認定者あてに支給。 毎年度申請する必要がある。	毎年3月中（申請年度）に補助金交付決定者より請求書が提出され次第、補助金交付処理。	2016	未定
愛媛県	新居浜市	特になし	1回目の交付申請日に満30歳以下であること。	特になし	新居浜市内の中小企業で1年以上就職又は起業、第1次産業で1年以上従事していること。 本市に住民登録があり、現に居住している者。	特になし	年間奨学金返済額の2/3（最大20万円） 最大3回申請可能	1年間分の奨学金を返済した時点	2016	未定
愛媛県	大洲市	—	30歳	—	市内就業・居住	—	補助率1/2 上限12万円/年 最長5年	市内就業から1年以上経過後	2017	2019
愛媛県	上島町	町内に在住していること。 ※申請者はローン申請者と同じ。（多くの場合、両親のどちらか）	なし	なし	申請者（親権者）が町内に在住していること。 元金補てんの場合は、対象となる子どもが町内に在住していること。	なし	全額	利息：その年度に支払った利息分を翌年度に補てん。 元金：大学等卒業後、10年以内に上島町に戻ってきた場合に、翌年度から10年間かけて補てん。	2017	未定
愛媛県	伊方町	町内に定住	特になし	特になし	大学等卒業後、町内の認定を受けた事業所に就職し、5年以上就業する見込みの者	特になし	補助金の交付を申請する年度内に申請者が返還する奨学金の額（10/10）	1年目から	2021	未定
愛媛県	愛南町	なし	満40歳以下の既卒者	特になし	（1） ①～③のいずれかに該当する者 ①町内に本社等を有する企業等に就職し、1年以上継続して雇用されている者 ②町内において起業し、1年以上継続して事業を行っている者 ③町内において1年以上継続して第一次産業に従事している者 （2） 申請年度から引き続き5年を超える期間町内に居住する意思のある者	左記のとおり	一人当たり20万円を上限として、年度内の返還総額の3分の2の額 ※補助金の申請ができるのは、最長で一人当たり5年度分まで支払は、年度末に1回のみ	ii-iに記載の要件を満たし且つ申請しようとする年度の前年度以前に奨学金の返済を開始している場合は申請しようとする年度から	2016	未定
高知県	室戸市	室戸市奨学資金制度による奨学資金の貸与を受け、返還をする者	現在、返還中の者、または平成30年度以後に繰り上げ償還を行った者	無し	室戸市奨学資金返還者で次のすべての要件を有する者。 室戸市に住民票があり、現に居住の実態がある者、本市において就労または本市から通勤している者、奨学金返還金・市税・国民健康保険税に滞納がない者	—	交付金の額は、奨学金返還計画書に基づき当該年度に納付すべき奨学金の返還額に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、1年度あたりの交付金の額は、貸与総額を10で除した額を上限とする。	—	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
高知県	須崎市	なし	なし	なし	須崎市内に居住していること	なし	奨学金の返還月額または1万円のいずれか低い額に交付対象期間内における返還月数を乗じた額（最長60ヵ月分）	市内で前年度1年間居住及び返還した時期	2017	2031
高知県	土佐清水市	市内高等学校を卒業	高知県立清水高等学校を平成28年度以降に正規の期間で卒業後、直ちに進学し、進学先を正規の期間で卒業後、直ちに市内に住所を置き就労している者。	特になし	短大や大学などを卒業後、直ちに市内に住所を置いていること。	特になし	短期大学、専門学校、大学等で貸与していた分の金額を、一年間返還してもらうごとにその金額分だけ助成。（返還開始の時期の関係により、助成初回のみ半年間の返還額になる場合等あり）	土佐清水市に帰り、一年間の返還を完了した時期。（返還開始の時期の関係により、助成初回のみ半年間の返還額になる場合等あり）	2021	未定
高知県	香南市	無	40歳未満	無	市内居住者で市内の事業所で勤務又は起業	第一次産業は除く	返還額の1/2（上限一月当たり10,000円）を助成。期間は奨学金借入期間の2倍まで（上限8年）	申請を受けた初年度に助成対象者として認定し、年度ごとに一括支給（最長8年）	2016	未定
高知県	本山町	本山町出身者で高知県立嶺北高等学校に在生徒	嶺北高等学校卒業時	特になし	卒業後本山町内で就業、もしくは本山町から通勤可能な職場へ通勤する者	公務員以外であれば特になし	関西学院大学と嶺北高等学校及び本山町の協定に基づき大学に進学した者で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の返還後、助成する。	2022年度	2017	未定
高知県	土佐町【1】	土佐町奨学金の貸与を受け、返還をする者	町内又は高知県立嶺北高等学校に関係する行事等において、大学在学年次ごと年間40時間以上の地域貢献活動に従事	土佐町立土佐町中学校、県立嶺北高等学校を卒業	なし	－	貸与額による	卒業の月の6ヶ月後から免除申請を行って免除が決定した場合	2019	－
高知県	土佐町【2】	関西学院大学と高知県立嶺北高等学校との連携による取り組みであり、日本学生支援機構及び土佐育英協会の奨学金の貸与を受けており、本協定に基づき進学卒業後、本町内で就業もしくは本町から通勤可能な職場へ通勤する者	－	町内又は高知県立嶺北高等学校に関係する行事等において、大学在学年次ごと年間40時間以上の地域貢献活動に従事	地域への居住及び就業をいずれも要件としている	－	貸与額による	・奨学金の償還期間 ・町内居住期間 ・年度毎に奨学金を償還後、領収確認をもって支援	2016	未定
高知県	仁淀川町	仁淀川町奨学資金（高等学校等分）の返還金のみ対象	－	－	卒業後、勤務する者（地方税法第294条第3項の定めにより、町外へ町民税等を納めている者は除く。） 町内に住所を有し、補助金の交付を受ける年度の末日まで継続して居住する者	－	補助金の交付を受ける年度内に返還すべき奨学金の額とし、年額18万円を限度とする。 補助対象期間は補助金交付の対象となった最初の月から起算して15年を限度とする。	－	2018	未定
高知県	梶原町	貸与者が卒業後、返済すべき期間に町内に生活の本拠を有する者	既卒者	1/2免除は、分野要件無し。全額免除は、保健師助産師看護師法、社会福祉士及び介護福祉士法、薬剤師法及び社会福祉士法及び作業療法士法による学校教育法に規定する学校、又は厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成所を卒業してその業務についているもの	i-i、i-iiiのとおり	i-iiiのとおりで1/2免除の場合は就業先の要件は無い	返還期間に町内に本拠を置いているものに対しては1/2免除。更に医療・介護・福祉分野において指定の業種で業にあっているものについては返還金の全額免除	申請があった月から開始	－	未定
高知県	四万十町	特になし	40歳まで	特になし	町内での居住が必須。また、一部の枠で町内での就業が必須としている。	医療（看護師、保健師）、福祉（介護福祉士）、保育	奨学金の返還総額の全額 ①通常枠 2万円以内/月 ②特定資格枠 3.2万円/月	返還中であっても要件を満たしていれば支援を行う。	2021	未定
福岡県	北九州市	特になし	平成30年～令和2年新卒者（既卒3年以内含む）	特になし	市内認定企業に就業 就職後、一定期間北九州市内に居住	幹部候補の職（総合職・研究・開発・技術職など中核人材となる職） 保育士・幼稚園教諭、介護福祉士の資格を要する職	一人あたり 18万円／年×3年間＝54万円（上限）	就職2年目から4年目に交付	2017	2023
福岡県	福岡市	四年制大学、短大、専門学校、各種学校	なし	保育士養成	正規職員として、市内保育施設に雇用されていること	市内保育施設	四年制大学卒 上限月額15,000円 短大、専門学校、各種学校 上限月額10,000円	奨学金の最初の返済月	2019	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
福岡県	大牟田市	なし	就職日における年齢が満35歳未満	なし	大牟田市に住所を有し、市内中小企業等に正規雇用で就職していること	－	奨学金の年返還額又は10万円のいずれか低い方の額を最大3年間支援	交付基準日（就職日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日の属する月の翌月の初日）から1年経過後	2018	未定
福岡県	久留米市	－	保育士資格を有する新卒者及び既卒者で、補助金申請年度に新たに市内保育所等に保育士等として就職した人。	指定保育士養成施設	市内に居住する人で、市税等の滞納がない者。保育士登録を受けた後、市内の保育所等に保育士等として新たに就職し、継続して5年間就業しようとする者（1日6時間以上かつ月20日以上勤務に限る）。	福祉（市内の保育所等）	当該年度に返還した額（年額上限12万円、月額上限1万円）	補助対象者として認定申請をする年度（市内保育所等に新たに就職した年度）	2020	2025
福岡県	直方市	なし	なし	なし	市の住民基本台帳に登録されている者で、かつ市内の保育所等に新規に採用された者	・福祉	返還額と12万円のいずれか低い額を上限に補助	補助金の対象要件を満たした翌月から36月を上限	2020	未定
福岡県	飯塚市	奨学生又は奨学生であった者が最終学校を卒業後に市内に居住すること。	最終学校を卒業した月の翌月から起算して1年を経過した後	要件なし	当該年度における最初の返還期日の属する月の前年の応当月の1日から当該返還月の前月の末日までの間に、奨学生が市内に住所有していた期間があること（居住月は1月のうち半月以上ある月をいう）。	要件なし	当該年度の返還額を12で除したものに、左記 ii - i に示した期間における居住月の数を乗じて得た額を免除とする。	最終学校を卒業した月の翌月から起算して1年を経過した後	2018	未定
福岡県	筑後市	特になし	保育養成校を卒業後3年以内の者	保育士養成	筑後市内の保育所等に勤務する保育士であること 勤務開始日から継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること	福祉（保育所等）	月額2万円を上限 24月を限度	申請日の属する月	2019	2021
福岡県	大川市	奨学金申請時に保護者が1年以上当市に住所を有すること	大学等又は大学院を卒業した日の属する月の末日から1年を経過する日までに市内に居住し、かつ同日以降継続して市内に住所を有し3年が経過したとき	特になし	i - ii に同じ	－	30万円（全額）の返還免除	i - ii に同じ	2016	未定
福岡県	行橋市	市内に1年以上居住等	進学予定者（20歳未満）又は大学等在学生	特定職業型は教育学・保育	大学等卒業後、市内で貸付期間の1.5倍の期間居住する見込み。特定卒業型は加えて市内にて保育士又は教師として勤務が必要。	教師 保育士	年間償還額を毎年度免除	大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過したとき。	2018	未定
福岡県	みやま市	特になし	補助金に係る第1回目の交付申請日に満30歳以下であること	特になし	筑後地域内の中小企業等に就職 ※公務員は除く みやま市に住民票があり、5年以上居住する意思があること	筑後地域内の中小企業者の事業所等又は市長が中小企業と同等と認める事業者	申請する年度の奨学金の返還総額の1/2（上限18万円・最大36か月）	申請時に30歳未満で1年以上就職している場合	2018	未定
福岡県	水巻町	なし	なし	なし	町内の私立保育施設等に常勤の保育士として採用された者で、当該保育施設等に翌年度以降も継続して勤務する意思がある者	保育士	返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額を上限とする（年額） ただし、年度の途中に申請を行うときは、申請年度中に返済した奨学金の額を1月相当に換算した額に交付要件を満たした月数を乗じた額と、1月あたり1万5千円に交付要件を満たした月数を乗じた額のいずれか低い額とする。	町内保育施設で雇用開始となった時期	2020	2025
福岡県	大刀洗町	－	既卒者等	保育士養成	2019年4月1日以降に新たに町内の認可保育園で常勤保育士として勤務する人	福祉（保育士）	5年間で最大60万円（年12万円上限）	町内の認可保育園で常勤保育士として勤務を始めた時期	2019	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
福岡県	みやこ町	本人または本人の主たる生計を維持している者がみやこ町に住所を有していること。	21歳未満	特になし	①大学等を卒業した日から5年以内に福岡県公立学校教員採用試験に合格し、教員採用試験合格した日から5年以上公立の小学校または中学校、高等学校、特別支援学校で働く意思があること。 ②大学等卒業後、6ヶ月以内に町内に居住、または町内に就業する意思があること。	教育職員または町内就業	奨学資金の返還免除	ii - i の条件に該当したとき	2018	未定
福岡県	吉富町	特になし	特になし	特になし	申請年度の1月1日に吉富町に住民登録があり、京築地域または九州周防灘定住自立圏域(吉富町、上毛町、豊前市、築上町、中津市、宇佐市、豊後高田市)の事業所等で就労している方町税や町の各種料金を滞納していない方 申請後、吉富町に引き続き10年以上居住する意思のある方	職種・雇用形態は問わない。	年度中に返還すべき奨学金等の返還金額の2分の1に相当する額 初年度～3年度目…10万円を限度額 4年度～10年度目…5万円を限度額	初年度は翌年の4月～5月 2年度以降は翌年の3月	2021	2036
佐賀県	伊万里市	奨学ローン借入者が本市に住所を有すること ※借入者：学生又はその保護者等	本市と連携協定を締結した金融機関が提供する奨学ローンを活用して進学する者であること(年齢制限なし)	看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士資格のうち、いずれかが取得できる大学・高等専門学校・短期大学・専修学校であること	・大学等を卒業し、市内事業所等に勤務することとなった日の翌日から起算して3月を経過する日までに、本市に住民登録をし、引き続き本市に住所を有していること ・本市が指定する資格を取得し、市内の事業所等に勤務していること ・市税等を滞納していないこと	本市が指定する資格を生かして就業していること	①本市と連携協定を締結した金融機関が提供する奨学ローンの返済に係る利子相当額	①奨学ローン返済開始後、返済年度ごとに申請し補助	2020	2024
佐賀県	武雄市	特になし	申請年度末時点で満30歳未満	特になし	正規雇用者、起業者、一次産業従事者（公務員除く） 定住する意思を有する者（3年以上居住）	公務員は除く	毎月の返還額の2分の1（千円未満切捨、上限月額1万円）最大36月を補助	2018年10月から受付（2021年9月末まで）	2018	未定
佐賀県	みやき町	無	無	無	町内保育施設等に常勤で勤務すること	保育士、幼稚園教諭	町内在住者 月1万円 町外在住者 月5千円	就労開始月または認定月	2019	未定
長崎県	佐世保市	特になし	特になし	特になし	1. 佐世保市に居住している 2. 奨学金を返還している 3. 町内会に加入している 4. 佐世保市に今後10年以上定住すること 5. 市税を滞納していないこと及び市内企業に就業（正規雇用）もしくは起業していること	就業先の業種等により補助率に違いあり（基本的に全職種が対象）	1. 離島定住 返還額2/3 上限年間20万円（最大10年間） 2. 特定業種就業の場合 返還額1/2上限年間15万円（最大10年間） 3. その他の場合 返還額1/3 上限年間10万円（最大10年間）	前年（1月～12月）の支払い実績に対し交付（毎年交付申請が必要）	2016	2023
長崎県	平戸市	平戸市の奨学生として採用されていること	高等学校卒業年齢	特になし	高等学校卒業後、平戸市の産業に従事し、市内で5年間就業及び居住する見込み	特になし	奨学金の全部の返還を免除	産業後継者として認定を受けた後5年間を超えたとき	2011	未定
長崎県	対馬市	要件無し	申請段階で30歳未満の者	要件無し	対馬市に5年以上定住する意思がある者で、就業している者	公務員、転勤族以外	質問3のとおり	質問3のとおり	2019	未定
長崎県	壱岐市	出身地、大学等の所在地の要件なし	大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学し医療及び福祉に係る資格を取得した者	医療及び福祉に係る分野	市が指定する資格を取得し、市内居住、市内事業所に正規雇用され、資格に基づく業務に従事する者で、補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する者	医療及び福祉に係る業種	年度内に返還すべき奨学金の返還金の額とし、年額20万円を限度（3年間）	年度内に返還すべき奨学金を全て返還したとき	2018	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
長崎県	五島市	なし	35歳未満	・平成29年2月1日以後に大学等を卒業した方(大学院の過程を修了した方を含む) ・平成28年度の過程を修了したあとに大学を退学した方 ・平成29年4月1日以後に大学等を退学した方	●就業 ・国の機関、地方公共団体の正規職員を除く職種 ●居住 平成29年4月1日以後に五島市に転入した方	国の機関、地方公共団体の正規職員を除く職種	Uターン者：年36万円以内 Iターン者：年24万円以内(ただし、医療福祉分野に就労した方については年36万円以内)	償還開始から10年	2017	—
長崎県	西海市	なし	なし	なし	最終学校卒業後の翌月から返還完了までの間に、5年以上継続して市内に住民登録していること。	なし	貸付金額の55% (最大)	最終学校卒業後の翌月から5年後 (最短)	2017	未定
長崎県	雲仙市	なし	なし	なし	申請時点で市に居住し、5年以上定住することを誓約する者。	業種を問わず就労している者(就労先の所在地を問わない。)	補助対象期間内に償還した奨学金等の2分の1以内の補助。(上限あり)	令和2年4月以降奨学金の償還を開始したもので、交付申請時に居住した時期	2020	未定
長崎県	南島原市	本市の住民登録がある方の子女であること。(南島原市奨学金の貸付を受けた方)	特になし。	特になし。	・南島原市に住民登録があること ・就労していること(パート・アルバイト等を含む) ・償還すべき奨学金を償還していること ・市税等の滞納が無いこと	—	年度ごとに居住と就労の実績を確認し、1年度間(4～3月分)で償還した金額の2分の1以内を、年度末に交付する。	償還開始時。償還開始時に市内に居住していない場合は、市内に居住を始めた時。	2016	未定
長崎県	波佐見町	・美術系大学に進学予定または在学している者 ・町内に居住する者の子女又は町外に居住し長崎県立波佐見高等学校美術・工芸科に在学若しくは卒業した者	—	—	奨学金返還期間中(猶予期間含む)に、波佐見町に住民登録を有し、町内において大学で学んだ知識を生かした職業に就くこと	—	年間24万円、5年間で最大120万円の債務減償	町に住民登録を有し就業した日から	2016	未定
長崎県	新上五島町	特になし	40歳未満	特になし	本町で初めて就労した40歳未満の方で3年以上の定住する見込み	官公庁以外	前年度奨学金返還額の補助(20万円上限)	就職開始後36月	2016	—
熊本県	荒尾市	「※2」の要件全てなし	承認申請時点で30才以下	特になし	どちらも市内のみ	特になし	・年間返済額の3分の2以内の額(上限額：20万円)	・1回目の補助金の交付申請を行う日の属する月の前月から起算して前12ヵ月及び初回交付申請月から起算して24ヵ月の期間。	2018	未定
熊本県	上天草市	特になし	年齢等の要件はないが、学校等を卒業後、返還を開始した翌年度から10年間のみ	特になし	大学等卒業後、市内事業所等に就職し、市内に10年間居住する見込み	特になし(公務員以外)	「返還すべき助成対象奨学金の額の10分の1相当額」または「申請年度の前年度に返還した助成奨学金額」のいずれか少ない額(ただし上限20万円)	学校等卒業後、助成奨学金を返還した翌年度の交付請求後に随時実施	2018	未定
熊本県	錦町	保護者が錦町内に在住	要件なし	特になし	卒業後、錦町内に居住	特になし	奨学金の返還総額の1/2	町内で定住を開始した時期	1997	未定
熊本県	球磨村	特になし	交付申請日の年齢が35歳以下	特になし	補助金の算定対象期間の終期までに本村に住民登録があり、現に居住している者で、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、本村に居住する意思がある者	特になし	奨学金の返済総額の2/3年額の上限額は20万円で、5年間申請可能	交付申請年度	2017	未定
熊本県	苓北町	苓北町に居住する者の子等で本人が町内中学校を卒業した者	特になし	特になし	町内に居住し、かつ町内の施設や町内を拠点として、条例で定めた国家資格等の業務に従事する者	法律系・コンサル系・IT資格／パソコン系・医療系・電気系・調理／衛生／飲食系・車両／航空／船舶系・会計系・不動産／福祉系・建設／施工系・生活関連・教育関連・その他	奨学金の年間返還総額の1/2	ii-iの要件を満たし、免除申請書等を提出した申請日の属する月から	2014	未定
大分県	別府市	貸与資格として、保護者が市内に住所を有するもの。	2018年度以降に卒業したもの。	市内居住要件については特になし。保育士要件については、保育士養成分野。	大学等を卒業後、市内に居住の事実がある場合、または保育士資格を有し、市内の保育所等で勤務した場合。	福祉サービス業	前年度に、市内に居住の事実、または市内の保育所勤務の事実があればその月数分をそれぞれ半額免除。(10年間月賦返還の場合のみ)	免除要件に該当があった翌年度	2019	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i - i 出身地等の要件	i - ii 申請可能年齢等の要件	i - iii 出身学校の分野要件	ii - i 就業・居住等の要件	ii - ii 就業先の業種	iii - i 返還支援の内容	iii - ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
大分県	中津市	特になし	指定保育士養成施設等卒業者	指定保育士養成施設等卒業者	指定保育士養成施設等を卒業後、市内の私立保育所等に週30時間以上の勤務を要する保育士として就職し、2年間以上継続して勤務する見込みであること。市内で就職した日の属する年度において、在学期間中に修学のため借り入れ た奨学金の返還を行っていること。④中津市内に住所を有し、居住していること。	保育士、幼稚園教諭	返還した奨学金額 （上限年間6万円、月額5千円、最長5年間）	市内で1年間就業及び定住した時期（認定申請は初年度より行う）	2017	未定
大分県	佐伯市	佐伯市に住所（現に居住）があり、8年間以上定住する意思がある人	大学など（高校生は対象外）の在学期間中に奨学金の貸与を受け、その返還を予定している人、または現在返還を開始している30歳以下の人	特になし	①大学など（高校生は対象外）の在学期間中に奨学金の貸与を受け、その返還を予定している30歳以下の人 ②佐伯市に住所（現に居住）があり、8年間以上定住する意思がある人 ③令和2年4月1日以降に市内事業所に正規雇用された人、または自営業、第1次産業（農・林・漁業）に従事する人	本市で事業を営む個人又は本市に本店、支店、営業所、事業所等を置く法人その他の団体及び自営業や第1次産業に就業する場合も可	借入金の5分の4 ※ただし、限度額あり。 ・大学院 220万円 ・大学 160万円 ・専修・短期大学 80万円 ・高等専門学校 110万円	交付決定年度から（ただし8年間毎年申請が必要）	2020	未定
大分県	臼杵市	奨学金申請時に本人または保護者が臼杵市に引き続き2年以上住所を有し、貸与期間中臼杵市に住所を有していると思込める者	奨学金申請時に大学に在学する方、または入学が見込める方	－	卒業してから10年以内に臼杵市内に居住すれば、5年を限度に返還を猶予。5年間継続して居住すれば返還の免除を申請できる。	－	貸与した総額を免除（ただし、すでに返還している金額は免除しない）	卒業後、5年間継続して居住した時	2010	未定
大分県	津久見市	－	－	－	貸与期間の終了した月の翌月から起算して15年以内に、市内に継続して72月以上居住した場合	－	奨学資金の返済未済額の1/2を免除	市内に継続して72月以上居住した翌月から	2018	未定
大分県	豊後高田市	特になし	平成29年10月1日以降に正規雇用された方で、就職時の年齢が30歳以下の方。	特になし	申請時に市内に住民票があり、交付申請年度から引き続き5年間、居住する意思のあるもの	特になし	申請を行う前年（1～12月）の返済額の「1/2」を補助するもの ※補助期間：最長5年（60月） 補助上限額：100万円（5年間の合計）	交付申請時から開始	2017	未定
大分県	宇佐市	なし	なし	大学 短期大学 専修学校専門課程	市内に住民票を置くこと	なし ※公的医療保険の被用者保険に加入していること。（被扶養者は除く）	申請年の前年の奨学金の返還金額の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）	平成28年3月1日以降宇佐市に居住を開始し、その日から1年以内に就職をした者	2016	－
大分県	豊後大野市	高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、大学	申請初年度4月1日に30歳以下	－	令和元年9月27以降新たに就職し、市内で5年間居住する見込み	－	奨学金の返還総額の2/3（上限額：20万円）	申請時点で要件を満たしている	2020	未定
大分県	由布市	保護者又は申請者が1年以上由布市に在住している	高校、大学またはこれに準ずる学校に在学している	特になし	奨学金返還期間中、市内に居住している	特になし	当該年度の奨学金返還額の1/2	随時	2018	未定
大分県	九重町	町内出身者、または保護者が町内に在住。	貸与条件となる学校等を卒業予定の者。令和2年以降返還中の者	無	九重町内に10年間在住、又は大分県内で採用され、将来九重町での勤務を希望する者。	－	奨学金の返還総額	返還開始時、又は返還中	2020	未定
大分県	玖珠町	なし	30歳以下	なし	現に居住し、住民票が町内にあり、今後5年以上居住の意思のある者	なし	限度24万円／年（最大5年間）	毎年1～2月に申請を受け、3月までに支給	2021	2029

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
宮崎県	都城市	高等学校等を卒業した日に本人又はその法定代理人が市内に居住していたこと。	・補助金の申請日において、大学等を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していないこと。 ・大学等卒業後1年以内（大学等卒業時に本市に住民登録を有していた者に限る。）又は転入後1年以内に申請。	特になし	本市に住民登録を有し、対象企業に就職していること。	次のいずれかに就職すること ア 市内に本店のある事業所 イ 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）に規定する指定事業者が設置した事業所 ウ 市外に本店があり、この補助金の交付の申請をしようとする者との雇用契約において、勤務地条件を本市のみとする事業所	返還額の1/2（年間10万円上限） 別途定める限度額に達したとき又は、返還が完了するまでのどちらか早い方まで。	交付要件を満たし、交付決定を受けた翌年度から	2021	未定
宮崎県	串間市	特になし	特になし	特になし	（1）串間市に引き続き2年以上在住する者若しくはその世帯に属する者であること。 （2）高等学校又はこれと同等以上の学校に在学する学徒で、向学心に富み、意志堅固、成績優秀、品行方正、身心共に健康であること。 （3）学資の支弁が困難であると認められること。	特になし	串間市の奨学金を受けた奨学生が返済を開始する日以降の毎月1日に串間市に住所を有する者であること	就業2年経過後かつ奨学金返還開始後に返還免除申請を行い、これが認められたとき	2015	未定
宮崎県	西都市	なし	なし	—	・市内に居住している者で、引き続き市内に居住する意思のある者 ・自治会に加入している者	—	・要件を満たす者に対し、当該年度に返済した奨学資金相当分を補助する	—	2019	—
宮崎県	えびの市【1】	無し	30歳以下	特になし	大学等を卒業後、市内に居住し、かつ市内で就業又は起業し、5年以上継続して就業及び居住する見込みがある者。市内で就業又は起業後2年未満である者。	特になし	年額144,000円以内で5年総額720,000円を支援。ただし、返還金額が限度額を下回る場合は、その金額とする。	市内で5年間定住及び就業した時期	2018	未定
宮崎県	えびの市【2】	無し	指定保育士養成施設又は指定教育養成機関の既卒者	保育士養成	保育士又は幼稚園教諭の資格を取得し、市内の保育所、幼稚園又は認定こども園で就労。、5年以上継続して就業する見込みがあり、就業後2年未満である者。	保育士、幼稚園教諭	年額144,000円以内で5年総額720,000円を支援。ただし、返還金額が限度額を下回る場合は、その金額とする。	市内で5年間就業した時期	2016	未定
宮崎県	えびの市【3】	無し	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に基づく厚生労働大臣が指定する養成施設のうち、2年制以上の養成施設の既卒者	特になし	養成施設等を卒業後、市内の介護保険法に規定する介護サービス事業所又は老人福祉法に規定する老人福祉施設で、正規職員として採用された者で5年以上継続して就業する見込みがある者。就業後、2年未満である者。	福祉	年額144,000円以内で5年総額720,000円を支援。ただし、返還金額が限度額を下回る場合は、その金額とする。	市内で5年間就業した時期	2016	未定
宮崎県	国富町	特になし	特になし	特になし	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に該当する企業への就職をし、本町在住の方	特になし	県の支援限度額の1/3程度 1年経過時点150,000円 3年経過時点150,000円 5年経過時点150,000円 最大計450,000円	申請年度より支援開始	2018	2024
宮崎県	綾町	綾町在住者の子弟	既卒者	特になし	奨学金対処終了後就業し、町内に定住して消防団に加入すること。	特になし	奨学金の返還総額の2分の1	定住後1年以上継続して条件に該当するとき。	2015	未定
宮崎県	西米良村	保護者が3年を超えて居住し、引き続き居住見込みのあるもの	高校生以上	特になし	償還期間内に村内に居住し、村内または村外で就業するもの	特になし	菊池奨学資金の貸付金の免除	卒業した次の年度から	1955	—
宮崎県	都農町	町外	申請時に奨学金の返済残額が50万円以上ある39歳以下の者	特になし	県の運営するマッチングサイトに登録しているまたは求人掲載している事業所に3か月以上勤務していること。 本町に転入してから5年以内に転出しないこと。 自治会に加入し、地域活動に参加すること。	特になし	転入奨励金の基本額10万円に加算する。 （加算額） ○大学院・6年制大学卒50万円 ○4年制大学卒35万円 ○短大卒他20万円	転入奨励金の交付決定後、1回限り。	2021	2023
宮崎県	諸塚村	なし	なし	なし	諸塚村内に定住すること（就業地は村外でも可）	—	3年ごとに1/3免除（9年以上の居住で全額免除）	定住開始日から返還猶予開始	1997	未定

※未記入箇所については、「—」で表示している
※公表以降の追記・修正箇所については、朱色で表示している

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
宮崎県	椎葉村	なし	なし	なし	村内に居住している	なし	144万円を上限に月額1万円以内の免除。	村内に転入した翌月から免除となる。	2010	未定
宮崎県	美郷町	美郷町育英奨学金の返還者であり、本町に居住している者	奨学金返還中の者	－	美郷町に居住している者	－	定住期間中における返還金額の免除	返還免除申請の提出月	2006	未定
宮崎県	高千穂町	高千穂町育英資金貸与者の生計を主として維持する者が高千穂町内に居住していること。	大学、高等専門学校、高等学校、専修学校を卒業又は中退した者。	特になし。	高千穂町育英資金貸与について、貸与を受けた者が返還期間内に町内に住所を有し、かつ、生活実態がある場合の町内に定住している期間。	特になし。	育英資金の返還債務の全部又は一部を免除する。	高千穂町育英資金貸与について、貸与を受けた者が返還期間内に町内に住所を有し、かつ、生活実態がある場合の町内に定住し始めた時。	2019	未定
宮崎県	日之影町	町内出身者	定住を目的に1年を超え町内に居住していると認められたとき	－	町内居住者	－	返還総額全額	定住を目的に1年を超え町内に居住していると認められたとき	2016	未定
鹿児島県	阿久根市	本市に3年以上在住する者の子弟であること	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（大学院を含む）及び修業年限2年以上の高等専修学校、専門学校又は職業訓練短期大学校等に在学し、又は入学しようとしていること	なし	最終学校を卒業した後、6年以内に本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し、事業所等の正規雇用者（公務員を除く）、又は個人事業等を営み、税の申告をしている者、又は法人を設立・経営している者	なし	入学一時金の全額または一部を免除する。ただし、1年ごとの猶予に係る申請を必要とする	市内で3年間定住した時期	2017	未定
鹿児島県	出水市【1】	保護者が本市に3年以上継続して在住している者	大学等に在学又は進学しようとする者	－	大学等を卒業後3年以内に本市に居住し、補助金交付申請日においても引き続き居住する者で、本市又は本市外に就労する者	公務員でない者	年度ごとの返還済額に申請年数に応じた補助率を乗じた額を補助	大学等を卒業後本市に居住し始めた月以降に返還された奨学金を次の年度に補助	2018	未定
鹿児島県	出水市【2】	保護者が本市に3年以上継続して在住している者	大学等（大学院、高等専門学校を含まない）に進学しようとする者	－	大学等を卒業後1年以内に本市に居住し、申請日以後、本市又は本市外に就労の実態が3年間継続している者	公務員でない者	貸与している入学一時金の全部を免除する	市内に居住し、3年経過した時期	2019	未定
鹿児島県	西之表市	貸与の際の要件として、保護者が本市に在住する者としている。	年齢制限は設けていない。	なし	最終学校を卒業後、返還期間内に本市に住民登録し、引き続き5年間市内に居住し、かつ本市で就業していること。	公務員以外の職種	願い出により奨学資金の全部または一部の返還を免除する。	2021年	2016	未定
鹿児島県	垂水市	特にないが、奨学資金奨学生申請時の条件として、「本市に3年以上在住する者の子弟」とある。	特になし。	特になし。	奨学資金返還期間内において本市に居住すること。	特になし。	月ごとに換算した場合は貸与金額の半額、上限は設定していない（全額免除が可能）。	平成29年度（厳密には平成29年度入学生が卒業後2年目）（4年制大学の場合は令和3年度から）	2016	未定
鹿児島県	薩摩川内市	市内外の大学等卒業生	就職時の年齢が30歳未満	－	市内事業者に就職（正規雇用）かつ市内居住（市内事業者は中小企業限定、ただし市内大学卒業生はこれに限らない。）	－	前年度返還額の2分の1に相当する額を補助金として交付。1年あたり20万円が上限。補助総額は200万円が上限。	支援対象者登録から1年後の交付申請	2016	未定
鹿児島県	日置市	市内に住所を有すること（奨学資金貸付要件となっている）	大学等を卒業後5年以上	特になし	大学等を卒業後、5年以上市内に住所及び在住し、県内で就業すること	特になし（ただし、公務員は除く）	卒業後6年目から10年目までの期間に毎年返還金を免除する。（最大1/2免除）	大学等を卒業後5年以上	2017	未定
鹿児島県	霧島市	特になし	特になし	特になし	大学等卒業の翌月から1年経過した時点で、市内居住、市内就労を満たしていること	官公署のみ不可	条件を満たしている場合は、願い出により毎年度返還の猶予を行い、5年・10年継続した時点で免除申請を受理し、決定する（金額は5年経過時で返還残額の1/2、10年経過時で返還残額全額免除）	条件を5年または10年継続した時期	2016	未定
鹿児島県	三島村	村立義務教育学校を卒業した者	高校及び大学入学までの間	特になし	高校又は大学卒業後、直ちに三島村の区域内において引き続き10年以上産業振興に従事した者	特になし	返還総額の全額	返還義務の開始時	2002	未定

都道府県	市町村名	i 主な申請要件			ii 就業・居住等の要件		iii 返還支援の内容		iv 事業実施期間	
		i-i 出身地等の要件	i-ii 申請可能年齢等の要件	i-iii 出身学校の分野要件	ii-i 就業・居住等の要件	ii-ii 就業先の業種	iii-i 返還支援の内容	iii-ii 返還支援の開始時期		
									開始年度	終了年度
鹿児島県	さつま町	平成30年4月1日から令和5年3月31日までに新規でさつま町奨学金の貸与を受けた者	平成30年4月1日から令和5年3月31日までに新規でさつま町奨学金の貸与を受けた者	—	①申請時までにはさつま町に1年以上継続して住所を有し、かつ居住していること。 ②前年度の期間中に返還すべき奨学金を滞滞なく返還していること。 ③町税等を滞納していないこと等	—	定められた償還年数の限度年数による月賦返還換算額を基礎として算出した年間額を補助金として申請者へ補助する。	交付申請日において1年以上継続して本町内に住所を有し、かつ居住している者	2020	未定
鹿児島県	長島町	町内に住所を有する者 ぶり奨学ローン契約者（保護者等）	高校・大学等進学予定者及び在学中の子どもを持つ保護者	特になし	①ローン元金補助 卒業後10年以内に住所登録 ②支払利息補助 子どもの住所地等要件なし	なし	①ローン元金補助 ②支払利息補助	①ローン元金補助 卒業した子どもが住所登録をした翌年度から ②支払利息補助 利息を支払った翌年度から	2016	未定
鹿児島県	湧水町	本町に住所を有する者又はその子弟で保育士の資格を取得するための学校又は養成施設等に修学している学生等で、将来、町内の施設等で働く意欲がある者。	なし	保育士養成	学校等卒業後、町内の保育等の施設に雇用され、貸与期間に1年を加えた期間従事した者。	福祉	全額免除	町内保育施設雇用時	2020	—
鹿児島県	大崎町	保護者が本町住民登録者	大学等進学予定者及び在学中の子どもを持つ保護者	特になし	大学を卒業後10年以内に本町に住民登録すること	なし	住民登録後10年間で金融機関へ返済した元金及び利子分を全額補助	奨学ローン返済開始後の翌年度から	2018	未定
鹿児島県	東串良町	—	—	—	返還期間中に町内居住者	—	当該年度返還金の1/2を減免	貸与終了1年後より	2021	未定
鹿児島県	南大隅町	卒業10年以内に住民登録し、その後転出することなく、居住する者	高校・大学・短大・専門学校・医学部等卒業10年以内	高校・大学・短大・専門学校・医学部等（医・歯・獣医・薬学部・学科）	南大隅町居住者	なし	町独自の奨学金に返済限度額はそえる。10分の1の補助	住民登録をした翌年度から	2018	未定
鹿児島県	中種子町	町内に居住する者の子弟	①返還の期間内 ※卒業後、1年経過後の4月から貸与を受けた年数の2倍の期間 ②猶予期間中	特になし	卒業後、返還の期間内に中種子町の住民になり、かつ、島内において就業したとき	特になし	①返還を猶予 ②返還総額全額又は一部免除	中種子町の住民になり、かつ、島内において就業し5年以上経過したとき	2017	未定
鹿児島県	南種子町	町内に居住する者が扶養する子	高等学校又は大学等に在学する者。学業及び品行が優良であること。	・農学・医学・看護学・歯学・薬学	町内に居住し、かつ、農業若しくは町長が定める専門的資格を必要とする職に就職する	農業、医系	就業・居住要件を満たす期間の償還免除	就業・居住要件を満たし、奨学生選考委員会免除決定がされてから	2010	未定
鹿児島県	大和村	なし	なし	なし	居住かつ住所を有する者	なし	本人と大和村とで取り決めた返還計画を遅延なく返還した、年間の返還額	返還期間が始まった翌年度	2019	未定
鹿児島県	喜界町	本人又はその保護者が喜界町の出身者であること	満40歳未満の者	特になし	農業高校及び農業大学校に就学し卒業後本町において農業及び農業関係に従事しようとする者	・農業 ・町長が認める営農支援団体等	卒業後本町に居住し、貸与期間の2倍の年数を本町の定める職種に従事した場合奨学金返済の全額及び一部免除	貸与期間終了後、本町に居住し、本町の定める職種に従事した時から	2017	未定
鹿児島県	天城町	保護者が本町に在住している者の子どもであること。	返還期間中であること。	特になし	返還中の者が、本町に居住していること。	特になし	居住している間は、返還猶予3年間継続して居住した者は返還免除。	本町に居住している期間	2015	—
沖縄県	南大東村	父母のいずれか及び本人が本村に籍を有する者	高校生以上	—	国家資格を取得し、特定人材として南大東村内において5年以上滞在し、勤める場合	医療、教育、福祉、電気等 添付資料どおり	全額免除	南大東村内において5年以上つとめた時期	2017	未定
沖縄県	多良間村	多良間村に住所登録	なし	なし	基準日4月1日から継続して村内に定住している人	—	大学あるいは高校の在学した期間かける2倍もしくは3倍の月数をかけた額を年間免除	—	2016	未定